

経営安定プロジェクト
研究資料 第5号

水田・畑作経営所得安定対策下における 集落営農組織等の動向と今後の課題(2)

平成22年11月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

本研究資料は、当研究所が平成19～21年度の3ヶ年で実施したプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」の成果の一部として刊行するものである。

平成19年度から、①担い手の育成・確保、②担い手経営の安定・発展、③望ましい農業構造の実現を主な目的として導入された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）をきっかけに、多くの集落営農組織が設立された。

集落営農組織は、地域農業の維持・発展に大きな役割を持っており、この経営が一層発展することが重要である。しかしながら、設立後間もない集落営農組織は、将来の経営安定・発展に様々な課題を抱えている状況にある。

このため、本プロジェクト研究の最終年である平成21年度には、経営所得安定対策の集落営農組織等の経営に与える経済的な影響、組織の代表者や組合員の考えの変化、地域の農業生産や農業構造に与えた影響を把握することに重点をおいた調査研究を行うこととし、農林水産政策研究所を中心に、経営局との密接な連携の下、大学、試験研究機関の研究者、普及組織等の専門家の参画による共同研究として、集落営農等の農業経営の動向等に関する定点観測的な継続調査を実施した。

本共同研究に参画する研究者、専門家の方々には、経営所得安定対策下における各地域の集落営農組織等の動向や今後の課題について研究を分担いただいている。

本資料は、研究の一環として、平成21年7月1日～2日及び12月17日～18日に、経営局経営政策課担当官も交えて開催した「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農等の動向に関する研究会」において「地域における集落営農の現状と今後の課題」として報告された内容を取りまとめたものである。

最後になるが、共同研究に参画下さっている研究者、専門家の方々には、ほとんどボランティアに調査にご協力をいただいている。記して感謝申し上げたい。

平成22年11月

農林水産政策研究所

経営安定プロジェクト 集落営農チーム

水田・畑作経営所得安定対策下における
集落営農組織等の動向と今後の課題（２）

目 次

まえがき

第 1 章	北部九州における「担い手」の形成と水田・畑作経営 所得安定対策の実態 ―福岡県糸島地域を事例として―	----- 1
	品川 優（佐賀大学）	
第 2 章	急激な農地集積と集落営農組織の変動 ―宮城県角田市の事例―	----- 20
	柳村 俊介（北海道大学）	
第 3 章	北海道における「農地受け皿法人」の実態とその動向	----- 28
	井上 誠司（北海道地域農業研究所）	
第 4 章	秋田県における集落営農組織の現状と課題	----- 53
	椿 真一（秋田県立大学）	
第 5 章	集落営農組織における専従者の育成に向けた課題 ―専従者設置が進まない背景を事例からアプローチ―	----- 72
	池田 太（富山県農業技術課） 布目 光勇（富山県農林水産総合技術センター）	
第 6 章	政策転換期における集落営農組織再編の新動向 ―岐阜県を中心として―	----- 84
	荒井 聡（岐阜大学）	
第 7 章	北陸地域の集落営農における経営展開と専従者確保の条件	----- 99
	宮武 恭一（（独）農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター北陸研究センター*）	
第 8 章	水田農業の構造変化と農地問題 ―北海道南空知を事例に―	----- 118
	東山 寛（北海道大学）	

注）所属は執筆当時のもの

*：現・農林水産省

第1章 北部九州における「担い手」の形成と 水田・畑作経営所得安定対策の実態

－福岡県糸島地域を事例として⁽¹⁾－

佐賀大学 品川 優

1. 福岡県における「担い手」の形成概況

周知のとおり、経営面積4ha以上の認定農業者および集落営農を「担い手」として位置付けた水田・畑作経営所得安定対策(以下「経営所得安定対策」)が本格的に始動した⁽²⁾。

第1表は、その集落営農の都府県および九州各県の概要を示したものである。集落営農数は都府県で約12,000、農業集落数に対する割合は12.0%である。また集落営農に参加した農業集落数でみると約25,000となり、その割合は23.9%に高まる。これに対し福岡県は、集落営農数643、農業集落数に対する割合は19.8%、参加集落数では46.9%と都府県を大きく上回っている。これは、九州各県のなかでも佐賀県について高い割合であり、福岡県は集落営農への参加率が高いことが確認できる。

さらに、各集落営農がどの程度法人化しているかをみると、都府県では集落営農の12.3%が法人化しているのに対し、福岡県では10.7%と都府県を下回っている。こうした傾向は福岡県に限らず、比較的九州各県に共通する特徴といえる。同様に、経営所得安定対策の対象となる特定農業団体および特定農業法人についてみても、表に示すように福岡県では都府県を下回る水準にあることが分かる。他方、経営所得安定対策に加入した集落営農の割合は、都府県の5割に対し、福岡県は7割と大きく上回っている。すなわち、福岡県では特定農業団体や特定農業法人として経営所得安定対策に加入しているのではなく、これらに準ずる団体という形態で加入する傾向が強いことがみてとれる。

第1表 九州各県における集落営農の展開状況

	農業 集落数	集落 営農 数	参加集落 数	集落 営農 数	法人	特定農業 団体	特定農業 法人	経営所得 安定対策 加入
都府県	106,510	12,742	25,479	100.0	12.3	13.7	4.6	51.7
福岡	3,240	643	1,519	100.0	10.7	3.4	2.0	69.1
佐賀	1,690	673	1,417	100.0	0.9	3.3	0.3	71.2
長崎	1,750	89	177	100.0	5.6	62.9	5.6	64.0
熊本	3,510	449	973	100.0	1.6	0.2	0.0	69.0
大分	2,890	426	727	100.0	22.3	20.9	8.5	45.3
宮崎	2,080	90	284	100.0	13.3	0.0	2.2	5.6
鹿児島	4,870	100	357	100.0	8.0	9.0	4.0	16.0

資料：農水省『平成20年 集落営農実態調査報告書』より作成。

第2表 九州各県における集落営農のカバー状況

(単位：ha)

	農業経営体 水田面積 ①	集落営農 面積 ②	② ／ ①	1 集落営農当たり面積		
				計	経営耕地 面積	農作業 受託面積
都府県	1,857,900	411,082	22.1	32.3	23.7	8.5
福岡	57,510	27,150	47.2	42.2	31.3	10.9
佐賀	39,170	30,208	77.1	44.9	34.6	10.2
長崎	16,635	2,992	18.0	33.6	14.3	19.4
熊本	56,262	19,842	35.3	44.2	32.4	11.8
大分	29,221	7,090	24.3	16.6	11.4	5.2
宮崎	27,024	2,899	10.7	32.2	26.6	5.6
鹿児島	24,304	3,090	12.7	30.9	12.1	18.8

資料：農水省『平成20年 集落営農実態調査報告書』より作成。

また第2表は、集落営農がどの程度の農地をカバーしているのかをみたものである。農業経営体の全水田面積に対する集落営農の経営耕地と作業受託を合わせた面積の割合をみると、都府県では22.1%に過ぎない。他方、福岡県は佐賀県について高く、全体の約半分を集落営農がカバーしていることが分かる。

このように福岡県では、約半分の集落が集落営農に参加し、これら集落営農が全体の半分の経営面積をカバーするなど大きな役割を果たしていることが確認できる。そして、政策に即せば、これら多くの任意組織の法人化が次の課題と位置づけられよう。

他方、認定農業者(大規模農家)については、経営所得安定対策の加入データから福岡県の位置を確認することができる。福岡県では認定農業者が1,288経営体加入申請しており(08年産)、加入申請数で福岡県を上回る都道府県は12道県におよぶ。その多くは東北諸県や北海道であり、西日本では熊本県のみである。したがって、認定農業者レベルでも、北部九州ではかなりの層が形成されていることがみてとれよう。

このように集落営農や認定農業者(大規模農家)が多く形成されている福岡県のなかから、本稿ではJAの農地保有合理化事業による農地の利用集積をテコに「担い手」形成を図る福岡県糸島地域を対象として取り上げ、JAの農地保有合理化事業の展開と、それを画期として立ち上げた農事組合法人夢未来ふかえを事例に、大規模農家と集落営農法人との関係について考察する。さらに、集落営農が展開していないケースとして2戸の個別大規模農家を事例に、農地の面的集積の現状について明らかにするとともに、経営所得安定対策の現段階における実態と問題点についても触れたい。

2. 糸島地域の農業概要

前原市・二丈町・志摩町の1市2町を指す糸島地域は、福岡市の西に位置する。2005年の農林業センサスデータによると、糸島地域の農業集落数は95、農家数2,028戸(前原1,080戸・二丈384戸・志摩608戸)、経営面積3,634ha(同1,996ha・738ha・900ha)、水田率83.6%(同91.2%・83.2%・67.2%)の水田地帯であり、米・麦に加え、イチゴやブロッコリー、キュウリなどが盛んである。糸島地域を管轄するJA糸島の農産物販売額(07年度)は合計92.8億円、その内訳はJA糸島が運営する直売所「伊都菜彩(いとさいさい)」での売上が17

億円(18.4%)と最も多く⁽³⁾、それを除くとイチゴ 12.5 億円(13.4%)、花卉 11.4 億円(12.4%)、肉豚 11.0 億円(11.9%)、米 10.4 億円(11.2%)の4品目で販売額が10億円を突破している。

J A糸島では数年ごとに農業振興計画書を策定し、そのなかで「3づくり」運動—すなわち「人・組織づくり」「ものづくり」「地域づくり」を提起している。「人・組織づくり」では、農地保有合理化事業をテコとした農地の利用集積を図り、中核的担い手や生産組織の育成、農業生産法人の設立などを推進している。その結果、糸島地域の5ha以上農家数(05年)は65戸で、全体の3.1%を占めている。これを地域別にみると、前原市・二丈町ではそれぞれ5.4%・6.5%とかなりの層を形成している。08年の認定農業者数は375人、そのうち米・麦のいわゆる土地利用型は50人ほどであり、多くは施設園芸プラス米(飯米用)をつくる農家である。認定農業者の目標所得は、当初570万円であったが、農産物価格の下落に合わせ06年には470万円に引き下げている。

他方、生産組織は、米の収穫作業だけを受託する集落営農が21組織あり、この他に法人組織が9組織と特定農業団体が2組織ある⁽⁴⁾。糸島地域では、農外資本や地元建設会社による農業参入はみられない。第3表は、法人組織と特定農業団体の概要を示したものである。設立年の多くが2007年であることから分かるように、経営所得安定対策に対応するために立ち上げたものが多く、他方でJ A糸島の合理化事業絡みで法人組織を設立したものが夢未来ふかえと桜花の郷である(前者については後述)。J A糸島では、可能なところの圃場整備はある程度終了しており、圃場整備を画期とした集落営農の立ち上げは一段落ついたところと認識している。したがって、集落営農や法人組織がない地域では、個人単位での農業経営と政策対応ということになる。

第3表 糸島地域における集落営農の概要

	組織形態	設立年	集落数	組織構成員数	組織のカバー面積(A)	(単位:戸, ha) J Aの合理化事業	
						面積計(B)	A/B
さなぼり組合	(農)	1993	1	71	54.0		
夢未来ふかえ	(農)	2003	3	30	140.0	158.1	88.6%
福入の郷	(農)	2006	2	91	24.3	114.6	21.2%
桜花の郷	(農)	〃	1	32	46.3	76.9	60.2%
雷山の蔵	(農)	2007	1	8	11.7		
山北ファーム	(農)	〃	1	8	10.4		
可也	(農)	〃	4	35	30.1	187.9	16.0%
鳴滝の郷	(農)	〃	1	3	15.6	220.7	7.1%
芥屋ファーム和	(農)	〃	1	11	7.8	50.4	15.5%
大門機械利用組合	(特団)	〃	1	20	のべ34.9		
末永営農組合	(特団)	〃	1	17	11.3		

資料: J A糸島資料より作成。

経営所得安定対策の加入状況は、生産条件不利補正対策が糸島地域全体で個人41・法人3である。他方、収入減少影響緩和対策(米・麦・大豆)が個人101・法人8・特定農業団体2である。面積に関するデータは得られなかったが、一定の面積をカバーしているよう

である。なお、糸島地域における生産条件不利補正対策の固定支払いの単価は、小麦を例にとると、前原市 28,455 円・二丈町 29,384 円・志摩町 28,312 円(農林水産省告示第 1108 号)であり、二丈町は福岡県の中で最も高い金額である。

では、次に、糸島地域の「人・組織づくり」の土台である J A の農地保有合理化事業についてみていくことにする。

3. J A 糸島による農地保有合理化事業の取り組み

(1) 取り組みの背景

J A 糸島が農地保有合理化事業に着手したのは、1996 年である。そのきっかけは、大きく 3 つに分けることができる。

第 1 は、先述したように、J A 糸島は 95 年の農業振興計画書で中核的担い手や生産組織の育成をうたっており、その手段として農地保有合理化事業を導入し、構造政策に積極的に取り組む方針を打ち出したことによる。そこには、J A 糸島が 94 年に実施した組合員農家に対する意向調査の結果が大きく関係している。

意向調査は、調査年の 94 年から 2000 年への構造変化を把握したものである。詳細は別稿に譲るが⁽⁵⁾、そのポイントは次の 3 点に整理することができる。すなわち、①同期間(94→00 年)に、糸島地域の経営面積が 4,500ha から 3,800ha へ 700ha の減少が見込まれること、②同期間に、担い手が規模拡大を希望する経営面積の合計が 790ha であるのに対し、経営規模の縮小を予定する経営面積が 320ha であり、その差 470ha の面積を掘り起こす必要があること、③2000 年の糸島地域の経営面積 3,800ha から担い手に集積される面積 2,300ha を差し引いた 1,500ha は、担い手以外の農家の経営面積を意味しており、地域によっては集落・地域単位での組織化が必要とされること、の 3 点である。

したがって、農地保有合理化事業は、①で示した減少が予想される 700ha を経営面積内にとどまらせること、そのためには規模拡大志向農家に農地を集積し、あるいは組織化での対応が必要なこと、また②で明らかとなった農地需給のミスマッチを解消し、大規模農家を育成することや、③に示す担い手以外の経営面積をカバーする手段として生産組織を設立すること、さらにはそのプロセスにおいて農地の面的集積を図るといった多様な側面を有しているといえる。そういう意味では、単なる構造政策というだけではなく、農地確保・担い手育成・経営規模の拡大・生産組織の立ち上げ・農地の面的集積という 5 つの視点から、農地保有合理化事業の必要性を指摘することができよう。

第 2 は、農地流動化の問題点への対応である。糸島地域の特徴の 1 つとして、所有者の居住地と農地の所在地とが必ずしも一致しているわけではなく、集落や市・町、さらには県をまたがる出入作のケースが少なくない。しかも市や町を超える農地貸借の場合、大臣の許可が必要とされるなど事務処理が煩雑で、スムーズな貸借の実行が困難であった。それに対し、合理化事業を活用すれば、公告だけで処理することができ、出入作が多い糸島地域にとって、もっとも適した貸借の実行が可能となることも合理化事業に取り組んだ大

きな要因である。加えて、96年から合理化事業を活用すると、農業者年金の加算付き年金が上乘せされるようになったことも要因の1つである。

第3は、糸島地域内の二丈町深江地区で取り組んだ21世紀型モデル圃場整備事業が終了(91～95年)し、同事業の補助率を10%上乘せする要件として2000年までに農業生産集積率(稲作3作業の集積)を50%以上にすることが課せられており、それへの対応としても合理化事業が必要とされた。

以上のような背景により、JA糸島では96年6月に合理化法人資格を取得し、農協の14支店に農協理事・農用地利用調整委員(集落の農区長)・農協職員で構成する「農用地利用調整委員会」を設け、本格的に合理化事業に取り組むこととなった。以下では、合理化事業の最初の具体的な事例である深江地区を中心に、合理化事業の概要についてみていくことにする。

(2) 農地保有合理化事業の実績－深江地区での取り組み

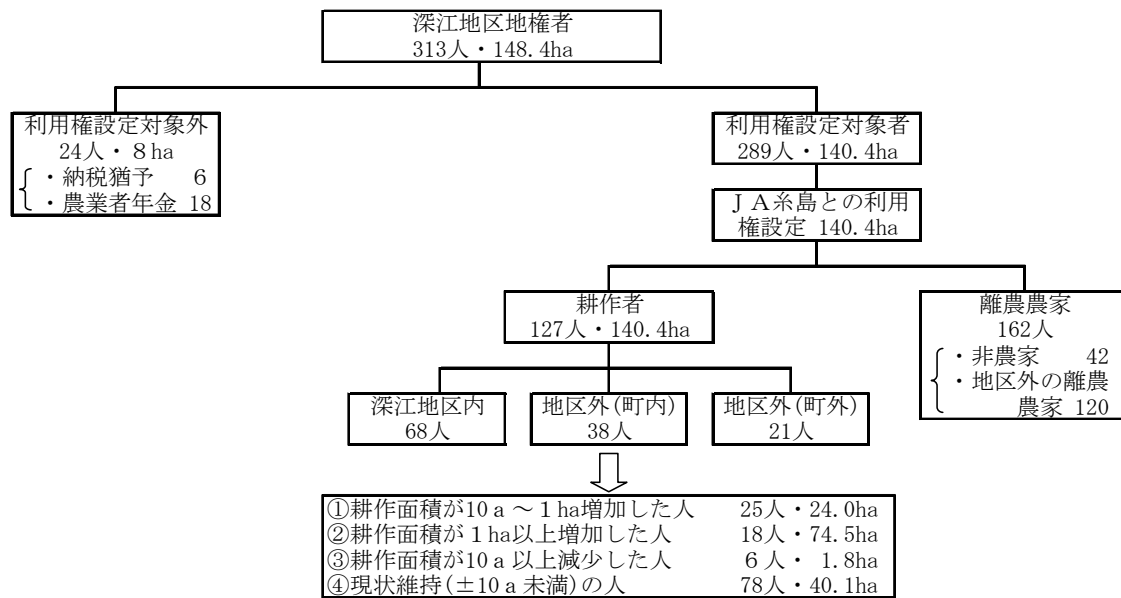
深江地区は明治合併村に該当し、片山集落・松末集落・深江集落の3集落で構成されている。深江地区では、大正時代に10a規模の圃場整備を実施して以降、本格的な圃場整備は行われておらず、21世紀型モデル圃場整備事業を実施するまで10a規模の農地が大部分であった。その間にも、圃場整備事業を行う機運が高まったことがある。1967年頃に農道を拡幅しようという話が持ち上がったが実現せず、その代わりに圃場整備をしようということになった。しかし、兼業農家が多く、お金をかけてまで圃場整備をする必要はない、自分で食べる米は自分で作りたい、現状のままでよい、といった圃場整備に否定的な意見が多かったため、圃場整備は実現しなかった。

ところが、農業機械が大型化し、10a規模のままでは農業機械や軽トラックも入らず、また用・排水が兼用であるため上流で用水し、下流で排水するのは問題であるといった環境意識も高まるなかで、91年に深江地区県営圃場整備事業推進協議会を立ち上げ、圃場整備に向けた本格的な取り組みがはじまることとなる。推進協議会は年配者を中心に構成され、推進協議会で圃場整備と換地計画などの具体的な青写真を作成し、それをもとに町内ごとに数人の役員や推進員が説明して回った。特に、償還金の返済に十分な小作料を保障するということが、圃場整備への参加を取り付ける大きな原動力となった。実際、小作料は10a当たり1類1等(コシヒカリ)を2俵(33,000円)支払っており、当時の糸島地域の標準小作料を1万円上回る水準であった。

深江地区における圃場整備前後の筆数をみると⁽⁶⁾、圃場整備前の総筆数は1,041筆であり、30a以下の区画が全体の9割強・961筆におよんでいる。それが圃場整備後には、総筆数は480筆に、30a以下の区画も274筆(57.1%)へ減少するとともに、50a以上の区画が71筆形成されている。1筆当たりの面積は、圃場整備前は約18aであったが、整備後には約30aへ拡大している。ただし、深江地区の場合、畦畔を除去しているため、1筆当たりは30aであっても、実際の1区画の平均面積は2haにおよぶ。

そして、圃場整備後の農地の利用集積について整理したのが第1図である。深江地区の

農地面積 187.9ha のうち圃場整備を実施したのは 148.4ha、地権者は 313 人を数える。そのうち利用権の設定を行う際に、制度上問題となる農地、すなわち農業者年金の経営移譲年金受給者で親子間において使用貸借をしていた農地及び生前一括贈与の納税猶予制度を受けている農地が 8 ha(24 人)ある。したがって、その 8 ha を除く地権者 289 人・140.4ha の農地が J A 糸島と利用権設定を行っている。利用権の設定を画期に 162 人が離農し、耕作者 127 人が再度 J A 糸島と貸借関係を結んでいる。離農農家 162 人のうち利用権の設定



第1図 深江地区における農地利用調整の概要

資料：京都府農業会議『内部情報』(No. 663, 1998年)より作成。

以前に土地持ち非農家であった農家が 42 人、残りの 120 人は深江地区外の地権者であり、町外だけではなく、遠くは福岡市や佐賀県唐津市の地権者も含まれる。

深江地区では圃場整備事業を画期として、各水系及び工事の進捗状況に合わせ第 1 から第 5 の営農組合を設立するとともに、点在していたハウスを 1 カ所に集積し施設園芸営農組合を立ち上げている(第 2 図)。地権者は居住地ではなく、農地が所在する営農組合に参加する属地主義を採用している。ただし、水系が同じであること及び役員の引き受け手がないことから、現在第 1 から第 3 の営農組合が合併している。第 1 から第 5 の営農組合は農用地利用改善団体として認定され、全地権者から白紙委任を受けて農地の利用集積を行っている。さらに、6 つの営農組合の連絡・調整機関として、各営農組合の 3 役や農区長等で構成する営農組合連絡協議会を立ち上げ、営農組合をまたがる耕作者の農地調整や各営農組合で生じた困難な問題の解決、小作料の交渉などに取り組んでいる⁽⁷⁾。

J A 糸島と借り手との利用権の設定期間は 3 年であり、深江地区でのブロック・ローテーションも 3 年に 1 回である。その際に、連絡協議会が各耕作者の意向調査(現状維持・規模拡大・規模縮小・離農)を行い、その結果を各営農組合に連絡し、それを踏まえ営農組合が農地の調整を行う仕組みとなっている。このような連絡協議会や営農組合を中心とした

人、出資金は1戸3万円の計90万円である。農業機械は自己資金や近代化資金、あるいは夢未来ふかえの利益を原資に、トラクター・田植機・コンバインや麦・大豆用機械など一式を所有している。

(2) 事業展開

構成員は、JAの農地保有合理化事業を活用しているため、JA糸島と利用権の設定を行い、自分の所有地に加え、先述した第1から第5営農組合による農地の利用調整によって、自分の所有地の周辺に割り当てられた他の農家からの借地も含めて、3年間、利用権の再設定を行っている。したがって、構成員は夢未来ふかえと利用権を設定しているわけではなく、あくまでも農業経営は個々の構成員に帰属する。ただし、経営所得安定対策から漏れる非認定農業者かつ経営規模4ha未満に該当する13戸分の農地は、夢未来ふかえが受け皿として利用権の再設定を行っている。

第4表に示すように、構成員全体の米作付面積は97haである。経営権は個々の農家に帰属するが、米の品種は各水系ごとに決めている。品種はヒノヒカリ(50%)と夢つくし(20%)が中心である。その他、麦が69ha(裏作39ha、転作30ha)で小麦と大麦の面積割合は4:6であり、転作大豆が39haある。また近年、脱サラや新規就農者、さらに米・麦の大規模農家の一部が米価の下落を画期としてハウストマトに転換するなど施設園芸農家が増加の傾向にある。そのため当初、圃場整備地区内で施設園芸に割いた面積は4.2haであったが、現在は7.5haに増加している。

第4表 夢未来ふかえの農地利用面積及び作業受託実績

(単位:ha)

	2005年	2006	2007							
			計	第1営農組合			第4営農組合	第5営農組合	施設園芸営農組合	
				計	旧第1	旧第2	旧第3			
総面積	141.4	141.4	141.4	81.2	38.9	18.9	23.4	31.7	28.6	7.5
水稲作付面積	97.2	97.2	95.3	51.1	21.0	10.3	19.8	22.1	22.1	
耕起・砕土	67.8	104.3	103.6	61.8	27.7	12.7	21.4	23.1	18.7	
田植え	81.2	82.6	83.4	48.0	18.1	10.3	19.6	20.2	15.1	
収穫	82.2	80.2	82.3	47.6	17.7	10.3	19.6	20.3	14.4	
耕起・田植・収穫	64.1	63.3	69.9	42.1	14.9	9.0	18.2	17.1	10.8	
転作面積	44.8	44.8	46.1	30.0	17.9	8.6	3.5	9.6	6.5	
2ha以上集積団地	71.8	54.3	58.3	38.1	11.4	9.0	17.7	15.6	4.5	

資料: 夢未来ふかえ資料より作成。

経営所得安定対策は、対象要件から漏れる13戸は夢未来ふかえがその受け皿となっている。そのため、彼らの農地は夢未来ふかえが利用権の再設定を受け、農産物も法人名義で販売している。しかし、農産物販売額や経営所得安定対策の交付金は、2%の手数料を夢未来ふかえは徴収するのみであり、それ以外は13戸の農家に戻している。13戸以外の組合員農家は、農産物の販売や農業資材の購入は個人単位でおこない、経営所得安定対策への加入とその交付金も個人単位で処理している。

また、第3節で指摘したように、圃場整備の補助率上乘せの条件として、稲作3作業の集積率を50%以上にすることが課せられているため、作付面積の多くが一度構成員から夢未来ふかえへ作業を委託する仕組みとなっている。受託作業に従事するオペレーターは登

録者が22人、その他に補助者が60人ほどいる(一部オペレーターと重複者あり)。しかしオペレーター22人のうち、本格的に作業に従事するのは、そのうちの6人に絞られる。6人はいずれも10ha以上層や5～10ha層の大規模農家であり、20代のあとつぎ層も含まれる。小規模兼業農家や露地野菜及び施設園芸農家の場合、オペ部会の発足とともに農業機械を処分した農家も少なくなく、そのため機械作業の大部分を上記のオペレーターが引き受けているケースが多い⁽⁹⁾。

そこで次に、大規模農家でオペレーターでもあるAさんと、露地野菜農家で夢未来ふかえに作業を委託するBさんの事例をもとに、構成員の実態と夢未来ふかえとの関係についてみていくことにする。

(3) 構成員の自家農業経営の概況

1) Aさん

Aさん(51歳)は、世帯員数6人の3世代世帯である。世帯内の農業労働力は、Aさんと妻(47歳)に長男(23歳)の3人である。長男は県内の農業大学校を卒業後、3年前に就農している。他に、昨年から29歳の男性を1人常勤として雇用している。

所有水田は450a、そのうち深江の圃場整備地区が245a、隣の一貴山地区が200aである。同様に、借地水田は1,350a(深江圃場整備地区810a・一貴山地区540a)、期間借地は1,500a(同900a・450a・その他地域150a)である。

こうした深江圃場整備地区での農地集積は、第1～第5営農組合による農地調整によって達成したものであり、Aさんは深江圃場整備地区内においてある程度の農地集積を果たしながら、隣接する一貴山地区にも経営規模を拡げていることが確認できる。

第5表 夢未来ふかえの構成員の概要
(単位:歳, a)

農家		A	B
年齢		51	54
その他農業労働力		妻47 長男23 常雇29	妻51 長男23?
所有 水田	計	450	105
	整備地区内	245	46
	一貴山地区	200	59
借地 水田	計	1,350	400
	整備地区内	810	210
	一貴山地区 その他	540 40	150 40
期間 借地	計	1,500	400
	整備地区内	900	
	一貴山地区 その他	450 150	
作付 面積	米	1,550	288
	小麦	1,500	
	大麦	1,600	
	ブロッコリー		900

資料:聞き取り調査より作成。

米の作付面積は1,550a、ヒノヒカリを中心に5品種を作付けしている。品種により異なるが、概ね8割が個人販売、残り2割が農協出荷である。07年産の農協価格13,800円/俵に対し、個販では20,000円弱(卸価格)で販売している。麦の作付面積は3,100a、そのうち小麦1,500a・大麦1,600aである。小麦の反収は490kg、大麦のそれは350kgであり、いずれも農協に出荷し、小麦は2,100円/60kg、大麦はビール麦で8,000円/50kg、ビール落ちでは1,000円/50kgである。なお、経営所得安定対策にも加入しており、07年の緑ゲタは計580万円ほどであり、ナラシは0円である。

Aさんの農業経営の特徴の1つは、深江圃場整備地区内においてある程度の農地集積を果たしつつ、それ以外の地区にも経営規模を拡げている

ことである。そのため農業機械も一式を個人で所有しており、基本的には深江圃場整備地区内は夢未来ふかえの機械を、深江整備地区以外は個人所有の機械で作業をおこなうなど棲み分けている。Aさんとしては、夢未来ふかえが経営権を有する完全な経営体となることを望んでおらず、個々の農家が独立しながらも機械の共同利用をおこなう組織として位置づけている。

2) Bさん

ブロッコリーがメインのBさん(54歳)は、世帯員数6人の3世代世帯である。農業労働力はBさんと妻(51歳)の2人である。ただし、長男(23歳)が会社を退職し就農するかどうか悩んでいるところである。

所有面積は、水田が深江圃場整備地区の46aと一貴山地区59aの合計105a、畑は圃場整備整備の対象外に位置する40aである。水田の借地面積が400a、その内訳は深江圃場整備地区210a・一貴山地区150a・その他バラ転などで水田として使えない農地40aである。これに期間借地が400aあるが、ブロッコリーを植える時期と普通米の収穫時期とが重なるため、期間借地はコシヒカリなどの早場米の農地に限られる。

作付面積は、米が288aで早場米のコシヒカリを中心に3品種を作付けしている。すべて特裁米で、いずれも農協に出荷しており、普通米よりも2,000円/俵ほど高値で取引される。ブロッコリーは900aで、収穫時には高齢者を中心に年間50日ほどの臨時雇用を投入している。

Bさんはトラクターを4台所有している。田植機とコンバインは、93年にオペ部会を立ち上げたときに処分している。オペ部会の立ち上げとともに機械を処分するという規約はなかったが、Bさんが所有する機械が歩行型の旧式であったため処分したとのことである。Bさんの場合、現在田植えの班長を務めていることもあり、春作業は夢未来ふかえのオペとして作業に従事するが、秋作業はブロッコリーと時期が重複するため、一貴山地区の農地も含め夢未来ふかえに完全委託している。

Bさんとしては、米の管理作業はまだ個別の農家で可能であり、完全に農地を手放す段階にはないとみている。特に、Bさんのような裏作にブロッコリーをつくる農家にとっては、農地を手放すことはあり得ず、夢未来ふかえの役割は米・麦農家や露地野菜・施設野菜農家といった多様な品目の農家が共存共栄できるように支えることにあるとみている。

(4) 小括

このように、第1～5営農組合による農地の利用集積によって、Aさんのように一定の範囲に農地が集積した大規模農家が、圃場整備地区内に形成されることとなった。さらに、圃場整備の要件として稲作3作業の集積率が50%以上必要であることから、オペ部会やそれが法人化した夢未来ふかえを立ち上げ、圃場整備地区内の作業は夢未来ふかえとして一括して行う体制となった。

施設園芸や露地野菜農家は米・麦に関しては夢未来ふかえへ委託することによって、彼

らとしては米・麦以外の品目に労力を集中的に投下できるとともに、夢未来ふかえは作業の集積を図ることができる。大規模農家としては、地区外に経営面積を有していることや A さんのように個別販売に取り組むなど個々の経営基盤が強固であるため、夢未来ふかえに一本化した完全な経営体への統合という形には進まなかった。しかし、大規模農家は、深江圃場整備地区内は夢未来ふかえのオペとして共同で取り組みながら、それ以外の地区は個人の所有機械で作業をおこなうという棲み分け・協力関係を構築している。

このように夢未来ふかえは、法人組織であるが経営権を有しておらず、基本的には個々の構成員の集合体であるが、夢未来ふかえを中央に米・麦以外の農家と米・麦の大規模農家の共存共栄を支える役割を担っている。

5. 個別大規模農家

(1) 前原市 C 農家

C さんの居住する大字 c は、1800 年代前半に塩田地帯を干拓した地域である⁽¹⁰⁾。大字 c は、自治会や氏神の祭礼、生産調整の実施などを行う基礎単位であり、総世帯 100 戸(うち農家 20 戸)、水田 45ha・畑 1 ha の地域である。大字内の最大経営規模が米・麦に取り組む C さんであり、それ以外の農家は施設園芸(イチゴ)や露地野菜(ネギ)、高齢農家・自給的農家である。

C さんは、現在 70 歳、学校卒業以来農業一本であり、6 年前に麦部門で農林水産大臣賞を受賞している。03 年に長男(現在 41 歳)に経営を移譲し、農業労働力は C さんと長男の 2 人である。

C さんの所有水田は 3 ha で、すべて大字内にある。干拓時に 1 枚 10 a 区画に整備されているが、大字には施設園芸農家が多く、特に区画を大きくする必要がないという声が主流であるため、現在もそのままである。借地水田は 30ha におよび、そのうち大字内での借地が 28ha と大部分を占める。したがって、C さんの経営面積 33ha のうち 95% 弱の 31ha が大字内に集積することになる。大字内では借地も含め、ある程度の団地化が図られており、大字外の借地も、大字 c に近いところに位置している。地権者の貸付理由は、高齢化やあとつぎがないというものが多く、相手から C さんへの借地依頼がくるケース多いようである。つまり、大字 c では C さん以外に大規模に農業経営をしている農家がないことを意味しており、必然的に C さんに農地が集積することになっている。その結果、経営面積が 33ha におよぶにもかかわらず、通作時間は 5 分以内ですむ。かつては大字内でも C さんは、中規模クラスの経営規模であった。しかし、米価の下落にともない、他の大規模農家が米からイチゴへと転換していくなかで、C さんに農地が集中し大規模になったとのことである。特に、経営面積が 20ha くらいまでは借地のスピードが比較的緩やかであったが、この 5 年間で 10ha と急激に借地が増加している。

利用権の設定は、以前は 10 年で契約していたが、最近では 6 年での契約が多い。C さんは、5 年前から J A の合理化事業を利用しているが、利用面積は 5 ha ほどにとどまる。J A の

合理化事業の場合、農協の通帳を通じて小作料の支払いが簡単にできることが最大のメリットである。他方、合理化事業では本当の意味での農地集積・幹旋までしてくれるわけではなく、さらに毎年1件当たり1,000円を手数料として徴収されることがデメリットである。したがって、Cさんとしては、今後特にJAの合理化事業を利用する方向へシフトしていくわけではないようである。

小作料は、当初1.5俵を支払っていたが、2000年頃からの米価の下落もあり1俵(=13,500円)に変更している。また、後述する麦の期間借地については、小作料の代わりに耕起・代かきで返すことになっている。

08年の作付面積は、米25ha、麦33haである。米は、ヒノヒカリが半分を占め、そのうちの1.5haで5年前から特裁米に取り組んでいる。米は1/3を農協に出荷し、2/3を漁協や福岡市内の直売所などに個人で販売している。麦は小麦とビール麦が半分ずつであり、いずれも農協に出荷している。転作は、干拓地で水はけが悪いため大豆ができず、07年ま

ではホールクroppサイレージで対応していたが、08年から飼料米に転換している(米作付面積25haのうちの8ha)。また作業受託は、10年前に最大15haほどを受託していたが、これらの多くが借地に転換した結果、現在7ha(秋作業)に減少している。

経営所得安定対策の交付金(07年)は、小麦・大麦の固定払いが403万円であった。単純に小麦の固定支払単価で除すと、13.6haが対象面積となる。また、収入減少影響緩和対策については、第6節で詳細に考察するが、07年は米価の低下と小麦・大麦の収量増とが相殺したため交付金は0円であった。そのためCさんとしては、米・麦のセット加入に対し、疑問をもっている。

第6表 個別大規模農家の概要

(単位: 歳, a)

農家		C	D
地域		大字c	d集落
年齢		70	46
その他 農業労働力		長男41	父 母 従弟40
所有 水田	計	300	170
	地域内	300	170
借地 水田	計	3,000	1,700
	地域内	2,800	430
	その他	200	1,270
秋作業の受託		700	1,500
作付 面積	米	2,500	1,120
	小麦	1,650	1,550
	大麦	1,650	1,550

資料: 聞き取り調査より作成。

(2) 志摩町D農家

Dさんの居住するd集落は、氏神の祭礼や生産調整の割当てなどを行う基礎単位である。総世帯は33戸、そのうち農家は9戸であり、残り24戸の多くは土地持ち非農家である。集落には水田12ha・畑7ha・果樹園2haがあるが、多くの果樹園は現在山林になっている。集落でもっとも経営規模が大きいのがDさんであり、Dさん以外は1ha未満の兼業農家である。

Dさんは現在46歳、学校卒業以来農業一本であり、5年前に農業者年金の関係で経営権を移譲されている。農業労働力はDさんと父、母、従弟(40歳)の4人である。

所有水田は1.7ha(d集落内)、県営の担い手育成型圃場整備事業により平均区画30aで5枚に整備されている。この圃場整備事業には、担い手に30%以上の農地集積を図るとい

う要件が課せられており、その結果集落内の水田の半分である 6 ha(借地を含む)を D さんが耕作している。借地水田は 17ha あり、d 集落を含め 5～6 集落(町内)に分散している。したがって、1 集落当たり約 3 ha を借地していることになる。しかも、各集落内で借地が集積しているわけではなく、多くが点在している状況にある。その結果、水田の経営面積 18.7ha に対し、筆数は 122 筆(1 筆 15 a)におよぶ。5～6 集落のいずれにも集落営農はなく、1 つの集落には大規模農家(約 6 ha)がいるが、それ以外は園芸農家がほとんどである。貸し手の大部分は、D さんの近所の人の親戚である。D さんとしては、規模を拡大したいという面と、近所付き合い上断りづらいという面から借地を引き受けている。10 年ほど前までの借地面積は約 6 ha、収穫作業の受託面積は 20ha ほどであったが、10 年前から急激に作業受託から借地への転換が進み、現在の借地規模に到達している。作業受託は、現在も収穫作業で 15ha(約 80 件)引き受けており、その範囲も借地と同じく 5～6 集落に、福岡市内など 2 カ所が加わる。

利用権の設定は、以前は町役場での設定が 30%・J A の合理化事業が 70%の割合であった。ところが、02 年から 1 件当たり 1,000 円の手数料を J A 糸島が徴収するようになり、地権者からは町役場での利用権設定をお願いされること、また D さんも J A の合理化事業が農地集積にまで踏み込んだものではないことから、現在町役場 60%・J A 40%とそのウェイトが逆転している。利用権の設定は、「地権者が何年でも構わない」というので、「では 10 年で」ということで 10 年が中心である。小作料は圃場整備の有無によって異なり、概ね 7,000 円から 15,000 円の範囲である。小作料の基本は 10 a 当たり 1 俵であるが、実際は転作を加味し 1 俵の 70%分を支払っている。また、圃場整備の償還金の返済が残っている 3 集落の借地については、償還金分として 0.5 俵上乘せして 1.5 俵を支払っている。なお、後述する麦の期間借地には、10 a 当たり 1 回の耕起+3,000 円を支払っている。

08 年の作付面積は、米 11.2ha、麦 31ha である。米は、ヒノヒカリが 4.5ha と最も多く、コシヒカリが 2 ha あり、そのうち特裁米にも 2 ha 取り組んでいる。米は、以前は J A 糸島に出荷していたが、10 年くらい前からすべて福岡市の小売業者に販売している。普通米で、小売業者だと 1 俵 1.5 万円(玄米)の手取りになるのに対し、J A では 1.25～1.3 万円(同)と 2,000 円強の価格差がつく。また、販売代金の精算も、J A だと最終精算までに 3 年ほど要すのに対し、小売業者だと一括精算が可能であることも大きなメリットである。麦 31ha のうち 6 ha が転作麦、残り 25ha が裏作麦であり、そのうち 16ha が期間借地である。麦の作付けは、小麦と大麦が半分ずつである。

経営所得安定対策の交付金(07 年)は、固定払いの小麦が 10ha・大麦が 2 ha 該当し、計 380 万円、成績払いが約 100 万円、ナラシは 0 円である。小麦及び大麦の規模を拡大しても上限の 380 万円しか受け取ることができないことに不満を感じている。

今後の規模拡大は米価次第であり、現在の米価動向では経営計画を立てるのが困難な状況にある。そこで、ある程度固定した生産計画が立てられるように、最近小売業者と 1 等米いくらという交渉をしている。D さんとしては、最低でも 10kg 当たり 4,000 円は欲しいと考えている。他方、D さんの経営計画に関係なく、現在引き受けている作業受託(15ha)

もいずれ借地に転換する可能性が高い。受託地のほとんどが圃場整備済みであり、現有の労働力では米の作付面積で 20ha くらいまで可能であることから、水利を自由に使用できることを条件に、ある程度の借地を引き受けるつもりでいる。

また、今後の小麦及び大麦への対応については、経営所得安定対策の動向次第である。特に、2010 年からの新たな政策がどのようなものになるかみえないため、当面は基準年度が新たに変わることを想定し、小麦の面積を増やして過去実績を積み上げる方針である。

6. まとめ

(1) 農地の面的集積

夢未来ふかえの基盤である深江地区では、3 集落にまたがった 140ha という大規模な圃場整備が行われ、それを画期として営農組合を立ち上げ、営農組合が農地利用を調整し、できるだけ各大規模農家が所有する農地の周辺に借地を集めるようにしていた。さらに、圃場整備事業の要件である稲作 3 作業の集積をクリアするために、夢未来ふかえ(オペ部会)を設立し、そこに作業を集中させることによって、大規模農家の創出と農地の面的集積、さらには実作業の集積を図っていた。

また C さんの場合、経営面積 33ha のうち 31ha が大字内に集中し、通作時間も 5 分以内とかなりの農地集積が達成されていた。それは、米価が傾向的に下落していくなかで、大字内の農家が米・麦からイチゴへ転換していき、その結果限られた米・麦農家である C さんに農地が自然的に集積されたためである。しかし、その基礎的条件として、干拓時以降圃場整備はおこなわれていないが、45ha という一定の水田面積を有する干拓地の区域それ自体が、深江地区の圃場整備地区に相当するものといえ、その干拓地という一定の区域の中で、C さんという特定者に農地集積が進んでいったという特殊な環境がその基礎的条件としてあるといえよう。

他方、D さんの場合、属する集落で圃場整備を実施しているが、その対象面積は 12ha である。そのうち D さんには半分の 6 ha が集積されているが、先の 2 つの事例に比べ圃場整備面積がきわめて小さい。したがって、ある程度の規模の区域の中で、農地の集積を図る基礎的条件を有しておらず、その結果個別の集落ごとに借地を展開せざるを得ない状況が、農地が分散した 1 つの要因としてあげることができよう。

問題は、そうした分散状況を J A の合理化事業が調整できるかどうかである。農地の面的集積が実現できたのは、圃場整備事業の導入にともない地権者が白紙委任をした場合に限られ、糸島地域でも深江地区・福吉地区・福入地区の 3 地区に限られる。それ以外のケースでは、農家同士の人間関係や農地も私有財産であることから、J A 糸島としてもあまり深入りできる状況にはなく、一般の農地の利用集積には慎重である⁽¹¹⁾。

つまり、J A も貸し手・借り手双方との関係を有す組織であり、第 3 者機関としての役割を期待するのは酷である。そのような状況を踏まえると、圃場整備などによってある程度の面積を有する一定の区域内において、深江地区のように圃場整備と同時に施策的・人

為的に農地調整を仕掛けるか、Cさんのように大規模農家の限定化により自然的に農地が集積されるか、という2つの流れによって農地の面的集積が果たされるということが、今回の糸島地域における調査結果である。

その一方で、一定の区域内であるがゆえの限界も、同時に抱えることになる。干拓地では水田面積が45ha、深江圃場整備地区では140haと区域が形成された時点で、その上限面積も設定されることになる。Cさんのように、米・麦の大規模農家と施設園芸へ転換する農家との分解が生じれば、Cさんのように30ha規模の農地を干拓地内に集積することも可能となる。しかし、夢未来ふかえでは、施設園芸が増加傾向にあるとはいえ、一定の規模の米・麦農家が存在しており、深江圃場整備地区でCさんクラスの大規模農家を創出するとすれば5人弱、Aさんクラスでも8人弱と大規模農家数が制限される。実際、Aさんは経営面積(所有地+借地)の4割強を深江圃場整備地区以外で有している。したがって、一定の区域内で確保できない場合、地区外に農地を求めて規模の拡大を図らざるを得ない。そして、深江圃場整備地区内と地区外との結実点が、夢未来ふかえであった。

(2) 大規模農家と集落営農法人との関係

本事例でみた夢未来ふかえは、圃場整備地区を基盤として農作業を受託するオペ部会が法人化したものである。しかし法人化の意図は、経営所得安定対策から溢出する小規模農家の受け皿的機能を果たすものであり、夢未来ふかえそれ自体が農業経営体として発展していくものではない。したがって、法人化したとはいえ、その性格と役割はオペ部会を引き継ぐものである。

多くの大規模農家にとって夢未来ふかえは、①深江圃場整備地区内は夢未来ふかえに農業機械を利用し、地区外は個人の機械を利用するという棲み分けが可能であること、②地区内の農作業は夢未来ふかえに作業委託し、共同で作業をおこない、③彼らの地区外での農作業がパンクしそうなときは、夢未来ふかえの助力を得るといった労力面での支援的役割がある。また、夢未来ふかえが直接的な役割を果たすわけではないが、④土地利用調整においては営農組合や連絡協議会を通じて、農地の面的集積が達成されるとともに、⑤小作料交渉とその一律化の面でも大きな恩恵を受けている。

他方、小規模模兼業農家や施設園芸及び露地野菜農家にとっては、⑥夢未来ふかえに稲作作業を委託することにより、他産業での就業や他品目への集中的な労働投下を可能にする労力的受け皿となっている。さらに、彼らにすれば、⑦機械コストの削減という機械投資の受け皿機能も発揮している⁽¹²⁾。

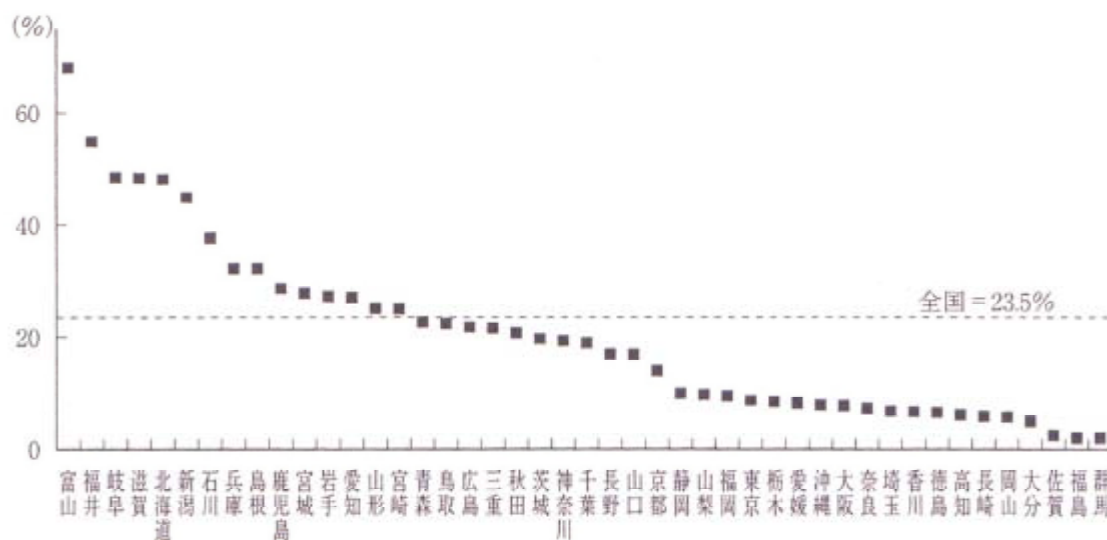
このように夢未来ふかえの事例を考察すると、「担い手」は大規模農家か法人組織かという二者択一で律することはできない。むしろ大規模農家にとっては、①から⑤の恩恵を背景に地区外にも規模の拡大が図れる共存の関係にあり、夢未来ふかえも①から⑦の多様な役割を弾力的に果たすことによって、深江圃場整備地区内の農家を支援する関係にある。

(3) 集落営農法人と農地の確保

とはいえ、第1節でみたように、福岡県では多くの農業集落が参加し集落営農が比較的厚く形成されているが、集落営農の法人化はあまり進んでいない状況にあった。もちろん、法人化をすればあらゆる問題が解決するわけではなく、本来は各地域の実情に応じた集落営農の姿を段階的に追求することが肝要であろう。

しかし、福岡県でも構成員農家の高齢化やあとつぎ不在、さらには経営所得安定対策の対象とならない農家への対応など、集落営農に対する借地の要望が強まることが予想されよう。オペレーター個人による許容可能な借地面積やそれにとまなう負担・責任などを考慮すると、オペレーター個人による借地対応では限界があり、そのための受け皿として集落営農の法人化も視野に入れる必要があるだろう。第3図は、農家以外の事業体(法人化した集落営農などの法人組織)が離農した農家の農地をどの程度カバーしているかを示したものである。それによると、福岡県は全国でも下位の方に位置しており、離農農家の1割弱程度の農地しかカバーできていないことが分かる。換言すると、離農農家の農地の大部分が耕作放棄や山林、転用などに消えていることを示している。それは、福岡県の集落営農の多くが法人組織ではないため、集落営農として借地や農業経営ができないことに起因する。

このような現実を踏まえると、少なくとも「担い手枯渇による『地域を守るための危機対応』⁽¹³⁾」としての法人化は視野に入れておく必要があるだろう。



第3図 集落営農法人と農地の確保

資料：小田切徳美編（2008年）『日本の農業』農林統計協会，p16

(4) 水田・畑作経営所得安定対策

2007年から経営所得安定対策の交付が開始された。経営所得安定対策は、品目別ではなく一括の交付金額でしか加入農家の手元にもこないこと、さらに二条大麦の把握もビール落ちした麦の把握が容易ではないなど、品目別にそれぞれの支払いを詳細にみることは困難である。そこで、大まかな特徴やそこでの課題について、いくつか確認することにする。

1) 生産条件不利補正対策－固定支払い

Aさんの固定支払い面積は、小麦 12ha・大麦は 6.3ha が対象となっている。これに対し、07 年の作付面積は小麦 15ha・大麦 16ha とその差は 3 ha 及び 10.3ha である。また、Cさんの固定支払い面積は、先述した試算では小麦・大麦合わせて 13.6ha であるのに対し、07 年の作付面積は 33ha とその差は 20ha におよぶ。さらに、Dさんの固定支払い面積は、小麦 10ha・大麦 2 ha の合計 12ha であるが、07 年の作付面積は 15.5ha ずつとその差は 5.5ha・13.5ha となる。もちろん、07 年の大麦の作付面積は、ビール麦としてカウントされた面積を含むため、大麦についてはその差が過大にあらわれている点に留意する必要がある。しかし、それを勘案しても、また小麦での差に着目しても、固定支払いの面積と現在の作付面積との間には大きな差が生じていることが確認できる。

その要因の 1 つが、必ずしも固定支払いの権利が現在の耕作者に適切に移動しているわけではないことがあげられる。「固定支払いは農地ではなく経営(人)についている」という農政の見解であり制度であるため、新たに借地をした際の固定支払いの権利が地権者や前の借地農家に留まり、現在の耕作者に移動してこないという問題が少なからず生じている。

2) 生産条件不利補正対策－成績支払い

経営所得安定対策には食料自給率を高めるため、成績払いを装置として組み込んでいる。しかし、米・麦の一大生産地でもある糸島地域において調査をおこなったいずれの農家も、今回の政策が自給率の向上に寄与するものではないと指摘している。では、経営所得安定対策に組み込まれたその装置が、農家の増産意欲を駆り立てることによどの程度の効力を発揮しているのかについて、大まかにではあるが確認する。なお、ここでは小麦を事例としてみていくことにする。

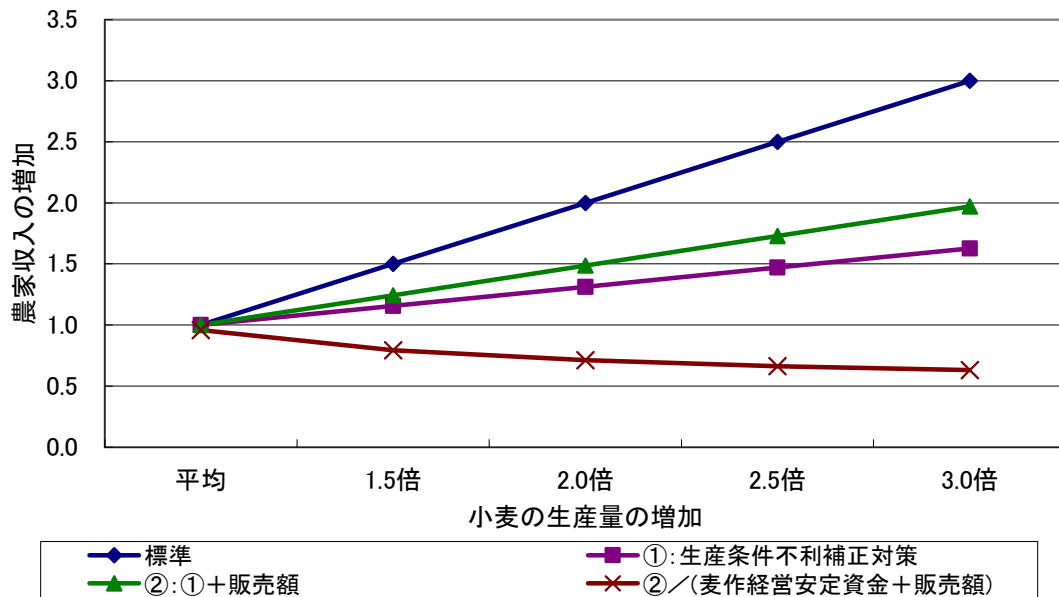
まず、農水省の資料によると、全国平均における生産条件不利補正対策の 10 a 当たり交付金額の合計は 40,400 円(ア)であり、その内訳は固定支払いが 27,740 円、残りが成績支払いの 12,660 円となる。農家が小麦の作付面積(生産量)を 1.5 倍に増やすと、成績支払いが 1.5 倍の 18,990 円となり、固定支払いと合わせて合計 46,730 円(イ)となる。したがって、生産条件不利補正対策の交付金額は、生産量の 1.5 倍に対し、1.16 倍(イ/ア)の水準にとどまることになる。

これに小麦の販売金額を含む農家収入でみても、仮に小麦価格が 60kg 当たり 2,100 円で全国の平均反収を 388kg とすると、小麦の販売金額は 10 a 当たり 13,580 円となる。これに上記の交付金額を合算すると、全国平均で 10 a 当たり 53,980 円(ウ)となる。同様に、小麦の生産量を 1.5 倍に増やすと、小麦の販売金額は 1.5 倍の 20,370 円となり、交付金額と合わせて合計 67,100 円(エ)となる。したがって、生産量を 1.5 倍に増やしても、交付金額と販売金額を合わせた農家収入は 1.24 倍(エ/ウ)と、生産量 1.5 倍の半分の水準を確保するにとどまる。

他方、参考として、2006 年産までの麦作経営安定資金と比較すると(反収及び小麦価格は同じとする)、麦作経営安定資金は 60kg 当たり 6,610 円で 10 a 当たり 42,745 円、10 a

当たり小麦の販売金額は 13,580 円なので、農家収入は 56,325 円(オ)となる。これを経営所得安定対策下の 53,980 円(ウ)と比較すると、(ウ)は(オ)の 95.8%の水準となり、農家収入は減少することとなる。

以上のような比較を、生産量の拡大に合わせておこなったのが第4図である。これを見ると、農家の収入額は規模が大きくなるにしたがい、標準(規模拡大と正比例の直線)線と



第4図 経営所得安定対策による規模拡大の誘因—小麦を事例に

資料：筆者作成。

の乖離を大きくしていることが分かる。それと同時に、前の政策である麦作経営安定対策に対する割合も低下していることが確認できる。したがって、自給率の向上という視点からみると、経営所得安定対策の成績支払いが、その誘因を持ちえているとはいえないといえよう。

なお、2007 年から 09 年までの暫定措置として、担い手経営革新促進事業(以下「経営革新事業」)を導入している。経営革新事業は 07 年以降、新たに麦・大豆等の生産を拡大した農家に対し、固定支払い相当額を支援している。上記に示した規模拡大において経営革新事業の小麦 27,600 円を加味すると、規模拡大に比例した収入が確保されるとともに、麦作経営安定資金の 96%水準の収入を継続して確保することが可能となる。しかしこの経営革新事業も、糸島地域では要件が満たせないなどほとんど活用できていない状況にある。今年で暫定措置が切れるとはいえ、このような状況が糸島地域に限られたことなのか、全国ベースで生じていたことなのか、実態を精査する必要があるだろう。

3) 収入減少影響緩和対策

収入減少影響緩和対策については、C 農家の 2007 年産に関するデータをみることができ

る。C農家は、米・小麦・大麦に加入している。二丈町が属する福岡地域の10a当たりの標準的収入から当年の収入を差し引いた金額をみると、米はプラス7,900円、小麦と大麦は合計マイナス51,980円であった。つまり、米に関しては標準収入が当年の収入を上回っており、その要因は米価の下落にある。これに対し小麦と大麦は、当年産が高品質かつ収量が10%上昇したため、当年の収入が標準収入を大きく上回っている。

これら米・小麦・大麦ごとの差額をすべて合算すると、10a当たりの標準収入を44,080円上回ることになる。その結果、収入減少影響緩和対策の交付金は0円であり、小麦・大麦の豊作が米の減収分を相殺する結果となった。

そもそも経営所得安定対策は、農家の経営を対象としたものであるため、対象品目すべて(米・麦・大豆)をセットとした加入が必要とされている。調査農家からは、収入減少影響緩和対策の結果を踏まえ、そのことに対する不満があり、各農家経営の判断のもと加入する品目を選択できるようにすべきとの要望が出ていた。

-
- 注(1) 拙稿「福岡県糸島地域における農地の利用集積と水田・畑作経営所得安定対策の実態」『土地と農業』第39号、農地保有合理化協会も合わせて参照。
- (2) 経営所得安定対策が本格的に始動する以前の北部九州の実態については、磯田宏他(2006年)『新たな基本計画と水田農業の展望』(筑波書房)を参照。
- (3) なお08年度の販売額は、当初の目標である21億円を突破することが確実とされている(『日本農業新聞』2008年12月9日付け)。
- (4) 農用地利用改善団体については、平成に入ってから以降、利用規程を更新していないため、どのくらいの改善団体が現存しているか把握できなかった。
- (5) 「土地利用調整をすすめ、新しい農場づくりにとりくむ」『内部情報』No.663、京都府農業会議。
- (6) 山口和宏「土地利用調整による担い手への農地集積と法人化」(磯田宏他『前掲書』)p74~75。
- (7) 設立後の転作率の上昇と米価の下落により、2007年に借り手サイドから2俵も支払うことができないので1俵にしてくれとの声が高まった。そこで、貸し手に集まってもらい、小作料の引き下げを打診したが、貸し手サイドは当初の約束どおり2俵を要求したため、最終的にはその間をとって小作料は1.5俵(21,000円)に決着した。
- (8) 圃場整備後の規模拡大志向農家への農地集積と大規模農家の形成による構造変化については、山口和宏「土地利用調整による担い手への農地集積と法人化」(磯田宏他『前掲書』)p75を参照。
- (9) 作業料金は深江圃場整備地区内と地区外、さらに町外(糸島地域)とにおいて金額が異なる。例えば、稲の収穫ではそれぞれ12,000円・15,000円・20,475円、同様に田植え(施肥作業あり)5,500円・6,500円・7,350円、麦及び大豆の収穫は各6,500円・8,500円・11,550円である。他方、オペレーター賃金は、トラクター作業で時給1,800円、コンバイン作業と田植え作業は2,300円である。
- (10) 由比章裕(1999年)『怡土志摩地理全誌』、糸島新聞社。
- (11) 筆者が2006年に調査した大分県宇佐農協による合理化事業においても、2人の流動化推進員が頻繁に集落に足を運び、農地の掘り起こしや情報収集や情報提供をおこなうなどの積極的な活動を図っており、JAの合理化実績自体は大きかったが、JAが直接借地の交換や調整をおこなうことまでは現実的には踏み込めないとのことであった(品川優(2007年)「大分県宇佐市における担い手への農地の面的利用集積の実態」『平成18年度 担い手への農地利用集積・効率的利用に関する実態調査報告書』農政調査委員会)。
- (12) 先述したBさんの場合、稲作の作業委託料が合計約60万円であるのに対し、オペ収入が50万円であるため、差し引き10万円、率にして10%ほどの持ち出しであり、個人で機械を所有した場合の減価償却費率と比較すると小さい。
- (13) 安藤光義(2008年)「水田農業構造再編と集落営農」『農業経済研究』第80巻第2号。

第2章 急激な農地集積と集落営農組織の変動

－宮城県角田市の事例－

北海道大学大学院農学研究院 柳村 俊介

1. 課題－急激な農地集積をめぐる－

東北と北陸はいずれも高単収・良質米生産地域であり、今日も地域農業の中心を稲作が占めている。この点で共通項をもつ両地域だが、稲作をめぐる経済条件はかなり異なることが指摘されてきた。すなわち、地場産業が発達し農村労働市場の展開がみられる北陸に対し、東北は工場進出が遅れ遠隔地的な産業立地特性をもつ。東北における農家兼業は土木・建設業や女子雇用の比重が高い企業への就業に偏り、賃金水準の低位性や就業の不安定性を免れなかった。それは稲作をめぐる分配関係に反映して低賃金・高地代を結果せしめ、兼業傾斜による農業離脱と農地集積の双方を制約した。こうして中規模稲作農業と不安定兼業が結合したまま滞留する傾向が続くことから、農民層分解は農地貸借を通じた両極分解には至らず、農作業受委託にとどまるとされてきた。

しかし、もはやこうした「農民層分解の停滞性」によって今日の東北水田農業を理解することは難しくなっている。以下で取り上げる宮城県南部の角田市に関する統計数値をあげてみよう。

- ① 第2種兼業農家割合をみると、1970年までは40%未満の水準にあり、50%を超えていた北陸平均はもとより東北平均や宮城県平均よりも低かった。しかし、1975年にかけて第2種兼業農家割合は急上昇して北陸と同水準の70%に達し、1990年以降は北陸を上回る80%台で推移している。
- ② 2005年における販売農家の世代構成をみると、1世代家族の割合が69.0%を占める。これは宮城県(58.1%)、東北(58.4%)を10ポイント以上上回り、北陸(65.0%)よりも高い。
- ③ 農業経営体の2005年借入耕地面積割合は22.5%、借入田面積割合は23.6%で、宮城県(それぞれ18.9%、18.5%)や東北(19.5%、23.7%)に比べると高いが、北陸(32.3%、41.0%)よりもかなり低い。ただし、販売農家のうち農地の貸し手になる可能性が高い「男子生産年齢人口のいない専業農家」「第2種兼業農家のうち世帯主兼業主・恒常的勤務」「第2種兼業農家のうち世帯主兼業主・自営兼業」の合計は53.9%を示し、宮城県(47.8%)、東北(43.4%)、北陸(46.8%)を上回る。他方、農地の借り手となる可能性が高い「60才未満の男子専従者がいる農家」は7.5%で、同様の観点から「経営耕地面積3ha以上の農家」をみても7.3%にとどまる。宮城県(13.0%、13.9%)、東北(15.5%、15.0%)を下回るだけでなく、北陸(8.1%、10.0%)よりも低い。つまり、実際の借地展開には結びついていないが、北陸以上に借り手市場化する要素を潜

在的にもつことがうかがえる。

このように、農地貸借を通じて両極分解傾向を示す北陸と比較すると、東北や宮城県ではなお明瞭な差が認められるものの、観察範囲を狭めると、角田市のように北陸の農業構造に近似した数値を示す地域が存在することがわかる。

さて、ここで注目したいのは、両極分解傾向を加速する農地集積の取り組みが東北各地で実施されている点である。以下で取り上げる角田市A地区では、担い手育成を目標とする県営圃場整備事業とそれに続く地区的なまとまりをもつ一括利用権設定によって農地の面的集積が劇的に進んだ。圃場整備事業を契機として一気に農地集積をはかる取り組みは「圃場整備事業と農地保有合理化事業のパッケージング」と称されるもので、宮城県では1983年から「集合的利用権等調整事業」とともに始まり、以後、圃場整備事業を実施する各地区で推進されている。福島県でも同様の取り組みが進められているが、角田市A地区の農地集積は両県のなかで最大の規模であり、東北南部における農地集積についての代表的事例と目されている。

このように、東北農業における両極分解傾向は、中長期の趨勢としてだけではなく短期・局地的な取り組みの結果としても現れている。しかし、「農民層分解の停滞性」を脱して両極分解傾向が顕在化したのは事実であるとしても、その一点をもって北陸農業への接近あるいは東北農業の独自性喪失と考えるのは早計であろう。というのも、後に述べるように、急激な農地集積のプロセスのなかに東北農業の構造的特徴と考えられる点が存在するからである。

以下では、急激な農地集積を支える地域農業システムの形成が東北農業の構造的特徴と密接な関連をもつのではないかと、言い換えれば、両極分解傾向の東北的メカニズムの所在を問うという視点から角田市A地区の事例を検討する。

2. 角田市A地区における急激な農地集積

(1) 圃場整備事業を通じた農地集積

角田市はかつて養蚕が盛んで、比較的小規模な稲作に養蚕が加わって農家経済が営まれていた。しかし養蚕が衰退、その一方、1960年代後半から自動車部品等の工場が次々に進出し、1970年代に一気に兼業化が進んだ。

兼業化の波に煽られたためか、A地区では本格的な農業振興策が講じられてこなかった。1960年代に用排水整備が実施されたものの水田区画は10アールのままであり、圃場整備事業の導入にはいたらなかった。水田転作についても転作団地は形成されず、「バラ転」の状態が続いていた。水田の耕作は維持されていたが、桑園は耕作放棄地と化し、農業従事者の高齢化が進行する中で農業後継者の確保が懸念される状況が生じていた。

A地区における圃場整備事業はようやく1998年から2008年にかけて実施された。211.4haの水田を対象に、50a（全面積の72%）ないし100aの区画の造成工事が行わ

れた。地権者は 336 名を数えるが、このうち農地集積に意欲をもつ 11 名を担い手として位置付け、1999 年に集団転作組合を設立した。工事を挟んで事前・事後の転作対応を行うにあたり、転作組合が大豆と大麦の作業を担当することになった。転作を行う水田は土地改良区が一時利用地の中で団地として設定した。したがって、転作団地の形成は転作組合ではなく土地改良区の手による。また、作業受託の形式をとりつつも実際は借地であり、転作助成金の一部を定額の地代として支払っていた。

2002 年から担い手は 13 名に増加した。A 地区に出作地をもつ農家が隣接地区に多数いるのだが、そのうち 2 名が出作地の転作を引き受けることになり、転作組合に加わったのである。

これら 13 名の担い手が転作組合によって栽培している転作および個別に栽培している水稻の合計面積は 1998 年の 36.2ha から 2003 年の 132.8ha と急増し、2008 年には 139.8ha に達した。圃場整備事業工区全体の水田面積 211.4ha に占める担い手の耕作農地面積の割合は 17 %から 66 %に上昇したことになる。この数字は圃場整備事業工区内の水田に関するものだが、担い手は工区外でも農地の拡大を図っている。1997 年は 13 名の経営耕地面積の合計は工区内 35.8ha、工区外 65.4ha、合計 101.2ha だったが、2006 年では工区内 130.1ha、工区外 101.4ha、合計 231.5ha となり、平均面積は 7.8ha から 17.8ha に拡大した。

担い手の中には早い時期から積極的に水田の拡大をはかり、圃場整備事業開始以前においてすでに 10ha 以上の水田面積に到達していた者もいた。しかし、半数以上は圃場整備事業の開始前には農外兼業に従事しており、農地集積を期待して担い手として名乗りを上げた。1 名は現在も農外兼業に従事しているが、この兼業従事者を含む担い手は圃場整備事業の工区内外で水田の拡大をはかり、最大規模の農家の水田面積は 36ha に達している。

したがって、農地集積と言っても、単純に少数の担い手への絞り込みが行われたわけではない。取り組みを開始するにあたり担い手の掘り起こしがなされ、実際、担い手となることを自覚する専業的農業者が増加した。その上で担い手の特定と農地集積が進められたのである。

（２） 一括利用権設定と農地所有の持分化

A 地区の圃場整備事業は工事が完了し、2008 年 3 月に換地を行った。ここで懸念されたのが一時利用地を利用した農地集積の成果が換地によって水泡に帰すことであった。そのために実施されたのが「換地と農地集積の一体的取り組み」をうたった一括利用権設定である。

「村ぐるみ手法による農地集積」とも称されており、農地利用集積の完成型とも言う内容である。すなわち、農地保有合理化事業によって農地保有合理化法人（角田市では角田市農業振興公社）が当該地区の全ての水田を一括して借り入れ、その後、耕作希望に応じて水田利用権の配分を行うのである。実際に利用権が設定されたのは圃場整備事業で造成された水田面積の 88 %にあたる 185ha であった。入作農家の一部が応じなかったので、全水田面積には及ばなかったが、「一括利用権設定」の呼称に相応しい内容が保たれ

たといえる。冒頭に述べたように、宮城県と福島県で行われている類似の取り組み例と比べてもA地区における利用権設定面積の大きさは抜きでている。

これによって引き続き転作団地が維持されることになったが、A地区ではブロックローテーションではなく3年間の固定団地とし、3年毎に移動させる方針である。10アール当たり小作料は1万円ないし玄米30kgのいずれかで、標準小作料よりも低く設定されている。小作料は稲作か転作かに関わりなく同額である。A地区の土地改良区経常賦課金は10アール当たり18,350円（2008年度、償還金含む）と高額だが、水田利用権の配分を受けた者がこれを支払う。他方、圃場整備事業に関わる賦課金（10アール当たり1,520円）は農地所有者が負担している。

ところで、A地区では、圃場整備事業中の一時利用地の設定とそれに引き続く一括利用権設定によって、農地所有は圃場整備事業工区211.4ha内の「持ち分」として観念されるようになっていく。換地の計画や実際と切り離されて利用する水田が配分され、あるいは実際の所有地の状態とは関わりなく、所有面積から利用面積を差し引いたものが貸付面積となり、小作料単価を乗じた金額が地代所得となる。こうした「農地所有の持分化」が農地移動の流動化を促進する原因のひとつとなり、急激な農地集積に結びついたことは疑いない。

「農地所有の持分化」はいくつかのステップを踏んで進行したと考えられる。まず、一時利用地設定と一律の小作料支払いという、圃場整備事業に伴う特殊な農地問題の処理が最初のステップである。2番目のステップは一律の地価（計画時10アール80万円、実際は60万円）による換地処分、そしてこれに続く3番目のステップとして一律の小作料による一括利用権設定が実施された。これらの意味を考えると、次の点があげられる。

- ① 従前地主義とそれを前提にした一律の地価評価による換地処分によって圃場整備事業前の農地所有が極力維持された。
- ② 換地処分における一律地価に加え、一時貸付地以来の一律小作料を踏襲することによって農地に対する経済的評価が回避された。
- ③ 小作料の一律化は下方平準化を意味し、標準小作料を下回る水準に低下した。これによって借り手の小作料負担が軽減された。
- ④ 上のことを条件に圃場整備事業工区内の全水田の耕作が担保され、同時に、工区内水田の集団的利用に関するコンセンサスが形成された。具体的には、土地改良区による利用権の配分、担い手に対する利用権集積、転作団地の形成と担い手による転作である。

ようするに、農地所有の改変や経済的評価には手をつけずに、小作料の下方平準化によって工区内全水田の耕作を保証する合意を形成したのである。「農地所有の持分化」の内実は以上のように理解される。

（３） 農地集積に向けた地域システム

上記のように、一括利用権設定における小作料水準は標準小作料を下回っており、下方平準化した。このことは、まず借地をめぐる需給関係を反映したものと理解すべきだが、

一つに、農地貸付によって地権者は高額の土地改良区経常賦課金の支払いを免れること、二つに、次に述べる農地集積による圃場整備事業費の負担軽減をあわせて考慮する必要がある。地権者はこれらのバランスの中で地代の抑制を了解しているとみられる。

圃場整備事業費の負担について説明を加えると、A地区で実施された担い手育成基盤整備事業は、担い手（認定農業者や特定農業団体）への農地集積を目標として地元補助率を軽減、また集積目標を達成した場合には農家自己負担分の6分の5について無利子資金の融資を行うという内容である。さらにA地区では水田連担化に関わるソフト事業が加わったので、最終的な受益農家の事業負担割合は3.25%という低率になった。こうした要件を備える事業であるがゆえに、農地集積と連担化の目標達成がA地区の農業展開の方向を規定したのである。

農地集積の実務は圃場整備事業を推進する土地改良区が担当した。そればかりか土地改良区は集団転作組合の事務局として役割も果たした。面工事が終わると、換地および一括利用権設定に向けた調整組織として行政区単位に6つのアグリセンターが設立されたが、アグリセンターは年間2、3回の会合をもつにとどまり、農地利用調整の実務の大半は土地改良区が担当している。

このように土地改良区が積極的にA地区の農地集積に関与してきたが、これは農業経営基盤強化促進法において農協とならび土地改良区が農用地利用集積計画に関わる主体として位置付けられ、さらに圃場整備事業が担い手育成政策の性格を強めたことを反映している。また、圃場整備事業完了後も2007～2011年にかけて土地改良区の農地利用調整活動に対する補助事業（農業経営高度化支援事業）が導入されており、これによって農地利用調整活動に要する費用をカバーしている。

こうして、圃場整備事業費の農家負担軽減、地代抑制、土地改良区の強力な関与による農地集積と利用調整、それを補完するアグリセンターの設置といった要素が関連し合って農地集積に向けた地域システムが形成された。この地域システムの機能を端的に言えば農地集積コストの最小化である。個別的な農地集積は多数の地権者との交渉が必要であり、集落営農組織による「貸しはがし」といった担い手間の競合問題にも直面する。また、集積後も農地分散化によって営農費用がかさむ。これとは対照的にA地区では、一連の取り組みの結果、担い手の農地集積に関する各種のコストが極めて低い水準に抑えられている。一括利用権設定によって、農地集積に要する取引費用と営農費用の嵩上を大幅に軽減することが期待できるのである。

3. 担い手経営の組織展開と「二階建方式」の地域農業システム

（1）担い手経営の組織化の動向

農地集積を実現した担い手の農業経営の動きをみよう。

13名の担い手で設立された転作組合は、その後、縮小再編に向かう。A地区全体で一

括利用権設定が行われたのとは対照的な動きが現れたのである。

まず、2004年に3つの作業班、実質的には3つの組合（1班：5名、2班：6名、3班：2名）に再編された。また1班のうちの1名は翌年脱退し、同じ行政区の非担い手5名とともに別の営農組織を立ち上げた。

その後、2007年度に始まる品目横断的経営安定対策への対応を迫られるなかで転作組合は解散することになった。各作業班の方向はまちまちである。1班は法人化を検討したものの、時期尚早と判断し、農業機械の共同利用を残しながら転作については個別で対応することになった。2班は集落営農組織として再出発し、法人化を目標にすえた。6名の認定農業者によって構成された集団なので、将来はA地区全体を担うことになることと期待された。しかし新法人設立の具体化に向けて足並みがそろわず、結局2年で解散することになり、3名は個別展開、残る3名が法人化に踏み切った。ただし、法人設立後も稲作は個別で、転作のみの部分協業経営にとどまる。

結局、品目横断的経営安定対策に加入した集落営農組織は、転作の作業受託を行う2組織（旧1班の脱退者が設立した組織と旧2班を引き継いだ組織）で、その一方（後者）も再編を余儀なくされたのである。

担い手の農業経営は当初から個別展開を指向していたのではなく、旧1班、旧2班ともに法人経営の設立を検討した。特に旧2班は早期の法人化を目標に掲げて集落営農組織を立ち上げた。

法人化が検討された理由の1つは後継者問題であり、担い手の中には後継者が就農に向けた決断ができない農家や後継者確保の見通しが無い農家が存在する。法人化によって後継者の就農条件を拡大するとともに、後継者が確保できない場合の対応の幅が広がると考えられている。もう1つの理由は農業所得の増大であり、転作物の栽培管理強化による収益向上、農機具などの固定資本投資の負担軽減、野菜の作付拡大や直売所経営による事業拡大が期待された。

しかし、農地集積コストの抑制を実現したにもかかわらず、これまでのところ担い手農業経営の組織化には成功していない。むしろ、「集団転作＋個別稲作（＋個別野菜・農外兼業）」という枠組みの中で急激な農地集積を実現してきた結果、集団転作と個別の稲作・野菜作等との間の矛盾が拡大し、転作物に関する作業の出役調整が十分に行えず、栽培管理が粗放化し転作物の低位生産性を脱することが出来ないという状況に陥った。

この点は、北陸等で見るとような零細兼業農家による稲作主体の集落営農とは大きく異なっている。すなわち、①一定の水田規模を有し個別で固定資本装備をした担い手農家が集落営農の中心を担い、②それらの農家が稲作ではなく転作で結合しているからである。担い手農家主導の「転作組合」型集落営農ということができよう。

こうした「転作組合」型集落営農が稲作部門を含む経営体に発展する展望を描くことは難しい。というのも、零細稲作を共同化する場合とは異なり、一定の稲作規模を実現している個別経営は稲作のコスト低減をほぼ達成しており、共同化による規模の経済を享受しにくいからである。

このような「転作組合」型集落営農は東北各地に広く存在している。品目横断的経営安定対策において稲作の加入割合は低く、たとえ稲作に加入していたとしても「枝番方式」等で形式を整えたにすぎない場合が多い。そしてこれらの多くが、法人化に不可欠な稲作共同化の展望を描くことに苦慮している。「転作組合」型集落営農は集団転作から出発していることが多く、さらに集団転作は圃場整備事業を契機にスタートしている場合が多い。この点でもA地区との共通性が指摘される。

（２） 「二階建方式」の地域農業システムと「転作組合」型集落営農

ところで、農地の面的集積を推進する行政サイドでは、しばしば楠本雅弘氏の提唱する「二階建方式地域営農システム」の意義が強調される。農家・農地・水・地域資源が「基礎＝土台」となり、その上に農地・労働力・農機具・作業委託の利用調整組織（具体的には農用地利用改善団体等）が「１階」に存在、さらに農作業の実働組織が「２階」を形成するという３層から成るシステムである。「二階建方式」の要点は「１階」の構築にある。

「土台」の村落社会原理と「２階」の経済効率を追求する原理を接合するのが「１階」の役割だからである。

このことの当否はさておき、上述のような「転作組合」型集落営農は「二階建方式」の形成につながりやすいことを指摘しておきたい。零細兼業農家が集落営農を組織し、その外側に個別経営展開をはかる大規模経営が存在するという、北陸等で一般的な状況に比べると、「転作組合」型集落営農は内部に担い手を含んでいることから、農地集積を指向する地域システムと重なり合う。角田市A地区の例は「二階建方式」をまさに体現するものであった。

「二階建方式」では土台に村落があり、村落の総有観念に基づく共同性が想定されている。それが１階部分の調整組織を下支えし、さらにその上に２階部分の実働組織が形成されるという構図である。政策に目を向けると、土台に対し農地・水・環境保全向上対策、２階に対し経営所得安定対策がてこ入れしている。残る１階部分が稼働すると農地利用調整が機能し、農地の面的集積と村落の維持・活性化が両立することになる。政策間の関連は土台→１階→２階という脈絡で考えられていると思われるが、現実には、土台部分のムラ作りの延長に農地利用調整の発揮、担い手経営の確立が達成されるというメカニズムは働いておらず、土台・１階・２階のてこ入れをはかる政策が相互関連性を欠いたまま実施されている。

たとえば、角田市は「角田市協働のまちづくり推進基本指針」を 2006 年に策定し、これに基づいて地区単位に自治センターを設置、地区振興協議会による住民自治機能の向上を目指している。この協議会の中には地区の農業振興をはかるための組織もおかれているが、現在のところ全く機能していない。角田市A地区内には 8 つの行政区があり、圃場整備の実施地区はそのうち 5 つの行政区にまたがっている。農地・水・環境保全向上対策は行政区単位の保全隊によって取り組まれている。保全隊は 4 行政区（営農支援については 3 行政区）で組織されており、いずれも圃場整備事業の実施地区内の行政区であるが、農

地利用調整の役割を担うアグリセンターとの結びつきは特に認められない。

このように、「二階建方式」の地域農業システムを構成する要素は存在し、コミュニティ形成に向けた行政、村落レベルの対応も行われているのだが、これらがA地区における農地集積に向けた地域システムを成立させる重要な要因になっているかと問えば、そうではない。

A地区における農地利用調整を実現した主因をあげると、圃場整備事業・米生産調整政策・経営所得安定対策の3つであろう。農地利用調整は「ムラの農地を守る」という次元とは異なる私権の調整が求められる。農用地利用改善団体のような意識改革に依存した組織強化策では足りず、圃場整備事業・米生産調整政策・経営所得安定対策のような強力な経済的誘導によって農地利用調整への対応を迫り、それに向けた地域体制の構築をはかっているのが実状と思われる。村落社会原理が介在していないというわけではないが、地域農業システムを左右するのは政策の経済的インパクトである。

急激な農地集積を指向する地域農業システムはこのように複数の政策によって支えられており、「二階建方式」のイメージとは違って、システムの自立性は低いと言わざるを得ない。加えて、政策の継続性についての懸念が地域農業システムの安定性を揺がす要因になるとと思われる。

【参考文献】

- [1] 宇佐美繁「農民層分解と土地問題」、河相一成・宇佐美繁『みちのくからの農業再構成』、第七章、日本経済評論社、1985年
- [2] 平野信之編『東日本穀倉地帯の共生農業システム』、農林統計協会、2006年
- [3] 梅本雅『水田作経営の構造と管理』、日本経済評論社、1997年
- [4] 矢口芳生編著『資源管理型農場制農業への挑戦』、農林統計協会、1995年
- [5] 楠本雅弘『地域の多様な条件を活かす集落営農』、農文協、2006年

第3章 北海道における「農地受け皿法人」の実態とその動向

社団法人北海道地域農業研究所 井上 誠司

1. 「農地受け皿法人」の動向

(1) 北海道における組織化・法人化の動向

北海道は、藩政期におけるむらの歴史を有していない。また、北海道における農業の担い手は、元来、家族経営をメインとしている。それゆえに、北海道は農家・農業者の個別志向が強い地域であるといわれている。

このことは、第1表に示した水田・畑作経営所得安定対策の加入申請者数の動向からも把握できる。対策の実施開始年が2007年なので同年と2008年の実績しか記載することができないが、その2カ年の動向をみると、北海道の認定農業者は依然として個別経営が多数を占めていることがわかる。2008年における認定農業者合計に占める「個人」の割合は、都府県が85.9%であるのに対し、北海道はそれよりも9.5ポイント多い95.4%となっている。

一方、組織の動向をみると、都府県の「法人」が5.0%であるのに対し、北海道のそれは4.5%、都府県の「集落営農」が9.1%であるのに対し、北海道のそれはわずか0.2%となっている。前述した藩政期におけるむらの歴史を有していないこと、さらには農業者の土地に対する家産意識が低いことなどが相俟って北海道における「集落営農」のシェアは0.2%と低くなっているのではないかと考えられる。その数は非常に少なく、「個人」の加入要件が緩和された2008年には前年の48経営体から36経営体へと12経営体減少してしまった。北海道における担い手はあくまで「個人」であり、「法人」ましてや「集落営農」はメインの担い手にはなっていないことをこれらの動向は示しているといえる。

第1表 経営形態別 水田・畑作経営所得安定対策加入申請者

		認定農業者計		個人			法人			集落営農		
		2007年	2008年	2007年	2008年	08年%	2007年	2008年	08年%	2007年	2008年	08年%
全 国		72,431	84,274	63,415	74,540	88.4	3,630	4,079	4.8	5,386	5,655	6.7
北海道		22,301	22,639	21,319	21,587	95.4	934	1,016	4.5	48	36	0.2
都府県		50,130	61,635	42,096	52,953	85.9	2,696	3,063	5.0	5,338	5,619	9.1
法人 割合 15% 以上	広島	269	326	160	196	60.1	102	123	37.7	7	7	2.1
	島根	419	550	258	359	65.3	101	113	20.5	60	78	14.2
	鳥取	178	223	106	139	62.3	38	44	19.7	34	40	17.9
	富山	1,284	1,431	750	841	58.8	217	241	16.8	317	349	24.4
	岐阜	426	497	251	303	61.0	71	83	16.7	104	111	22.3
	徳島	28	42	22	35	83.3	6	7	16.7	0	0	0.0
集落 営農 割合 20% 以上	福井	846	952	499	567	59.6	127	143	15.0	220	242	25.4
	佐賀	1,096	1,113	579	589	52.9	44	44	4.0	473	480	43.1
	奈良	15	21	7	12	57.1	2	2	9.5	6	7	33.3
	兵庫	514	677	282	427	63.1	28	34	5.0	204	216	31.9
	滋賀	1,444	1,555	964	1,050	67.5	78	99	6.4	402	406	26.1
	福井	846	952	499	567	59.6	127	143	15.0	220	242	25.4
	富山	1,284	1,431	750	841	58.8	217	241	16.8	317	349	24.4
	長崎	197	252	136	184	73.0	7	9	3.6	54	59	23.4
	福岡	1,533	1,669	1,066	1,198	71.8	82	90	5.4	385	381	22.8
	岐阜	426	497	251	303	61.0	71	83	16.7	104	111	22.3

注1：農林水産省「平成20年度水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」を参考にして作成。

ただし、すべての都府県で「法人」や「集落営農」のシェアが大きいというわけではない。前述したように、都府県の「法人」のシェアは 2008 年現在 5.0 %であり、決して大きいものとはいえない。しかし、中には法人の設立を推進し、その成果を上げている都府県も存在する。

第 1 表に示した「法人割合 15 %以上」となる県がそれであり、具体的には 37.7 %の広島を筆頭に、島根、鳥取、富山、岐阜、徳島、福井などがそれに該当する。そもそも認定農業者数が 42 と少ない徳島も、県が「農業法人総合支援事業」を設定するなど、他の 6 県同様、関係機関が経営の法人化を進めていることに変わりはない。いずれにせよ、これらの県の「法人」のシェアが大きくなっているのは、農業・農村の危機的状況を深刻に受け止め、熱心に「法人」の設立を推進してきた農業関係者が多数存在するからではないかと考えられる。

「集落営農」も同様である。第 1 表の下段に示した、佐賀、奈良、兵庫、滋賀、福井、富山、長崎、福岡、岐阜といった「集落営農割合 20 %以上」となる県のそのシェアは、佐賀の 43.1 %を筆頭にいずれも都府県平均の 9.1 %を大幅に上回っている。おそらくこれらの県の農業関係者も、その多くが農業・農村の危機的状況を深刻に受け止め、「集落営農」の設立に尽力してきたのではないかと考えられる。徳島同様、奈良も認定農業者数が 21 と極端に少なくなっているが、担い手育成総合支援協議会などが中心になって「集落営農」の設立を推進してきたことに変わりはない。

こうした実態をみると、「法人」や「集落営農」といった組織がメインの担い手となるかどうかは、関係機関がこれらの設立を強力に推進しているのか、かつまたそれが効果を発揮するものとなっているのかという点に懸かっているといえることができる。では、北海道がその設立を後押ししてこなかったのかというと、決してそうではない。たとえば、道は 1997 年に「農業生産法人育成指針」を策定し、その中で地域連携型法人の設立を推進していくことを明記している。「地域の農業者や関係者の連携の下で、農作業の受託や農地の受け手、離農者の雇用の場を提供など、既設法人にはない公益的な機能を有し、地域の中核的な役割を担う」農業生産法人と定義づけられたこの法人は、これまでに 18 組織が道内各地に設立された。また、2002 年には「農業生産法人育成総合支援事業」を設定し、引き続き地域連携型法人を含む農業生産法人の設立を推進していくことになった。

これらの成果は少なからず上がっているとみて良い。それは第 1 表からも読み取ることができる。表示した「法人」の経営体数をみると、全国および都府県同様、北海道においてもその数は 2007 年の 934 経営体から 2008 年の 1,016 経営体へと増加していることがわかる。また、この中には本稿で取り上げる「農地受け皿法人」も含まれているが、「法人」全体の動向同様、「農地受け皿法人」も増加傾向にある。以下では、その「農地受け皿法人」の概況について明らかにしていきたい。

(2) 「農地受け皿法人」の設立動向

前述したように、元来、北海道は農家・農業者の個別志向が強い地域であるといえる。

しかし、農業情勢が厳しさを増した 90 年代前半以降、コントラクターに代表される経営をサポートする事業体、あるいは複数戸からなる農業生産法人に代表される個別経営の枠組みを超えた経営体などが増加傾向にある。本稿では、こうした事業体や経営体を多様な主体と呼ぶことにしたい。

さて、こうした多様な主体の 2008 年 1 月末現在における組織数を示したのが第 2 表である⁽¹⁾。表にみるように、最も組織数が多いのは一般にコントラクターと呼ばれる「労働力支援に関わる主体」で、その数は 518 組織とずば抜けて多くなっている。2 位は農業後継者および新規参入者の就農を支援する「新規就農・参入支援に関わる主体」の 210 組織、3 位は離農危機にある農家を救済し、農家・農業者の維持ひいては集落機能の維持に寄与する「離農防止・集落機能維持に関わる主体」の 203 組織、4 位は耕作放棄の可能性のある農地を購入または借入し、その有効活用を図る「農地受け皿法人」の 183 組織となる。2 位から 4 位までの 3 主体の組織数はそれぞれ 200 前後で、ほぼ同数となっている。「農地流動化支援に関わる主体」と「その他農地保全・管理に関わる主体」はこれらよりも少なく、いずれもその数は 50 組織以下となる。

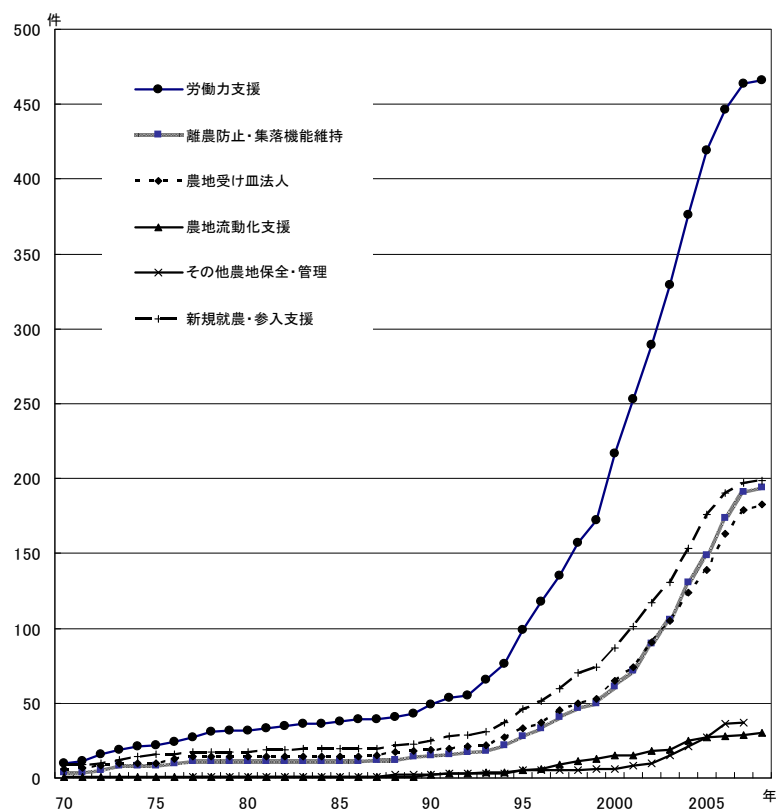
第 2 表 多様な主体の設置状況（2008 年 1 月末現在）

	組織数	設置・開始 年次が わかるもの	事業・機能の内容・具体的な取り組み
労働力支援	518	466	コントラクター等、労働力支援・提供に関わる組織・取り組み（共同利用・所有を除く）。
離農防止・集落機能維持	203	194	離農危機にある農家を救済し、農家・農業者の維持、ひいては集落機能の維持に寄与している組織・取り組み。
農地受け皿法人	183	183	耕作放棄の可能性のある農地を購入または借入し、それを有効に活用している農業生産法人。上記「離農防止・集落機能維持」の一部を含む。
農地流動化支援	30	30	市町村農業公社、農協農地保有合理化法人、農地の暖簾分けを行う農業生産法人。
その他農地保全・管理	44	37	特定法人、特区制度を活用して農地の保全・管理を果たす取り組み、その他、耕作放棄地の発生防止に寄与している組織・取り組み。
新規就農・参入支援	210	199	農業後継者の就農、新規参入者の就農を支援する組織・取り組み（一部、実績のないものを除く）。

注 1) 各地区でのヒアリング結果を参考にして作成。

2) 複数の機能を有する主体は、2 類型以上にまたがってカウントされている。

次に、これら多様な主体の設置動向をみていこう。第 1 図にその動向を示しているが、これをみると、まず第一に「労働力支援に関わる主体」が 1990 年以降先行して急増していることが読み取れる。続いて、「新規就農・参入支援に関わる主体」が 90 年代前半に、やや遅れて「農地受け皿法人」と「離農防止・集落機能維持に関わる主体」が 1995 年前後を境にそれぞれ増加している。さらに遅れて、「農地流動化支援に関わる主体」と「その他農地保全・管理に係る主体」が、農地制度の改正があった 2000 年以降、徐々に増加していく。



第1図 多様な主体の設置動向

注. 各地区でのヒアリング結果を参考にして作成.

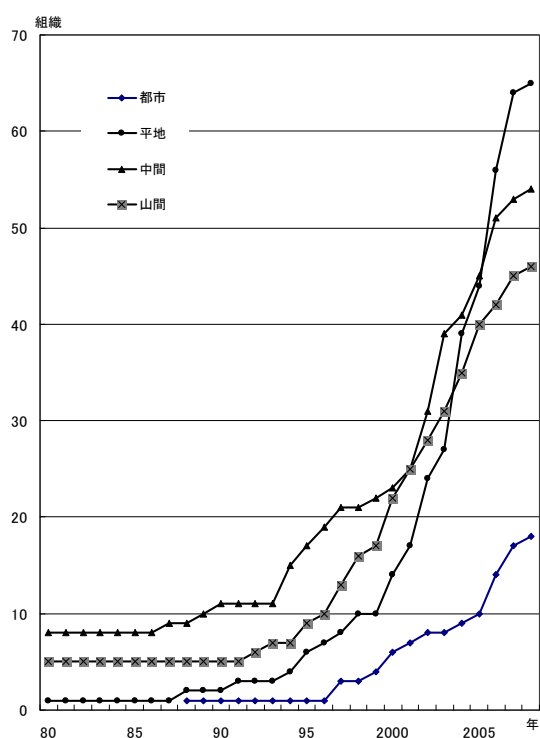
以上、総じて言うと、多様な主体は、90年前後に「労働力支援」→90年代前半に「新規就農・参入支援」→90年代中盤に「農地利用促進」と「農家・集落機能維持」→2000年に「農地流動化支援」と「農地保全・管理」といった順に新たなムーブメントを生み出していることがわかる。もちろん、農地制度の改正の影響も無視できないが、大まかに言えば、農業情勢が厳しくなるにつれて、労働力支援→担い手の創出→農地の利用→農家・集落の維持→農地の保全・管理などといった様々な課題に直面し、そのたびに新たなムーブメントを起こさざるを得なかったのが多様な主体の実態であるといえる。しかも、その課題は、概ね順を追って困難なものになってきている。

さて、以下では「農地受け皿法人」に焦点を当てることにしたい。まずはじめに、農業地域類型区分別の動向をみていこう。それを図示したのが第2図である。前述したように「農地受け皿法人」は1995年前後を境に急増するが、その動向は地域類型別にみても変わらない。第2図にみるように、「中間」が1994年、「平地」と「山間」が1995年、組織数は少ないが「都市」も1996年を境にそれぞれ右肩上がりに増加している。また、当時、最も組織数が多かったのは「中間」で、すでにその数は1989年に10組織を超え、1997年には20組織を超えて21組織となっていた。次いで多かったのは「山間」で、これも1996年には10組織を超えていた。そして、その後、暫くは「中間」と「山間」がリードする

形で全体の組織数が増加するのである。つまり、「農地受け皿法人」は、まずはじめに「中間」や「山間」といった条件不利地域を多く含む地域で注目され、実際そのような地域で設置が先行したということである。

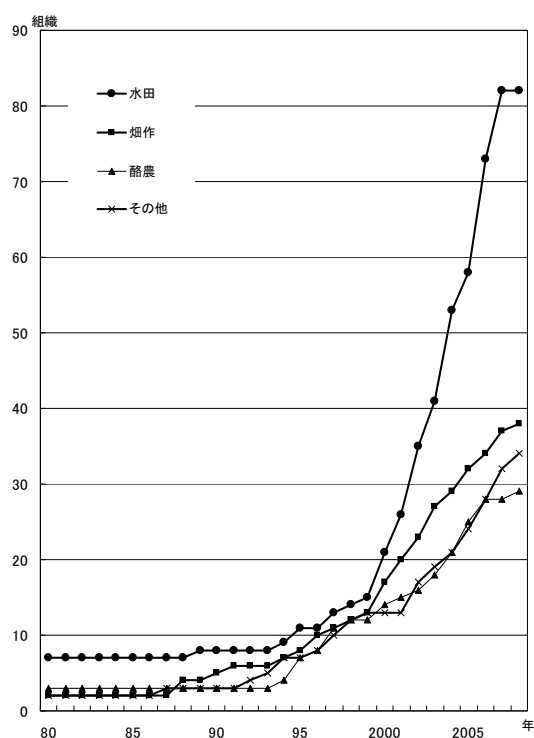
この動向に変化が生じたのは 2000 年である。図にみるように、この頃から「平地」の組織数が急増するのである。そして、その数は 2004 年に「山間」を抜き 39 組織、2006 年に「中間」を抜き 56 組織となりトップとなった。その後も 2 位以下を突き放して急増し、2008 年 1 月現在、「中間」の 54 組織、「山間」の 46 組織を大きく上回る 65 組織となっている。

次に、地帯別の動向をみていこう。具体的には、「水田地帯」（＝水田率 60 %以上旧市町村）、「畑作地帯」（＝畑地率 60 %以上旧市町村）、「酪農地帯」（＝乳牛飼養率 60 %以上旧市町村）、「その他」（＝3 地帯いずれにも該当しない旧市町村）といった 4 つの類型の動向をみていくことになる。これらの実態を図示したのが第 3 図である。この図をみると、「農地受け皿法人」全体の動向同様、1995 年を境にすべての地帯が右肩上がりに増加していることがわかる。「水田地帯」が若干リードしていたものの、いずれの地帯も 1999 年までの 5 年間に 15 組織前後まで組織数を増やしており、同じような軌跡を描いて増加している。



第 2 図 「農地受け皿法人」の設置動向（農業地域類型別）

注：第 1 図と同じ。



第 3 図 「農地受け皿法人」の設置動向（地帯別）

注：第 1 図と同じ。

こうした状況に変化が生じたのは、農業地域類型別の動向と同様 2000 年である。図にみるように、以後「水田地帯」の組織数のみが突出して増加する。他の 3 地帯の組織数も増加傾向にないわけではない。しかし、米価の暴落に直面した「水田地帯」は、他の 3 地帯と比較すると、農業者の高齢化、離農の増加、農地の受け手となる担い手の減少が著しく進行したため、「農地受け皿法人」に活路を開いたケースが他の地帯よりも多く出現したのである。後述するように、支庁別にみると空知と上川の組織数が多数を占めるのであるが、これが「水田地帯」で「農地受け皿法人」の設立が相次いだことの裏付けとなっている。いずれにせよ「水田地帯」の組織数は、その後、他の 3 地帯の組織数を大きく引き離して増加し、2008 年現在 82 組織となっている。他の地帯の組織数も、「畑作地帯」38 組織、「その他」34 組織、「酪農地帯」29 組織と増加しているのであるが、「水田地帯」の半数にも及ばないのが実態である。

ところで、「平地」の組織数も、「水田地帯」同様、2000 年以降に急増したことを先に述べた。つまり、「平地」と「水田地帯」は軌を一にして組織数を増加させてきたのであるが、これは両者に属する地域が概ね重複しているために生じたものとみることができる。換言すれば、情勢の厳しい「水田地帯」の組織数が増加したために、「水田地帯」を多く含む「平地」の組織数も増加したということである。

(3) 「農地受け皿法人」の構成員

続いて、「農地受け皿法人」の構成員についてみていこう。1 組織当たり平均構成員数と構成員規模別組織数を表示しているが、これらを農業地域類型別に示したのが第 3 表、農業地帯別に示したのが第 4 表、支庁別に示したのが第 5 表となる。

まず、全体の動向からみていこう。各表の「合計」欄に示しているが、1 組織当たり構成員数は 5.9 人となる。夫婦そろって構成員となるケース、あるいは農業者以外が構成員となるケースもあるので一概にはいえないが、およそ 6 戸の農家が結集して設立したケースがその平均像となる。モードは 37 組織が該当する「4 人」、最多は 2 組織が該当する 23 人で、これら 2 組織は、「平地」、「水田地帯」、上川管内に属する点で共通している。

次に、農業地域類型別の動向をみていこう。第 3 表にみるように、1 組織当たり構成員数は、「平地」の 6.5 人、「都市」の 6.3 人、「中間」の 5.4 人、「山間」の 5.2 人の順に多くなっている。モードは「都市」が「6 人」、「平地」と「中間」が「4 人」、「山間」が「3 人」となる。「都市」の 1 組織当たり構成員数が多くなっているが、これは組織数が少ないにもかかわらず、構成員 22 人という法人が 1 組織あるために生じたものである。また、「都市」はモードも上層に位置しているが、この要因は不明である。

続いて、農業地帯別の動向をみていこう。第 4 表にみるように、1 組織当たり構成員数は、「畑作地帯」の 6.2 人、「酪農地帯」の 6.1 人、「その他」の 6.0 人、「水田地帯」の 5.7 人の順に多くなっている。「水田地帯」のみ平均を下回っているが、他方で「水田地帯」はモードが「4 人」となり、その数は「畑作地帯」や「その他」の「3 人」を上回っている。「水田地帯」は「3 人」ないし「4 人」といった少数の構成員で結成された法人が多

第3表 構成員規模別・農業地域類型別「農地受け皿法人」数
(2008年1月末現在)

単位: 上段・組織、下段%

	合計	人数 不明	1組織 当たり 構成員 数(人)	2人 以下	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～ 12人	13～ 14人	15人 以上
合計	183	11	5.9	11 6.4	32 18.6	37 21.5	22 12.8	18 10.5	16 9.3	10 5.8	6 3.5	2 1.2	9 5.2	3 1.7	6 3.5
都市	18	3	6.3	1 6.7	2 13.3	2 13.3	2 13.3	4 26.7	2 13.3	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7
平地	65	6	6.5	3 5.1	10 16.9	15 25.4	5 8.5	8 13.6	5 8.5	1 1.7	1 1.7	1 1.7	5 8.5	2 3.4	3 5.1
中間	54	2	5.4	2 3.8	10 19.2	11 21.2	8 15.4	4 7.7	4 7.7	4 7.7	4 7.7	1 1.9	2 3.8	1 1.9	1 1.9
山間	46	0	5.2	5 10.9	10 21.7	9 19.6	7 15.2	2 4.3	5 10.9	4 8.7	1 2.2	0 0.0	2 4.3	0 0.0	1 2.2

注1) 各地区でのヒアリング結果を参考にして作成。
2) 「平均人数」は「人数不明」を除いて算出した。
3) 割合は「合計」から「人数不明」を引いた数に対するものである。

第4表 構成員規模別・地帯別「農地受け皿法人」数 (2008年1月末現在)

単位: 上段・組織、下段%

	合計	人数 不明	1組織 当たり 構成員 数(人)	2人 以下	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～ 12人	13～ 14人	15人 以上
合計	183	11	5.9	11 6.4	32 18.6	37 21.5	22 12.8	18 10.5	16 9.3	10 5.8	6 3.5	2 1.2	9 5.2	3 1.7	6 3.5
水田	82	3	5.7	7 8.9	11 13.9	22 27.8	10 12.7	12 15.2	5 6.3	2 2.5	1 1.3	0 0.0	5 6.3	1 1.3	3 3.8
畑作	38	5	6.2	2 6.1	9 27.3	6 18.2	2 6.1	1 3.0	4 12.1	2 6.1	1 3.0	1 3.0	3 9.1	1 3.0	1 3.0
酪農	29	1	6.1	2 7.1	5 17.9	3 10.7	5 17.9	4 14.3	2 7.1	2 7.1	3 10.7	0 0.0	1 3.6	0 0.0	1 3.6
その他	34	2	6.0	0 0.0	7 21.9	6 18.8	5 15.6	1 3.1	5 15.6	4 12.5	1 3.1	1 3.1	0 0.0	1 3.1	1 3.1
稲 作付あり	78	2	5.7	6 7.9	13 17.1	17 22.4	9 11.8	11 14.5	8 10.5	3 3.9	2 2.6	0 0.0	4 5.3	1 1.3	2 2.6
乳牛 飼養あり	48	4	6.7	2 4.5	7 15.9	6 13.6	7 15.9	5 11.4	3 6.8	4 9.1	3 6.8	1 2.3	3 6.8	0 0.0	3 6.8
肉牛 飼養あり	5	0	4.2	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注)第3表と同じ。

第5表 構成員規模別・支庁別「農地受け皿法人」数 (2008年1月末現在)

単位: 上段・組織、下段%

	合計	人数 不明	1組織 当たり 構成員 数(人)	2人 以下	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～ 12人	13～ 14人	15人 以上
合計	183	11	5.9	11 6.4	32 18.6	37 21.5	22 12.8	18 10.5	16 9.3	10 5.8	6 3.5	2 1.2	9 5.2	3 1.7	6 3.5
石狩	9	2	7.4	0 0.0	1 14.3	2 28.6	0 0.0	2 28.6	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3
渡島	2	0	2.5	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
檜山	5	0	6.6	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
後志	1	0	8.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
空知	48	0	5.8	6 12.5	6 12.5	12 25.0	6 12.5	5 10.4	3 6.3	2 4.2	1 2.1	0 0.0	4 8.3	1 2.1	2 4.2
上川	39	3	6.2	2 5.6	6 16.7	9 25.0	3 8.3	6 16.7	3 8.3	2 5.6	1 2.8	0 0.0	2 5.6	0 0.0	2 5.6
留萌	9	0	5.1	0 0.0	2 22.2	2 22.2	2 22.2	0 0.0	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宗谷	6	0	10.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	1 16.7	3 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7
網走	24	1	5.4	2 8.7	7 30.4	3 13.0	4 17.4	1 4.3	2 8.7	1 4.3	0 0.0	0 0.0	1 4.3	1 8.7	0 0.0
胆振	4	1	3.7	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
日高	8	1	4.3	0 0.0	3 42.9	1 14.3	2 28.6	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
十勝	19	1	5.5	0 0.0	4 22.2	3 16.7	4 22.2	2 11.1	2 11.1	1 5.6	0 0.0	1 5.6	1 5.6	0 0.0	0 0.0
釧路	5	2	7.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0
根室	4	0	5.5	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注)第3表と同じ。

数を占める反面、11 名以上で結成された地域ぐるみの法人が9組織も存在する。その数は、「畑作地帯」の5組織、「酪農地帯」や「その他」の2組織を上回る。そのため、こうした結果が生じたのではないかと考えられる。なお、「酪農地帯」は、表にみるように構成員数が「3人」～「6人」となる法人があまねく存在しており、モードが特定できない状況にある。

ところで、こうした農業地帯別の区分を行ってしまうと、所属する地帯の名称と基幹部門が一致しないケースが出現する。たとえば、「畑作地帯」に属する酪農経営や、「酪農地帯」に属する稲作経営がそれである。こうした問題に対処するため、ここでは「稲作付あり」、「乳牛飼養あり」、「肉牛飼養あり」の法人をそれぞれ抽出し、これら3種類の構成員の動向を改めて集計することにした。その結果を第4表の下方に示している。

これによると、「稲作付あり」は「水田地帯」と変わらない状況となっている。1組織当たり構成員が5.7人、モードが「4人」である点は「水田地帯」とまったく同じである。

「乳牛飼養あり」も「酪農地帯」とほとんど変わらなかった。1組織当たり構成員数が6.7人とやや多くなっているものの、構成員数「3人」～「6人」の法人があまねく存在している点は「酪農地帯」と同じである。また、「肉牛飼養あり」は構成員数が少なく、1組織当たり構成員数は4.2人に過ぎないことが明らかとなった。

最後に、支庁別の動向をみていこう。まずはじめに、組織数の多い支庁を確認しておきたい。表にみるように、最多は空知の48組織、次いで多いのは上川の39組織、以下、網走の24組織、十勝の19組織の順に多くなっている。前掲第3図で「水田地帯」の組織数が多数を占めることを確認したが、それを裏付けるように空知や上川といった稲作経営が多数を占める支庁が1位と2位を独占している。それに続くのが、網走や十勝といった畑作経営が多数を占める支庁である。なお、支庁別の特徴については、支庁毎の組織数がばらついているため、はっきりと見出すことができなかった。こうした中で、宗谷は1組織当たり構成員数が10.5人と唯一ふた桁台になっており、またモードが「9人」と上層に位置している点で目を引く。これは、地域単位で結成されたTMRセンター機能を有する法人が東宗谷農協管内に複数存在するために生じたものと考えられる。

（４） 「農地受け皿法人」の耕地面積

続いて、「農地受け皿法人」の面積規模をみていこう。耕地面積（＝利用面積）を農業地域類型別に示したのが第6表、農業地帯別に示したのが第7表、支庁別に示したのが第8表、所有面積を農業地域類型別に示したのが第9表、農業地帯別に示したのが第10表、支庁別に示したのが第11表となる。

まず、耕地面積の動向を概観しておこう。第6表～第8表の「合計」欄に示しているが、1組織当たり平均耕地面積は113.9ha、構成員1人当たり面積は19.2haとなる。いずれも大規模であるといえる。しかも、これらは相対による借地を含んでいないので、実際の耕地面積はさらに大規模になるといって間違いない。ただし、各法人の面積規模はかなりばらついており、大規模面積の法人が圧倒的多数を占めているというわけではない。階層別

第6表 耕地面積規模別・農業地域類型別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積 不明	平均 面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合 計	183	6	113.9	19.2	20 11.3	17 9.6	31 17.5	31 17.5	30 16.9	19 10.7	12 6.8	17 9.6
都 市	18	2	67.8	10.8	2 12.5	2 12.5	6 37.5	1 6.3	2 12.5	2 12.5	1 6.3	0 0.0
平 地	65	2	92.5	14.3	12 19.0	6 9.5	10 15.9	11 17.5	10 15.9	6 9.5	5 7.9	3 4.8
中 間	54	1	128.7	23.6	4 7.5	5 9.4	6 11.3	9 17.0	12 22.6	3 5.7	5 9.4	9 17.0
山 間	46	1	126.2	24.5	2 4.4	4 8.9	9 20.0	10 22.2	6 13.3	8 17.8	1 2.2	5 11.1

注1)各地区でのヒアリング結果を参考にして作成。
2)「平均面積」は「面積不明」を除いて算出した。
3)割合は「合計」から「面積不明」を引いた数に対するものである。

第7表 耕地面積規模別・地帯別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積 不明	平均 面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合 計	183	6	113.9	19.2	20 11.3	17 9.6	31 17.5	31 17.5	30 16.9	19 10.7	12 6.8	17 9.6
水 田	82	2	78.9	13.7	11 13.8	5 6.3	17 21.3	22 27.5	15 18.8	5 6.3	3 3.8	2 2.5
畑 作	38	2	100.5	16.3	3 8.3	5 13.9	7 19.4	4 11.1	6 16.7	6 11.1	4 11.1	1 2.8
酪 農	29	0	174.3	28.7	1 3.4	2 6.9	3 10.3	3 10.3	4 13.8	6 20.7	4 13.8	6 20.7
その他	34	2	161.5	27.1	5 15.6	5 15.6	4 12.5	2 6.3	5 15.6	2 6.3	1 3.1	8 25.0
稲 作付あり	78	1	76.7	13.5	9 11.7	5 6.5	18 23.4	19 24.7	17 22.1	6 7.8	2 2.6	1 1.3
乳牛 飼養あり	48	2	192.0	28.8	3 6.5	4 8.7	3 6.5	3 6.5	4 8.7	8 17.4	8 17.4	13 28.3
肉牛 飼養あり	5	1	267.9	63.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0

注)表6表と同じ。

第8表 耕地面積規模別・支庁別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積 不明	平均 面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合 計	183	6	113.9	19.2	20 11.3	17 9.6	31 17.5	31 17.5	30 16.9	19 10.7	12 6.8	17 9.6
石 狩	9	1	73.9	9.9	0 0.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0
渡 島	2	0	167.8	67.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
檜 山	5	0	129.4	19.6	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0
後 志	1	0	97.9	12.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
空 知	48	1	78.5	13.5	7 14.9	3 6.4	10 21.3	12 25.5	10 21.3	3 6.4	1 2.1	1 2.1
上 川	39	1	106.4	17.3	4 10.5	1 2.6	8 21.1	10 26.3	8 21.1	2 5.3	1 2.6	4 10.5
留 萌	9	0	92.2	18.0	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1 11.1	0 0.0
宗 谷	6	0	170.2	16.2	0 0.0	2 33.3	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	2 33.3
網 走	24	0	116.8	21.5	2 8.3	3 12.5	4 16.7	3 12.5	5 20.8	4 16.7	1 4.2	2 8.3
胆 振	4	0	106.7	29.1	1 25.0	1 25.0	0 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
日 高	8	1	44.6	10.4	2 28.6	2 28.6	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0
十 勝	19	1	190.7	34.7	1 5.6	1 5.6	1 5.6	1 5.6	2 11.1	2 11.1	7 38.9	3 16.7
釧 路	5	1	275.1	35.9	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0
根 室	4	0	205.5	37.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0

注)第6表と同じ。

にみると、31 組織の「20 ～ 50ha」と「50 ～ 100ha」が最も多く、次いで 30 組織の「100 ～ 150ha」が多くなっているが、「10 ～ 20ha」以下の小規模階層、あるいは「150 ～ 200ha」以上の大規模階層に属する組織も決して少なくない。おそらく相対による借地のみを利用しているのであろうが、面積ゼロという法人も 5 組織存在する。こうした状況にあることから、モードは特定できない状況にある。ちなみに最大は 702.2ha で、「山間」、「その他」、釧路管内に属する酪農経営がこれに該当する。

次に、農業地域類型別の動向をみていこう。第 6 表にみるように、1 組織当たり面積は、「中間」の 128.7ha、「山間」の 126.2ha、「平地」の 92.5ha、「都市」の 67.8ha の順に多くなっている。構成員 1 人当たり面積の順位もこれと変わらない。つまり、「中間」と「山間」の面積規模が大きくなっているのであるが、これは面積規模が大きい大家畜を飼養する法人の多くがこれら 2 地域に属するために生じたものと考えられる。なお、全体の動向同様、モードは特定できない状況にある。唯一、確認できるのは「都市」の「20 ～ 50ha」であるが、この階層に属する法人はわずか 6 組織を数えるに過ぎない。

続いて、農業地帯別の動向をみていこう。第 7 表にみるように、1 組織当たり面積は、「酪農地帯」の 174.3ha、「その他」の 161.5ha、「畑作地帯」の 100.5ha、「水田地帯」の 78.9ha の順に多くなっている。構成員 1 人当たり面積の順位もこれと変わらない。規模階層別にみると、「酪農地帯」には 150ha を超える大規模法人が多数存在し、「水田地帯」の法人の多くが 20ha ～ 150ha に属するなどといった特徴を見出すことができるが、やはりここでもモードを特定することはできない。

次に、下方に示した 3 種類の動向をみていこう。まず「稲作付あり」であるが、この類型は「水田地帯」と同じ状況にある。両者は 1 組織当たり面積および構成員 1 人当たり面積がほぼ等しく、20ha ～ 150ha に属する法人が多数を占める点でも共通している。

「乳牛飼養あり」も「酪農地帯」と同じ状況にあるが、前者は後者よりも 1 組織当たり面積が 17.7ha 多い 192.0ha、「250ha 以上」が 6 組織多い 13 組織となっている。つまり、「乳牛飼養あり」と「酪農地帯」はいずれも大規模面積の法人が多く、大規模階層のシェアが大きい点で共通するが、その傾向は前者により強く表れている。また、1 組織当たり面積が 267.9ha となる「肉牛飼養あり」も大規模面積の法人が多く、大規模階層のシェアが大きい点でこれら 2 類型と共通している。要するに、大家畜を飼養する類型は大規模面積のシェアが大きくなる傾向にあるということである。換言すると、概してこの類型に属する法人は、多くの農地を吸収する能力、すなわち「農地受け皿法人」に期待される機能を有しているということである。

続いて、第 8 表に示した支庁別の動向をみていこう。まず注目したいのは、釧路と根室である。組織数は前者が 5 組織、後者が 4 組織と決して多くないが、酪農経営が多数を占めるこれらの 2 支庁は、いずれも 1 組織当たり面積が 200ha を超え、150ha 以上の大規模階層のシェアも前者が 50 %、後者が 75 %と大きくなっている。これら 2 支庁同様、150ha 以上のシェアが 66.7 %と大きくなっているのが十勝である。これに該当するのは 12 組織となるが、実はこのうちの 11 組織は酪農経営（そのほとんどが酪農メガファーム）であ

る。大家畜を飼養する類型は大規模面積のシェアが大きくなると先に指摘したが、この傾向はこれら3支庁の動向からも実証することができる。

この他、空知と上川についてもコメントしておきたい。周知のとおり、これら2支庁は稲作経営が多数を占める。したがって、「水田地帯」や「稲作付あり」同様、20ha～150haに属する法人のシェアが大きくなるのは当然といえる。しかし、上川は1組織当たり面積が106.4haと大きく、「250ha以上」が4組織も存在しており、この点で空知、「水田地帯」、「稲作付あり」の3類型とは様相が異なる。つまり、これら3類型よりも大規模面積のシェアが大きいのであるが、そのほとんどは大家畜を飼養する法人となっている。「250ha以上」が4組織あると記したが、そのうちの2組織は酪農経営、1組織は肉牛経営である。

（５） 「農地受け皿法人」の所有面積

続いて、所有面積の動向を概観しよう。第9表～第11表の「合計」欄に示しているが、1組織当たり平均所有面積は26.0ha、構成員1人当たり面積は4.4haとなる。前述した耕地面積と比べるといっそう明白になるが、これらの面積はかなり小規模である。つまり、概して「農地受け皿法人」は所有面積規模が小さく、専ら借地を利用して農業経営を行っているということである。これが「農地受け皿法人」の最大の特徴といつてよい。

なお、このように所有面積規模が小さいため、モードは最小階層の「10ha以下」となる。ここには全体の62.1%に相当する110組織が該当するが、そのうちの81組織は所有面積ゼロの法人である。他方で、所有面積の大きい法人がまったくないわけではなく、「250ha以上」の法人も4組織存在する。最大は348.7haで、「平地」、「水田地帯」、上川管内に属する酪農経営がこれに該当する。

次に、農業地域類型別の動向をみていこう。第9表にみるように、1組織当たり面積は、「山間」の41.3ha、「中間」の29.1ha、「平地」の15.1ha、「都市」の8.9haの順に多くなっている。構成員1人当たり面積の順位もこれと変わらない。「山間」と「中間」の規模が大きくなっているが、この動向は、耕地面積同様、大家畜を飼養する法人の多くがこれら2地域に属するために生じたものである。

続いて、農業地帯別の動向をみていこう。第10表にみるように、1組織当たり面積は、「その他」の46.6ha、「畑作地帯」の33.0ha、「酪農地帯」の27.2ha、「水田地帯」の14.1haの順に多くなっている。構成員1人当たり面積の順位もこれと変わらない。乳牛飼養率の高い「酪農地帯」が3位に後退しているが、これは所有面積規模の大きい大家畜を飼養する法人の多くが「酪農地帯」ではなく「その他」または「畑作地帯」に含まれるために生じたものであろう。下方に示した大家畜飼養がある類型の1組織当たり面積をみると、「乳牛飼養あり」は53.1ha、「肉牛飼養あり」は54.5haとなっており、いずれも規模が大きい。つまり、乳牛を飼養する酪農経営の所有面積規模は、決して小さいわけではないということである。

次に、第11表に示した支庁別の動向をみていこう。1組織当たり面積の大きい支庁を列举すると、1位が55.1haの根室、2位が54.3haの釧路、3位が49.0haの檜山、4位が

第9表 所有面積規模別・農業地域類型別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積 不明	平均 面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合 計	183	6	26.0	4.4	110 62.1	16 9.0	24 13.6	14 7.9	6 3.4	2 1.1	1 0.6	4 2.3
都 市	18	2	8.9	1.4	13 81.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
平 地	65	2	15.1	2.3	49 77.8	5 7.9	6 9.5	1 1.6	0 0.0	0 0.0	1 1.6	1 1.6
中 間	54	1	29.1	5.3	26 49.1	5 9.4	9 17.0	6 11.3	6 11.3	1 1.9	0 0.0	0 0.0
山 間	46	1	41.3	8.0	22 48.9	5 11.1	8 17.8	6 13.3	0 0.0	1 2.2	0 0.0	3 6.7

注) 第6表と同じ。

第10表 所有面積規模別・地帯別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積 不明	平均 面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合 計	183	6	26.0	4.4	110 62.1	16 9.0	24 13.6	14 7.9	6 3.4	2 1.1	1 0.6	4 2.3
水 田	82	2	14.1	2.5	64 80.0	4 5.0	6 7.5	3 3.8	2 2.5	0 0.0	0 0.0	1 1.3
畑 作	38	2	33.0	5.4	10 27.8	9 25.0	9 25.0	6 16.7	1 2.8	0 0.0	0 0.0	1 2.8
酪 農	29	0	27.2	4.5	17 58.6	3 10.3	4 13.8	2 6.9	2 6.9	0 0.0	1 3.4	0 0.0
その他	34	2	46.6	7.8	19 59.4	0 0.0	5 15.6	3 9.4	1 3.1	2 6.3	0 0.0	2 6.3
稲 作付あり	78	1	9.1	1.6	61 79.2	5 6.5	7 9.1	3 3.9	0 0.0	1 1.3	0 0.0	0 0.0
乳牛 飼養あり	48	2	53.1	8.0	21 45.7	5 10.9	8 17.4	4 8.7	2 4.3	1 2.2	1 2.2	4 8.7
肉牛 飼養あり	5	1	54.5	13.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注) 第6表と同じ。

第11表 所有面積規模別・支庁別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積 不明	平均 面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合 計	183	6	26.0	4.4	110 62.1	16 9.0	24 13.6	14 7.9	6 3.4	2 1.1	1 0.6	4 2.3
石 狩	9	1	14.3	1.9	6 75.0	0 0.0	1 12.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
渡 島	2	0	3.2	1.3	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
檜 山	5	0	49.0	7.4	3 60.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
後 志	1	0	13.6	1.7	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
空 知	48	1	12.3	2.1	42 89.4	1 2.1	2 4.3	0 0.0	1 2.1	0 0.0	0 0.0	1 2.1
上 川	39	1	40.4	6.6	17 44.7	4 10.5	7 18.4	6 15.8	2 5.3	0 0.0	0 0.0	2 5.3
留 萌	9	0	25.1	4.9	6 66.7	0 0.0	1 11.1	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宗 谷	6	0	18.4	1.8	5 83.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
網 走	24	0	25.4	4.7	13 54.2	4 16.7	4 16.7	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.2
胆 振	4	0	30.8	8.4	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
日 高	8	1	9.6	2.2	5 71.4	0 0.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
十 勝	19	1	29.3	5.3	4 22.2	5 27.8	7 38.9	1 5.6	0 0.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0
釧 路	5	1	54.3	7.1	2 50.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
根 室	4	0	55.1	10.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0

注) 第6表と同じ。

40.4ha の上川となる。1 位と 2 位は所有面積規模が大きい酪農経営が多数を占める 2 支庁が独占した。3 位と 4 位は酪農経営が多数を占める支庁ではないが、大規模面積を有する酪農経営が存在するため、1 組織当たり面積が大きくなっている。

この他、注目に値するのは「10 ～ 20ha」および「20 ～ 50ha」の組織数が多い網走と十勝である。中でも十勝はモードが「20 ～ 50ha」となり、唯一それが「10ha 以下」ではない点で特徴的である。このように畑作を基幹とする 2 支庁ではある程度農地を所有する法人が散見されるのであるが、これは農地取得が可能な購買力を有する畑作経営が少なからず存在することを示しているのかもしれない。

2. 「農地受け皿法人」の実態

－(株)はまほろの事例－

以下では、「農地受け皿法人」の実態分析を通じて、その特徴と課題を明らかにしておきたい。事例として取り上げたのは網走管内佐呂間町に位置する(株)はまほろである。

(1) 佐呂間町の農業の概況

佐呂間町の農業は酪農と畑作を基幹としている。そもそも本町は畑作主体の農業が展開していたが、1953 年、1954 年と 2 年連続大冷害に見舞われ、収益性の高い酪農の導入が検討されるようになった。その後、1956 年に新農山漁村振興地域ならびに高度集約酪農地域の指定を受け、さらには 1960 年に農業構造改善事業を導入し、町有牧野の整備ならびに町有貸付牛制度の確立を果たし、酪農振興をはかっていった。結果として酪農は町内最大の基幹部門に成長し、乳牛飼養農家率は 56.3 % (2005 年センサス)、生乳販売額は農協総販売額 81.7 億円の 45 % を占める 36.6 億円 (2008 年 J A サロマ資料) となっている。

しかし、最近の酪農を取り巻く環境の変化は著しい。第 12 表に 1970 年以降の本町の農家数、経営耕地面積、乳牛飼養の動向を示しているが、これによると総農家数は 1970 年 1,037 戸→1980 年 764 戸→1990 年 607 戸→2000 年 366 戸→2005 年 288 戸と減少し、2005 年における 70 年対比のその割合は 27.7 % となっている。これに対し乳牛飼養農家は、混同経営の単作化の影響が加わり、1970 年 705 戸→1980 年 435 戸→1990 年 303 戸→2000 年 197 戸→2005 年 157 戸と減少テンポがやや速く、2005 年における 70 年対比のその割合は総農家のそれを下回る 22.3 % となった。先に 2005 年の乳牛飼養農家率が 56.3 % となることを記したが、70 年のそのシェアは第 12 表にみるように 68.0 % も占めていた。2005 年現在 61.3 頭を数える 1 戸あたり飼養頭数は今なお増加傾向にあるが、乳牛飼養頭数は 1995 年の 12,161 頭をピークに減少し、2005 年現在 9,619 頭となっている。

一方で畑作の作付状況も変化している。第 13 表に主要作物の作付面積の推移を示しているが、これによると、もともと作付が少ない豆類と馬鈴薯は大豆を除いて先細り気味である。メインクroppである小麦と甜菜の面積も減少傾向にある。90 年代前半の実績と

第12表 佐呂間町における農家数・経営耕地面積・乳牛飼養の推移

単位：戸、ha、%

年次	総農家数	経営耕地 面積	1戸当たり 面積	乳牛飼養 農家数	乳牛飼養 農家率	乳牛飼養 頭数	1戸当たり 頭数
1970	1,037	6,017	5.8	705	68.0	7,028	10.0
1975	869	5,887	6.8	570	65.6	9,129	16.0
1980	764	6,094	8.0	435	56.9	9,865	22.7
1985	691	6,496	9.4	358	51.8	10,721	29.9
1990	607	6,740	11.1	303	53.3	11,563	38.2
1995	459	6,779	14.8	238	53.2	12,161	51.1
2000	366	6,567	17.9	197	56.6	10,982	55.7
2005	288	6,471	22.5	157	56.3	9,619	61.3

注1) 農業センサス各年次版を参考にして作成。

2) 乳牛飼養農家数、同農家率、同頭数、同1戸当たり頭数の2000年以降の数値は販売農家を対象としたもの。

第13表 佐呂間町における主要作物作付面積の推移（1990年以降）

単位：ha

年次	小麦	大豆	小豆	甜菜	馬鈴薯	そば	かぼちゃ
1990	1,380	4	80	884	77		176
1991	1,310	6	31	845	75		190
1992	1,290	13	55	786	89		190
1993	1,220	8	68	779	88		188
1994	1,290	11	81	816	89		170
1995	1,360	32	76	823	80		137
1996	1,300	62	50	806	73		123
1997	1,220	110	41	754	31		122
1998	1,140	110	40	838	40		150
1999	973	82	20	867	30		181
2000	875	87	29	891	37		172
2001	806	86	79	770	39		172
2002	833	78	63	700	43	70	135
2003	809	52	29	745	36	74	130
2004	819	39	31	760	32	101	121
2005	903	34	30	751	33	103	125
2006	946	53	29	726	25	88	125
2007	932			658	24		112

注1) 2006年までは北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）の数値、2007年は農協営農計画の数値をそれぞれ抽出して表示した。

2) 空欄は資料なし。

2007年の計画を比較してみると、前者はおよそ400ha少ない932ha、後者はおよそ200ha少ない658haとなる。ただし、2001年に農協の麦類乾燥調整貯蔵施設が整備されたことから、以後、小麦は作付面積が回復傾向にある。また、これらの作物に代わって最近作付面積が増加傾向にあるのがそばである。その作付面積は2006年にやや減少したが、ここ数年70～100haで推移している。さらに振興作物として1984年から本格的に作付が開始されたかぼちゃの作付面積も、減少傾向にあるとはいえ年間100ha以上を維持している。

とはいえ、酪農同様、畑作も厳しい経営環境にあることに変わりはない。先に記したように、農家数の減少の著しさは乳牛飼養農家だけに限ったものではない。また、農家数同様、経営耕地面積も減少傾向にある。前掲第12表に経営耕地面積の推移を示しているが、これによるとその面積は1995年の6,779haをピークに減少しており、2005年現在6,471haとなっている。基幹産業である農業を支える農家と農地の減少が本町の大問題となっているのは言うまでもない。

(2) 佐呂間町における農地移動の状況

第14表に2000年以降の佐呂間町における農地移動の動向を示した。これによると、本町の農地移動は賃貸借主体となっている。年によって変動はあるが、移動面積の半数以上が賃貸借であり、全移動面積に占めるその割合は、最も小さい2005年で55.9%、最も多い2006年には88.3%であった。

ただし、表の右半分に示した公社買入・売渡面積をみればわかるように、合理化事業の利用が毎年少なからずあり、したがって賃貸借面積の一部は、公社買入実績、すなわち売買面積を再度計上したものとなっている。要するに、実質的な賃貸借面積は表示した面積よりもやや少なく、売買面積の割合も決して少なくないのが実態である。しかし、㈱はまほろが設立された2008年は、同法人が300ha以上に及ぶ農地を構成員から借入したので、農業経営基盤強化法に係る賃貸借面積が急増しているのは間違いない。

なお、第14表に示したように、合理化事業は2006年度まで長期育成タイプ主体の利用となっていた。中でも2003年から2006年までの4年間はその傾向が強く、公社買入面積のすべてが長期育成タイプであった。その売渡は2010年から本格化するので、それまでに当該農地の購入予定者は十分な資金をストックしておく必要がある。後述するように、㈱はまほろも同年に長期育成タイプを利用して借入している農地を購入する予定となっているので、同じ状況にあるといえる。

続いて、地価について簡単に記しておこう。北海道農業会議がまとめた『田畑売買価格等に関する調査結果』によると、2007年度の10a当たり中畑価格は、佐呂間町佐呂間村が14万円、同若佐村が15万円であった。これらはまだ下げ止まっておらず、両地区とも前年比5,000円のダウンとなった。実勢地価はさらに低く、町農務課によると2007年度における町の平均実勢地価は8万3,710円であった。同年の最高額でさえ13万5,000円に過ぎず、牧草地を含むおおかたの農地が6万から12万円の間に取引されている。尤も条件が良く、それゆえ地価の高い佐呂間別川沿いの畑地の供給はほとんどなく、そのため平均地価が低めに算出されてしまうといった事情は考慮する必要がある。

第14表 佐呂間町における農地移動面積の動向（2000年以降）

単位:ha

年次	農地法3条		農業経営基盤強化法		公社買入		公社売渡	
	売買	賃貸借	売買	賃貸借	うち長期 育成タイプ	その他	うち長期 育成タイプ	その他
2000	1.7	0.0	107.1	252.6	—	73.2	—	45.9
2001	4.5	0.0	200.7	263.5	38.0	55.4	—	127.6
2002	2.5	4.6	148.9	290.3	86.3	25.1	—	65.8
2003	0.0	0.0	82.4	216.8	10.9	—	—	45.7
2004	3.3	0.0	93.3	122.2	34.4	—	—	50.0
2005	6.0	0.0	175.3	317.7	36.4	—	6.3	73.6
2006	6.3	31.5	44.0	349.1	9.7	—	—	23.3
2007	—	—	—	—	—	60.0	4.8	100.4

注1)「北海道農地年報」(各年次版)及び北海道農業開発公社提供資料を参考にして作成。

2)使用貸借を除いた。

3)農地法3条、農業経営基盤強化法に係る面積は年、公社買入・売渡面積は年次実績となる。

4)空欄は資料なし。

ところで、2007 年度から水田・畑作経営所得安定対策が実施されているが、その影響による過去の生産実績のない農地の価格下落が各地で懸念されている。しかし、本町では今のところそのような問題は発生していないようである。とはいえ、小麦や甜菜を生産する混同経営が少なからず存在し、これらの多くが緑ゲタの支払いの少ない農地を飼料畑に転換するとなれば、それに応じて前掲第 13 表に示した主要作物の作付状況が変化する可能性はある。

それよりも大きな問題であると町および農協職員が指摘しているのは、設定された過去の生産実績の算出期間である。理由は、単収の低かった 2006 年が算出期間に含まれたため、1 戸当たり平均農業収入が対策実施前と比較すると 10 %程度減ってしまったからである。この点については㈸はまほろの構成員も問題であると指摘していた。

次に、小作料について記しておこう。本町の 10a 当たり標準小作料は、上畑 10,000 円、中畑 7,000 円、下畑 5,000 円、下の下畑 3,000 円、採草放牧地 2,000 円となっている。これらは 2002 年に設定され、以後改正されていない。ちなみに、下畑はデントコーン作付地、下の下畑は牧草作付地が該当する。実勢小作料もほぼこれらと同額であり、したがって先に記した平均実勢地価は中畑の小作料の 20 倍弱ということになる。ゆえに購入するメリットは小さくないといえるが、後述する㈸はまほろの事例にみるように、受け手の多くは安定的な収入が得られない限り農地を購入する予定はないのが実態である。

(3) 佐呂間町・JA サロマによる法人支援

本稿では協業法人である㈸はまほろを紹介するが、現実を述べれば佐呂間町にこのような法人が多数存在しているわけではない。2008 年現在、本町には農業生産法人数が 6 組織存在するが、うち複数戸からなる農業生産法人は本稿で紹介する㈸はまほろと 2007 年に設立された肉牛生産法人の 2 組織のみである。その他の 4 法人はいわゆる 1 戸 1 法人となる。つまり、個別志向が強く、経営の組織化・法人化が必ずしも進展していないのが本町の特徴ということになる。

しかし、関係機関は法人の育成に熱心でないというわけではない。農業生産法人を効率的な農業経営体、離農跡地の受け皿、農業後継者の実習受入先、離農者の雇用の場として位置づけており、その設立を後押ししている。具体的には、以下にみる支援策を用意し、㈸はまほろに続く農業生産法人の設立に期待を寄せている。

○農業生産法人設立支援事業（佐呂間町）

定款作成に係る費用など、法人設立に要する諸経費を助成。総費用の 1 / 3 以内、1 法人当たり上限 10 万円という条件あり。2001 年から実施。これまでこの事業を利用したのは㈸はまほろのみ。

○農地集積および取得に伴う費用の助成（佐呂間町）

農地を集積し、それを取得した法人に対する助成。設立後 5 年以内、集積・取得に係る

費用の 60 %以内、1 法人当たり上限 120 万円という条件あり。2001 年から実施。これまでこの助成事業を利用した法人はないが、㈱はまほろは合理化事業に係る借地を購入する際に利用する予定。

○新設法人に対する助成(JAサロマ)

組合員 3 名以上で農業生産法人を設立した場合、その法人に対し 150 万円助成。2008 年から実施。㈱はまほろの設立が確実となった時点でこの助成事業が設定された。これまでこの事業を利用したのは㈱はまほろのみ。このほか農協は、肥料・資材の大口購入割引、新規担い手に対する融資などを行っている。

(4) 株式会社はまほろの経営展開

1) 法人設立までの経緯

農業生産法人㈱はまほろは、2008 年 1 月、浜佐呂間・幌岩地区の 14 戸の畑作農家によって設立された。それまで地区内には 1977 年に設立された浜幌生産組合があったが、これが発展的に解消し㈱はまほろとなった。当組合は、大型トラクター、小麦用コンバイン、大豆用コンバイン、ビート収穫機、乾燥施設の共同所有・共同利用を行うもので、1979～1980 年には 48 戸の組合員が加入していた。しかし、その後、離農の増加とともに組合員数は減り続け、解散した 2007 年 12 月には 18 戸となっていた。

「生産組合を法人に改組しよう」といった意見が最初に提案されたのは、2001 年である。ちょうど加工原料乳の補給金制度が変わり、乳価の下落が注目されていた時期であったが、この出来事を他人事ではなく、「畑作でも起こり得る」と解釈した地区内の若手農業者が、農産物価格が下落し、収入が減少しても、コストの削減と所得の維持が期待できる協業法人の設立を提案したのである。しかし、この案はいつしか立ち消えとなってしまった。

次に法人の設立が検討されたのは 2006 年である。すでに数年前から、後継者のいない高齢農家の増加、離農の増加、それに伴う過疎化が進行していたのであるが、その影響により地区内唯一の小学校が 2006 年度限りで閉校されることになった。これが引き金となって、地域住民が動き出したのである。その中心人物は、以前から地域の衰退を危惧していた浜幌生産組合に属する 30～40 代の農業者であった。彼らは「集団で地域を活性化しなければこの地区はもたないだろう」と考え、まず自分たちの経営の集団化を計画した。そして、この計画は、浜幌生産組合の協業法人への転換という形で具体化していったのである。

ただし、組合員であった 18 戸のうち、個別経営の継続を希望した大規模農家（耕地面積 45ha）1 戸と高齢・後継者なし農家の 3 戸はこの計画に参画しなかった。コスト削減による所得の向上、農地の受け皿機能の発揮による耕作放棄の防止が期待できる農業生産法人に活路を開くことにしたのは、その他の 14 戸である。こうして 14 戸が参加する畑作協業経営という、網走管内紋別地区において他に例を見ない農業生産法人が設立されたの

である。

2) 法人事業の概況

前述したように、本法人は2008年1月、14戸の農家によって設立された。資本金は915万円、出資者は各農家の経営主で、60才未満の11人が75万円、60才以上の3人が30万円それぞれ出資している。

定款に記された法人が実施する事業内容は以下のとおりである。

- ①農畜産物の生産、加工及び販売
- ②農畜産物の貯蔵、運搬
- ③農畜産物を原材料とする食料品の製造、販売
- ④農作業に必要な資材、機械の輸入及び製造、販売
- ⑤農作業の代行、請負
- ⑥労働者派遣事業
- ⑦飲食店の経営
- ⑧前各号に付帯する一切の事業

これらのうち初年度から実施している事業は、「①農畜産物の生産、加工及び販売」と「⑦飲食店の経営」である。その他の事業は、今後実施予定のもの、または将来実施できるようにひとまず定款に記しておいたものとなる。設立時から実施している事業の概況は下記のとおりである。

○農畜産物の生産

現在、法人が利用する農地はすべて借地で、その面積（台帳記載面積）は551haに及ぶ。これらの借入プロセスについては後述するが、本法人の最大の特徴はこうした大規模面積を活用して畑作経営を行っている点にある。

法人が生産する農産物は、小麦162ha、ビート161ha、そば100ha、大豆72ha、加工用馬鈴薯19ha、かぼちゃ5ha、牧草4haで、これら作付面積の合計は523haとなる。また、これらの生産に要する借地の小作料は10a当たり5,000円が基本で、土地改良実施済み圃場の場合、これに1,000円が上乗せされる。

ところで、作付面積の総計は上記のとおり523haとなっているが、この面積は台帳記載面積551haとは合致しない。このズレは実際に作付を行っている面積と台帳記載面積が異なるために生じたものであるが、収穫後に借入を開始した農地が7.78haあり、これが両者のズレをさらに大きくしてしまっていることに配慮する必要がある。

いずれにせよ、浜佐呂間・幌岩地区の耕地面積の総計は800haとなるが、法人はその70%弱に相当する551haに及ぶ農地を利用している。この数値をみれば、本法人がいかに地区内の農地の有効利用に貢献しているかが理解できよう。

機械および施設は、前身である浜幌生産組合が所有していたものを引き続き利用している。ただし、すべてを引き継いだわけではない。組合が所有していた機械・施設の中から

必要最小限のものを選択し、それらを第三者に査定してもらい法人が購入した。具体的にはトラクター 17 台（190ps 1 台，120ps 2 台，100ps14 台），コンバイン 5 台，ビート収穫機 2 台，ビート播種機（直播）2 台，小麦乾燥施設，そば加工施設，倉庫などがそれに該当する。ちなみに，法人が購入しなかった機械は売却または処分されている。構成員が所有していた機械も原則として売却または処分されており，個人有の機械は除雪機を除きほとんどないという。

○加工及び販売

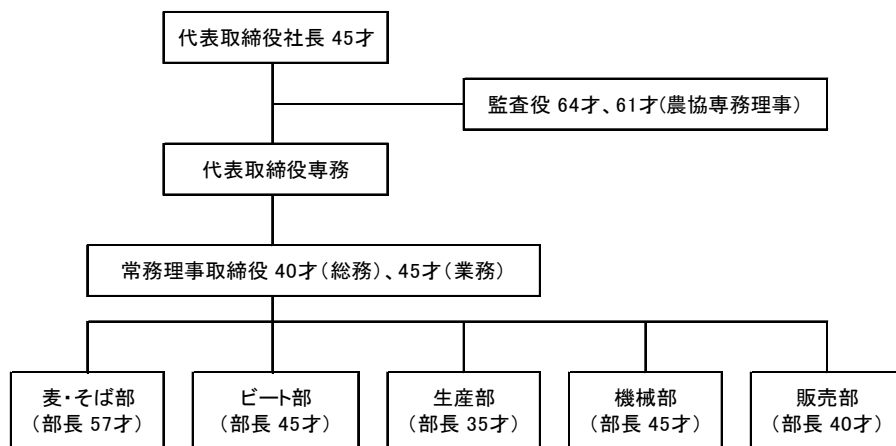
法人が生産するそばの加工および販売を行っている。出荷先はAコープと構成員が以前から取引している札幌および東京の業者である。後述するそば屋でもそば粉を使用するため販売量はわずかに過ぎないが，そばの作付面積の増加を計画しているため，今後，そば粉の生産量は増加するものと予想される。

○飲食店の経営

2008 年 12 月に開店したそば屋の営業を行っている。店舗は集客が期待できる国道 238 号線に接した浜佐呂間市街（法人事務所前）に設置された。名称は「そば処はまほろ」である。原料はすべて法人が生産したものであり，それを十割そばにして提供している。2009 年現在，火曜，木曜，土曜の週 3 日営業となっているが，スタッフの増員が可能であれば営業日も増加する予定であるという。代表取締役は地域に雇用機会を提供としたいと考えており，またすでに地元在住の女性 1 名をそば屋スタッフとして雇用しているので，いずれこの点は実現するものと考えられる。

以上の業務は，第 4 図にみるように 5 部体制で行われている。具体的には，「麦・そば部」が小麦・そばの生産，「ビート部」が甜菜の生産，「生産部」がその他作物の生産，「機械部」が機械導入・整備に関する業務全般，「販売部」が加工・販売と飲食店経営となる。設立当初は 4 部体制であったが，そば屋の開店に伴い「販売部」が新設され 5 部体制となった。

また，これらの業務は原則として 14 名の構成員と 14 名の従業員で行われ，労働力が不足した場合，パートタイマーが導入される。給与は構成員が年間 600 万円，その他は就労に応じた支払いとなる。なお，14 名の従業員は構成員の妻または親であるため，構成員はすべて男性となっている。したがって，男性のみが経営の権限を握っているのであるが，これでは女性の意見が反映されない可能性があるため，この点は改善の余地があると言って良いだろう。



第4図 株式会社はまほろの機構図（2008年12月現在）

注：ヒアリング結果を参考にして作成。

常勤役員は代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役2名で構成され、合計4名となる。非常勤役員は監査役の2名で、うち1名が農協専務理事（兼任）である。幹部役職員は4名の常勤役員と5名の部長であり、これら9名は本法人の設立を推進した主要メンバーでもある。また、57才の麦・そば部長を除く7名は30～40代の若手農業者で、そのうちの5名（機構図に45才と記した1963年生まれの構成員）は小中学生時代の同級生であった。こうした旧知の間柄であったために、彼らは容易に団結することができ、ひいては法人の設立も難なく果たすことができたのではないかと考えられる。

3) 法人の農地借入プロセス

前述したように、本法人が利用する農地はすべて借地である。その借入プロセスを示したのが第15表となる。上段には個人別の借入状況、下段には経路別の借入状況をそれぞれ示している。

まず、上段の個人別の借入状況に注目してみたい。法人への農地貸付者は合計16名で、そのうち14名がアルファベット大文字で示した法人構成員（農地の名義人が親類となるNを含む）、2名が小文字で示した法人構成員以外の者となる。これらを分類すると、以下のとおりとなる。

第15表 (株)はまほろの農地借入プロセス

単位: a

	農地貸付者	農地移動プロセス	面積	取得予定年
個人別	A	A→法人 出し手→A→法人	2,809 3,442	
	B	B→法人	1,666	
	C	C→法人 出し手→C→法人	1,876 275	
	D	D→法人	2,529	
	E	E→法人 出し手→E→法人	3,577 833	
	F	F→法人 出し手→F→法人	4,329 1,009	
	G	G→法人 出し手→G→法人	810 2,718	
	H	H→法人	3,018	
	I	I→法人 出し手→I→法人	245 2,819	
	J	J→法人 出し手→J→法人	3,194 1,383	
	K	K→法人	2,967	
	L	L→法人 出し手→L→法人 出し手→公社→L→法人	2,843 3,257 666	2010年
	M	M→法人 出し手→M→法人	977 3,140	
	N(構成員親族)	N→法人 出し手→公社→N→法人	2,490 1,459	2014年
	a(高齢・後継者なし)	a→法人	778	
	b(非農家)	b→法人	6	
経路別	①構成員(親族含)→法人		30,840	
	②出し手→構成員(親族含)→法人		21,366	
	③出し手→公社→構成員(親族含)→法人		2,125	
	④出し手→法人		784	
合 計			55,115	

注1) ㈱はまほろ提供資料を参考にして作成。
 2) 農地所有者のアルファベット大文字は法人構成員(親族含)を示す。
 3) 法人借入開始年はすべて2008年。

①所有地と法人設立前まで借入していた農地を貸す構成員

8名(A, C, E, F, G, I, J, M)

②所有地, 法人設立前まで借入していた農地, 合理化事業に係る借地を貸す構成員

1名(L)

③所有地と合理化事業に係る借地を貸す構成員

1名(N)

④所有地のみ貸す構成員

4名(B, D, H, K)

⑤法人に直接農地を貸す構成員以外の者

2名(a, b)

14名の構成員のうち8名が「①所有地と法人設立前まで借入していた農地を貸す構成員」、4名が「④所有地のみ貸す構成員」に該当する。残った2名は法人設立前まで合理化事業に係る借地があった構成員である。2名とも長期育成タイプを利用し当該農地を購入する予定となっていたが、法人構成員となったことで当該農地の借地人を法人に変更し

た。もちろん、これらの農地は法人が購入することになる。取得予定年次は、Lが借りていた 6.66ha が 2010 年、Nが借りていた 14.59ha が 2014 年である。

なお、今後、法人が取得することが決まっている農地はこれだけで、その他の借地については今のところ購入する予定がない。しかし、将来、その他の借地を取得する予定がないわけではない。代表取締役は、借地の購入に関して、「体力がついた段階、すなわち資金が十分にストックできた段階に達したら検討したい」と語っているので、経営が軌道に乗れば借地の取得は十分に考えられる。

続いて、下段の経路別の借入状況をみていこう。最も多いのは構成員の所有地、すなわち「①構成員（親族含）→法人」の 308.4ha である。これが全体の 56 %を占める。次いで、「②出し手→構成員（親族含）→法人」（＝構成員が法人設立前まで借入していた農地、213.66ha）、「③出し手→公社→構成員（親族含）→法人」（＝合理化事業に係る借地、21.25ha）の順に多くなっている。これらの面積は法人構成員に変動がない限り不変と考えられる。

変動があるとすれば、現在 7.84ha と最も面積の少ない出し手から法人が直接借りるルート、すなわち「④出し手→法人」である。このルートからの借地は高齢・後継者なし農家や離農の増加につれて急増する可能性があるが、すでにその前兆は表れている。先に 2008 年の収穫後、法人が 7.78ha の農地を借入したと記したが、実はこれに合致するのが第 15 表に示した「a（高齢・後継者なし）」からの借地なのである。このような農地を受け入れ続けていけば、法人の経営規模がますます大きくなるのは言うまでもない。今のところ実施の予定はないが、近隣地区からの借地依頼に応じる可能性がないとはいえない。しかし、スタッフの拡充と以下に記した効率の良い作業体系の確立が達成できなければ、その実現は困難な状況にあるのが実態である。

4) 法人の課題

最後に現在法人が抱えている課題を 3 点記しておきたい。

まず第一に、農地の分散である。法人の圃場は大きく分けると 8 団地に分散しており、最も遠い圃場は事務所から 15km 以上離れている。そのため移動に時間を要するのみならず、燃料費も余分にかかってしまうという。つまり、農地の分散がコストの低減を阻んでいるのである。

ヒアリングによると、2008 年度における法人の総収入は約 4 億 4,000 万円、総支出は約 3 億円、当期利益は約 1 億 4,000 万円となる。ただし、農産収入は約 3 億円に過ぎず、残りの収入は水田・畑作経営所得安定対策交付金が約 1 億 2,000 万円、担い手経営革新事業助成金が約 1,500 万円、その他が約 500 万円となる。つまり、助成金、交付金、その他収入を除けば、収入と支出はほぼ同額といった状況なのである。

こうした状況からの脱却は、農産物価格の上昇あるいはコスト削減を可能とする経営環境の改善が実現しない限り困難であろう。前者の農産物価格の上昇がなかなか期待できない現実を踏まえると、後者の経営環境の変化が求められることになる。そのうちの一つが

農地分散の解消ということができる。これにより効率の良い作業体系の確立が達成できれば、前述したさらなる経営規模の拡大も実現可能となろう。

第二に、農地の取得についてである。繰り返し述べるように、本法人が利用する農地はすべて借地である。現在、この手法による農地の利用に特段問題はない。しかし、これが持続できるかどうかはわからない。なぜなら仮に所有者がリタイアないし死亡した場合、相続人がこれまでどおり当該農地を法人に賃貸する保証はないからである。安定的な農地利用を実現するには、やはり取得を検討しなければならないであろう。

ただし、先にも記したように、代表取締役は、借地の購入に関して、「体力がついた段階、すなわち資金が十分にストックできた段階に達したら検討したい」と語っている。経営規模が大きい分、農地の取得に係るコストは多額となるので、やはりこれは法人にとって大きな負担となる。この負担を多少なりとも軽減できる諸事業の活用も同時に検討されなければならないだろう。

第三に、後継者の確保である。法人の構成員は、必ずしも自分たちの子供に経営を引き継いでもらいたいとは考えていない。その多くが 10 代の若年層で、まだ就業を身近に感じていないという事情もあるだろうが、今のところ就農を希望する構成員の子供はいないという。したがって、構成員のほとんどは、浜佐呂間・幌岩地区の農業を担うことに熱意を持った有能な人であれば、将来の法人経営者として迎え入れたいという意向を持っている。その人材は参入者でも構わないとしている。まずは地区内に定住してもらい、そして研修生あるいは従業員となって技術を習得してもらうことを先行させなければならないが、経営の継続に関わる後継者の確保も、法人が抱える大きな課題のひとつとなっているのである。

いずれにせよ、本法人が地域に与えたインパクトは大きい。これまで本町および周辺市町村には複数戸からなる農業生産法人がほとんどなかったが、本法人の取り組みをみて農業生産法人の設立を検討している農業者が少なからずいるという。共同化・組織化の意義、さらには農地の受け皿としての役割の重要性を周囲の農業者に認識させたという点で、本法人は地域農業の振興に大いに貢献しているといえよう。

3. 「農地受け皿法人」の課題と今後の動向

以上、「農地受け皿法人」の全体の動向ならびに㈱はまほろの実態をみてきたが、農地の受け手の減少と出し手の増加といった状況が続く限り、その組織数は今後も増加していくものと考えられる。なお、繰り返し述べるように、「農地受け皿法人」の最大の特徴は、農地をほとんど所有せず、専ら借地を利用している点にある。つまり、利用面積と所有面積が大きく食い違っているのであるが、この食い違いが、今後、一致していくのかどうかはわからない。なぜなら、利用権重視の経営と所有権重視の経営のいずれもがメリットを有しているからである。

利用権を重視すれば、差し当たり農地購入に係るコストを削減することができる。他方

で、所有権を重視すれば、安定した農地の利用が可能になる。借地であれば貸し手がリタイアないし死亡した場合、相続人が当該農地の貸付をやめてしまう可能性があるが、所有地であればそのような問題は発生しない。どちらを選択するかは各法人の経営者が判断することであるが、農産物価格の低下に伴う収入の減少、ならびに燃料費や資材費をはじめとしたコストの上昇に伴う支出の増加がある程度避けられない昨今の状況を踏まえると、当面は多額の支出を要さない利用権重視の経営が主流になるかもしれない。しかし、利用権重視の経営は、貸し手がリタイアないし死亡した場合、相続人が当該農地の貸付をやめてしまう可能性があるため、安定的なものとはいえない。これでは耕作放棄地が増加してしまう可能性がある。

また、「農地受け皿法人」の多くは、前述したように耕作放棄が懸念される地域内の農地の維持に貢献した結果、経営規模の大規模化を果たしている。収益性の高くない農地をやむなく利用しているケースも少なくない。それゆえ、その多くは厳しい経営環境の下におかれており、助成金を取得してかろうじて収益を得ているのが実態である。

つまり、「農地受け皿法人」の経営を存続させるためには、それに対する何らかの助成措置が必要だということである。農地売買等事業、農業生産法人出資育成事業などからなる農地保有合理化事業はその有力な事業のひとつといえよう。北海道農業開発公社が実施するこの事業を通じて、経営規模の拡大ならびに農地の集積を果たした農業者が少なくないのは周知のとおりである。しかし、すべての農地が道公社が実施する事業の対象となるわけではない。市町村や農協が合理化法人を設置してこのような農地を維持していくといった手法もあるが、財政事情の厳しい市町村が少なくなく、さらには面的集積組織の設置が求められようとしている現状を踏まえれば、この手法を選択する市町村や農協が数多く存在するとは考えにくい。

農地集積に関わっては担い手農地集積高度化促進事業が用意されていた。北海道においてもこれを活用した市町村がいくつかあったが、この事業は 2008 年度で終了となった。新技術を導入した経営体に助成される担い手経営革新促進事業も 2009 年度で終了の予定であり、しかも 2009 年度の新規採択はなしとなった。助成金が比較的自由に使える、なおかつ 10a 当たり単価で助成額が決定するこの事業は、概して大規模経営が多い「農地受け皿法人」にとって有利なものといえるが、2010 年度以降、その活用はできなくなってしまった。

こうしてみると、受け手にとって有利な助成措置は年々縮小傾向にあるのが現状といえる。「農地受け皿法人」といった有力な受け手が増加傾向にある北海道の現状を踏まえれば、このような傾向は決して望ましいものとはいえないだろう。求められているのは、担い手経営革新促進事業のように、「農地受け皿法人」をはじめとした受け手が有効かつ柔軟に活用できる事業の再構築であることを最後に指摘しておきたい。

注(1)こうした多様な主体は任意組織となっているケースがかなりあり、したがってその組織数を正確に把握することはできない。

その正確な組織数を掲載した資料や統計も存在しない。つまり、既存資料や統計では多様な主体の全貌が把握できない

のであるが、この点を克服するため、筆者は道内各地を訪問し現況調査を行った。本稿に掲載した多様な主体に関するデータは、この調査を通じて得た情報に基づくものとなる。なお、調査実施期間は2007年9月から2008年1月末までであり、したがって2008年の設置数は同年1月末までの設置数しか表示できなかった。この点を予めお断りしておきたい。

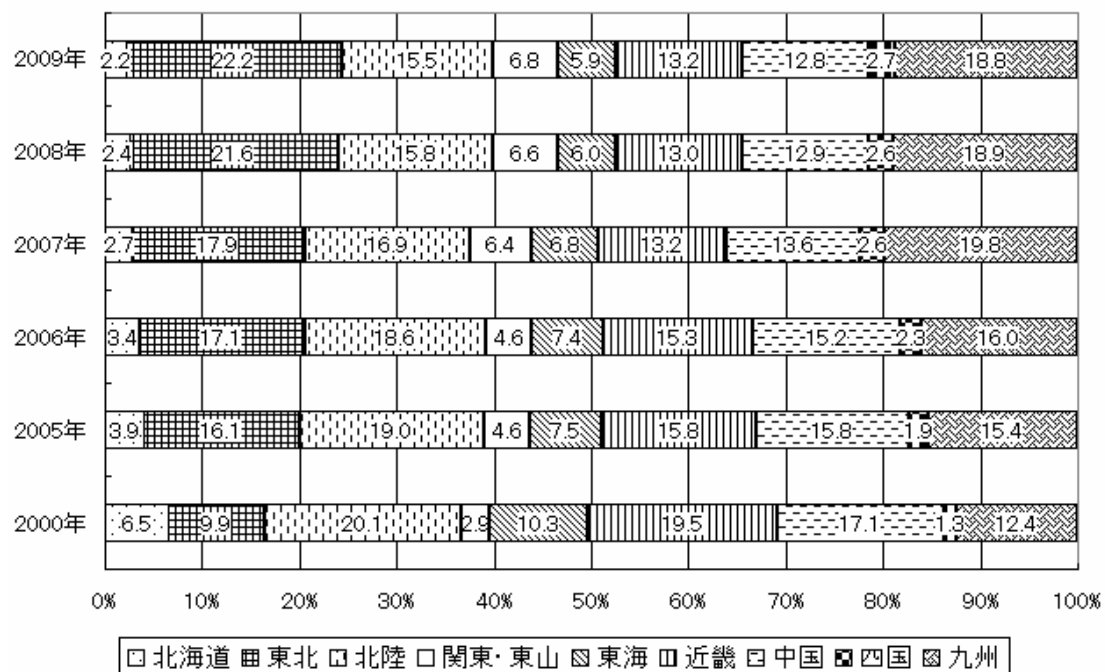
第4章 秋田県における集落営農組織の現状と課題

秋田県立大学 椿 真一

はじめに

2002年の米政策改革ならびに2007年の品目横断的経営安定対策（現「水田・畑作経営所得安定対策」）のもと、経営体としての実態を有する集落営農組織が担い手として位置づけられた。ここ最近、集落営農組織数は大幅に増加しており、2009年の集落営農数は1万3,436で、2000年から34.9%も増えることとなった。ただしこの間に、集落営農組織が多かった地域である北陸は3.7%、中国も1.4%の微増にとどまり、近畿にいたっては減少している。その一方で東北は約3倍、九州でも2倍の大きな伸びを示しており、この2つが全体の伸びを支えたことになる。

2009年2月時点で、集落営農組織のブロック別シェアは東北22.2%、九州18.8%であり、この2地域で全国の集落営農の4割を占めるに至っている（第1図）。九州では2006年から07年にかけて、東北では07年から08年にかけて集落営農組織が大きく増加して



第1図 集落営農の地域ブロック別構成比

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」（2009年2月1日）

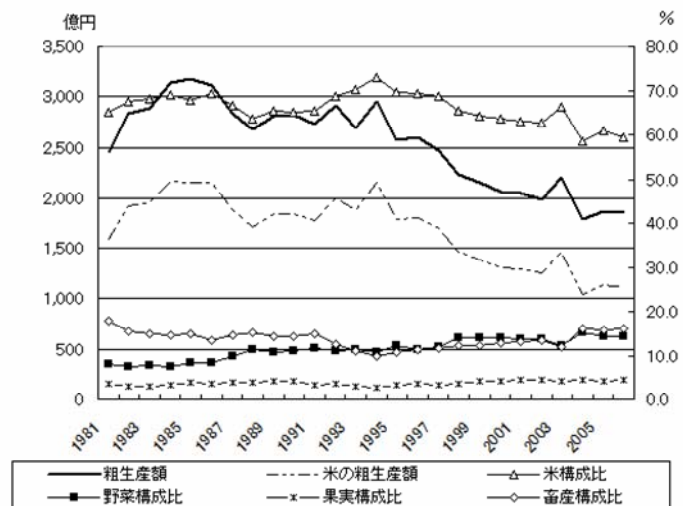
1. 秋田県における集落営農組織急増の背景・要因

秋田県農業の特徴のひとつに、稲作への特化がある。2005年農林業センサスで、農業経営体が販売目的に作物を作付けた面積のうち、水稻が占める割合は、都府県 66.1%に対して秋田は 87%とかなり高い。また販売のあった農業経営体のうち稲単一経営の割合は都府県 52.8%に対して秋田は 81.1%である。

農業粗生産額をみても、粗生産額の 6 割は米が占めており、稲作に極端に依存した農業構造のため、米の粗生産額の減少と連動して全体の粗生産額も年々減少傾向にある（第3図）。特に米価の下落に歯止めがかからないような状況が続いており、2007年産では1万3,627円とピーク時の6割程度まで下がった（第4図）。こうした点が経営安定対策に米を中心として加入する要因になっている。

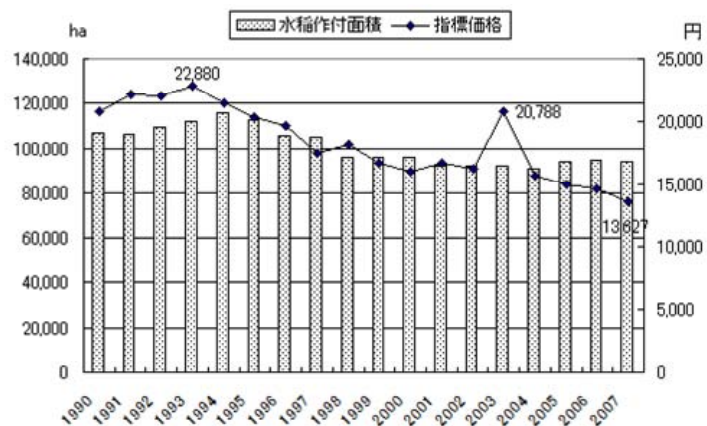
もうひとつの特徴は、中規模層が厚く存在するということである。経営規模が2～4ha層の構成比をみると、秋田県は 23.3%（都府県 11.7%）と、中規模農家が厚く存在している。しかも、専業農家率が 13.6%（都府県 21.8%）と低い一方で、第二種兼業農家率は 69.4%（都府県 63.1%）と高い。秋田県の販売農家の 90%は 4ha 未満であり、4ha 未満の販売農家の 78%が兼業農家である。

つまり、自己完結的に経営を続けてきた、比較的規模の大きい兼業農家が広範に滞留していたため、一方では個別に経営所得安定対策への加入条件である経営面積 4ha 以上という敷居を越えられない農家が多く、他方で、集落営農組織も少なかったため、多くの農家が経営安定対策から外れるという事態が想定された。こうした危機感から、県



第3図 秋田県の農業粗生産額と構成比

資料：東北農政局秋田統計・情報センター『秋田県農林水産統計年報』各年次より作成



第4図 秋田県の水稲作付面積と秋田県産あきたこまちの指標価格

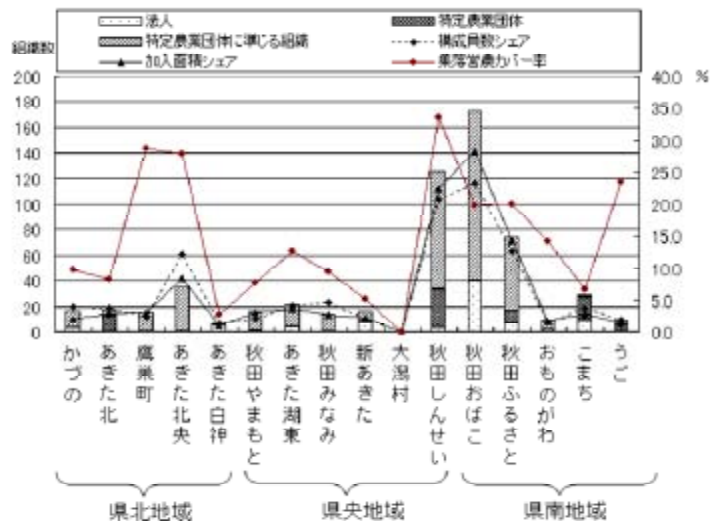
資料：指標価格は全農秋田県本部提供資料による。作付面積は東北農政局秋田統計・

情報センター『秋田県農林水産統計年報』による。

注：指標価格は、価格センター落札価格の加重平均（1等価格で包装代金と消費税は別）

とＪＡが協力して集落営農の組織化を推進することとなった。その結果、多くの集落営農組織ができたのである。

2008 年のＪＡ別集落営農組織の経営安定対策加入状況をみたのが第５図であり、県南地域で集落営農組織が多いことが見て取れる。以下の事例分析では、「ＪＡ秋田しんせい」および「ＪＡかづの」管内の集落営農組織を取り上げる。



第5図 秋田県のJA別水田経営所得安定対策加入集落営農数

資料：秋田県農業協同組合中央会「集落営農組合の組織的運営にむけて」（平成20年6月掲載データより作成）

2. J A 秋田しんせい管内の集落営農組織の展開

（1） 地域の概要

J A秋田しんせい管内は、行政区域では由利本荘市とにかほ市から構成され、県の南西部に位置し、西を日本海に、南を山形県に接している。由利本荘市は2005年3月に1市8町が、にかほ市は2005年10月に3町が合併したもので、両市を合わせた由利地域の面積は1,450 km²になる。

農林業センサスによると2005年の販売農家戸数は6,318戸で、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家それぞれの構成比は9.6%、14.8%、75.6%である。県全体と比較して専業、Ⅰ兼の割合が小さく（それぞれ13.6%、17.0%）、Ⅱ兼割合（県全体69.4%）が大きい。2000年との比較では、由利地域の販売農家戸数は5年間に11.0%減少し、内訳では専業が実数で174戸、率で40.0%増加したのに対し、Ⅰ兼、Ⅱ兼はそれぞれ209戸18.3%、746戸13.5%が減少している。農業就業人口は2005年で9,637人、うち65歳以上比率は61.1%で、5年前と比較して5.8ポイント増加した。

農業産出額は2006年が165億6千万円でうち米の割合が65.6%と、米の占める割合が秋田県平均の59.5%より高い。複合部門では野菜（中心品目はミニトマト、アスパラガス、ネギ）の12.2%、「由利牛」の産地として肉用牛が9.1%を占める。米の生産では、ひとめ



ぼれの作付割合が 6 割もあり、この点があきたこまちの作付けが中心である県内他地域と比べて特徴的である。

2008 年の生産調整実施状況は、水田面積 1 万 2,941ha に対して生産調整実施面積は 3 割にあたる 3,754ha である。生産調整では野菜等による転作が 40%, 自己保全管理が 36% を占め、大豆は 14% である（大豆の平均単収は 90kg/10a 程度）。これ以外では加工用米が 115ha, ホールクロップサイレージ 180ha がある。したがって、主食用米作付面積は水稻作付目標面積をわずかに下回っている。産地づくり交付金はまだ旧市町村単位の運用になっており、それぞれの事業毎の交付金単価も統一できていない。

管内には 450 集落があり、このうち 202 集落で 130 の集落営農組織が活動している。これらの設立年をみると、2005 年が 1 組織、06 年が 47 組織、07 年が 77 組織、08 年が 5 組織であり、まさに経営安定対策を受けた組織化であったことが伺えよう。

同対策への加入状況を見ると、129 の集落営農組織が経営安定対策に加入しており、集落営農組織の水田経営面積は 4,565ha で、水稻作付面積 3,497ha, 大豆作付面積 319ha が経営安定対策に加入している面積である。

また、法人組織はわずかに 2 組織にとどまっている（特定農業団体は 30）。集落営農組織は米＋大豆の作付けがほとんどで、園芸部門を取り入れている集落営農組織は数えるほどしかない。

（２） 特定農業団体 K 営農組合

１） K 集落における作業受委託の展開

K 営農組合が展開する K 集落は由利本荘市の平場水田地帯に位置し、世帯数 45 戸で、このうち農家は 27 戸、土地持ち非農家 5 戸で構成される。認定農業者は 7 戸存在している。集落の水田面積は 45ha で生産調整率は 3 割である。当集落の実勢小作料は 2 万円とやや高くなっている。K 集落では 1970 年代に基盤整備が実施されたが、圃場区画は 30a と小さくなく、土壌排水もあまりよくない。

K 集落では、1985 年に農業構造改善事業でミニライスセンターが集落につくられた。これを契機として、3 条刈コンバインを 2 台導入して専業農家を中心とした集落農家 7 名で稲の収穫作業および乾燥・調整を共同で行う K 水稻生産組合が組織された。後に若手農業者 2 名を加えて 9 名での活動となった。K 水稻生産組合の作業は構成員 9 名がそれぞれ役割分担して実施されてきた。

構成員ではない集落内の農家もコンバインの更新はせず、K 水稻生産組合に米の収穫作業と乾燥・調整を委託するようになった。したがって集落農家 27 戸のうちコンバインを所有している農家は 3 戸にまで減っている。

K 集落では水稻収穫作業は K 水稻生産組合による受託が進み、それ以外の水稻作業は個人間で受託がなされてきた。K 水稻生産組合の収穫作業については委託農家間で不公平がないように、作業される圃場の順番はくじ引きで決められる。また、委託農家ごとに収

穫、運搬し、乾燥・調整にまわされるため、効率が悪く、今後の課題となっている。

K集落の生産調整は農家ごとに配分されており、対応も農家自身が決定する。K集落の転作は大豆転作が中心であるが、その他に野菜3haや自己保全管理、調整水田が1haほどあって、それで3割の転作配分を消化している。転作大豆については広域的な大豆作業の受託組織があつて、そこに耕起を除く全作業を委託してきた。産地づくり交付金はすべて個人に入っている。なお、K集落ではブロックローテーションや転作の団地化は実施されておらず、転作は固定化されたバラ転で、集落にある転作団地としては1haの1団地があるだけである。この背景にあるのは、農家が稲作不適地で転作する傾向である。団地化できないばかりか、もともと圃場条件がよくない上に、湿害なども重なって大豆の収量はかなり低くなっている。

このように、K集落ではK水稻生産組合による水稻収穫作業、広域的に担われている転作作業のいずれにおいても、団地化等の効率化が発揮されない形での作業受託体制が形成されていた。

2) K集落における経営安定対策対応の集落営農組織

ところが、経営安定対策をうけて全県的に集落営農組織の設立機運が高まったことがきっかけで、当集落でも2006年に集落農家27戸のうち25戸（うち認定農業者が5戸）が参加する形で特定農業団体K営農組合が設立された。集落営農組織を作る際、前述の作業受託組織K水稻生産組合を母体とするのではなく新たにK営農組合を別組織として立ち上げ、現在、K水稻生産組合とK営農組合は別個に運営されている。

K営農組合の構成員25戸の経営規模別分布は、0.5ha未満7戸、0.5～1.0ha6戸、1.0～2.0ha3戸、2.0～3.0ha4戸（1）、3.0～4.0ha2戸（1）、4.0～5.0ha2戸（2）、5.0ha以上1戸（1）である（カッコは認定農業者）。最大の農家は7ha規模の認定農業者である。

K営農組合に参加している農家の水田面積をあわせると40haになる。K営農組合としての作付面積は水稻が28ha、大豆が7haである。集落ぐるみで水稻および大豆の基幹3作業を行っている形だが、K営農組合名義の機械所有はなく、稲作では収穫を除く作業は構成員がそれぞれ実施し、収穫はK水稻生産組合が行っている。大豆については、耕起作業のみ構成員がそれぞれ実施するが、耕起以外の機械作業はK水稻生産組合が行っている。構成員はK営農組合から配当を受けた後に、K水稻生産組合に委託料を支払うもので、K営農組合とK水稻生産組合の間に作業の受委託契約はない（K営農組合の経理上からはK水稻生産組合の姿が見えなくなっている）。

収支は一元化しているが、個別農家の収支を単に積み上げたもので、個人ごとに計算し、分配も個人ごとに計算している。

K営農組合の2008年度の収入は4,000万円であり、米販売額が3,100万円、大豆販売額が10万円、大豆のゲタ部分が83万円、ナラシ部分が140万円、産地づくり交付金は460万円、雑収入が200万円あった。支出は820万円であり、差し引き3,100万円が構成

員に配分されたことになる。

3) K集落の個別農家の現状

2008年10月にK集落の農家27戸の悉皆調査を行った。27戸のうち、25戸は集落営農組織に参加しており、2戸の認定農業者が不参加である。集落営農組織に参加している農家のうち、9戸はK水稻生産組合に加入している。個別農家の事例では、K水稻生産組合に加入し、オペレータを担当している9戸を類型Ⅰ、K営農組合に参加する非オペレータ農家を類型Ⅱ、K営農組合に参加していない農家を類型Ⅲとして分析する（第1表）。

(i) K水稻生産組合に加入している農家（類型Ⅰ）

この類型には9戸が該当する。この9戸はK営農組合の中心メンバーであって、役員はこの層から選出されている。9戸のうち認定農業者は5戸であるが、2戸（A、D）は経営主がアルバイトで家計を補っている。オペレータを担当している農家の年齢は50歳代が2名、60歳代が5名、70歳代が2名とかなり高くなっている。

水田経営面積は7ha規模を最大に、4ha規模が2戸、3ha規模が1戸、2ha規模が3戸、1ha規模が1戸である。借地はA農家が5.8ha、B農家1.6ha、C農家1.9haまでが大きく、その他農家は小さい。借地は相手から頼まれたものがほとんどで、積極的に借地拡大を図ってきたのではない。借地のほとんどは集落内で小作料は10a当たり2万円となっている。

葉タバコや野菜部門を導入している農家で販売額もやや高くなっており450～890万円にはなっているが、米＋転作大豆だけの農家では100～300万円にとどまる。

この類型は水稻収穫作業の機械オペレータや運搬、乾燥・調整作業に従事している。早くから稲作の収穫作業を共同で実施してきたこともあって、コンバインはいずれも所有しておらず、K水稻生産組合に委託する一方で、トラクターと田植機を個人ないしメンバー間で共有し、個別に作業している。今後ともトラクターは個別に更新していくものの、田植機についてはK営農組合が田植え作業受託を始めることを前提に更新しないようである。

稲収穫作業のオペレータ賃金は日給8,000円であり、オペレータ賃金が高いA農家では年間50万円ほどになるが、その他の農家は20万円前後である。オペレータ賃金は委託料を相殺するくらいの位置にはあるようだ。オペレータ作業を拡大したいと考える農家は1戸（A）あって、作業時間が増えるのならば農外就業をやめてオペレータに集中したいと考えている。しかし他の農家は労働力の高齢化や自家農業の園芸部門との労働競合、農外就業との競合により拡大は望んでいない。

後継者は安定的他産業従事の傍ら、農作業に従事しているものの、農繁期のわずかな期間であり、農業を継いでくれることが確定している農家は1戸のみで、他は農業を継いでくれるかどうか不明なため、後継者がいなかった時のための将来的な農地の受け皿として法人化した集落営農組織の必要性を感じている。

第1表 K集落の農家調査結果

[illegible]

資料：農家調査による

注. 家族労働力の項目では、年齢、従事状況、従事日数の順になっている。従事状況の記号は、A: 農業のみ、B: 農主他従、C: 地主他従、D: 他産業のみ、E: 無就業・家事育児である。

今後の経営については、規模拡大を考えている農家はいない。米価が低い中で、後継者が農業を継ぐかどうかかわからない状態ではリスクが大きいという判断である。

(ii) 作業委託農家（類型Ⅱ）

K水稻生産組合には参加していなかったが、そこに作業を委託していた農家で、集落営農組織に参加した農家 16 戸が該当する。経営主が農業専従なのは 3 戸であり、残りは農外就業に従事している。経営主農業専従の農家もかつては農外就業に従事していた。

経営面積は最大でも 3.2ha で、以下、1ha 規模に 2 戸（階層最大は 1.4ha）、1ha 未満層に 13 戸（30a 以下が 8 戸）と規模の小さい農家が多い。

農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバインを所有しているのは 1 戸（乾燥・調整は委託）だけであり、トラクターと田植機を所有しているのが 4 戸、トラクターのみが 4 戸、機械をまったく所有していない農家は 7 戸ある。機械更新（トラクター）を考えている農家は 2 戸にとどまり、ほとんどの農家は機械が壊れれば、当該作業を委託する意向であった。

稲収穫作業はK水稻生産組合に委託し、耕起や田植え作業は個人に委託することで対応している。耕起・代掻き、田植え、稲収穫作業を委託している農家は、トラクターを所有している農家も含めて 9 戸であって、このうち畦畔管理や水管理もしない全作業委託農家は 3 戸である。

農業経営は水稻作が中心で、生産調整として大豆（3 戸）、自家消費野菜（2 戸）、あるいは自己保全管理・調整水田（7 戸）で対応している。農産物販売額は規模の大きい J 農家で 300 万円あるものの、それ以外の農家は多くても 70 万円以下である。農業継続の理由は、飯米確保や先祖代々の土地を守るといった意見が多かったが、農外収入が不安定なため、農業からの所得もある程度期待できる方がいいとする農家も 2 戸（N, R）あった。

農業後継者がいるとする農家は 5 戸しかなく、あとは農業の跡継ぎがない。したがって、将来的には農業後継者がいなかった場合は集落営農組織に貸し付けたいと考えている農家がほとんどで、「集落営農組織は将来的に農地の受け皿になる組織」だと期待している。

今後、この層を中心に集落営農組織への作業の流動化、さらには農地の流動化が進んでいく可能性は高いと考えられる。しかし、仮に組織への農地の流動化が進んだとしても、畦畔管理や水管理などできる作業はやっていきたいという農家が多く、単なる農地貸付者とまではいかないようである。

(iii) 個別展開の認定農業者（類型Ⅲ）

集落営農組織に参加していないこの類型には 2 戸が該当する。水田経営面積が集落で最大である Z 農家は 9.4ha（自作地 3.5ha）で、AA 農家は 4.9ha（自作地 1.2ha）である。前者は集落外の借地が 5.5ha と大きく、小作料は集落内外を問わず 10a 当たり 1 万 5,000 円であるのに対して、後者は集落内に 3.3ha をもち、小作料は集落内外ともに 10a 当たり 2 万円である。いずれも積極的な借地拡大をしてきたわけではなく、親戚や知人から頼ま

れて借地している。

経営主は 60 歳前後で夫婦 2 人が農業専従で、安定的な他産業に従事する後継者ないしその妻が繁忙期に手伝うという構図である。農作業機械を個別に装備しており、稲作については自己完結的に営農を行っている一方で、大豆作については耕起作業以外を大豆生産組合に委託している。もともと K 水稻生産組合との間で作業の受委託関係がなく、自己完結的な経営を続けてきたのであり、機械の更新についても個別に更新していく意向であった。

Z 農家は、水稻 8.5ha、大豆 50a に加えて畑の借地で 55a の葉タバコを栽培している。生産調整は大豆 50a に加えて自己保全管理 40a のみの対応である。農産物販売総額は 1,000 万円、米が 800 万円、葉タバコが 180 万円である。AA 農家は、水稻 3.4ha、大豆 1.1ha であり、生産調整は大豆 1.1ha に加えて 24a の自家消費野菜で対応している。農産物販売総額は 300 万円である。

今後の経営展開について、Z 農家は労働力の面で現在の規模がギリギリであり、借地の依頼があっても、引き受けられないため、他の農家に回してもらおうようである。後継者が農業専従にならないかぎり現状維持とのことであるが、「収入が不安定であり息子には農業は勧められない」ということから、規模拡大の可能性はきわめて低いようである。

AA 農家は農業所得が減っているため、所得確保として規模拡大したいと考えている。ただし、拡大するといってもあと 1ha 程度にとどまるようである。

経営安定対策には個別に加入しており、現在、集落営農組織との間でメリットもデメリットもない状態であって、今後とも集落営農組織と棲み分けしていくようである。個別展開を見せるこれらの農家も、今のところ K 集落の農地の受け皿として積極的に拡大していくような事態にはなりそうもなく、もし農業後継者を確保できなかった場合は、集落営農組織への貸し付けも視野に入れている。この層から見ても、集落営農組織は「将来的には農地の受け皿になる組織」「もし自分ができなくなったら、農地を預けられるという安心感はある」と期待を寄せられている。

4) K 集落の特徴と課題

K 集落では、農業構造改善事業を契機とした K 水稻生産組合の設立によって、すでに稲作収穫作業の受委託がある程度進展していた³⁾。ただし、この収穫作業の受委託についても、委託農家への個別対応という性格が強く、作業効率を上げるための調整などはできていなかった。経営安定対策対応で集落営農組織を作る際、この作業受託組織 K 水稻生産組合を母体とするのではなく新たに K 営農組合を別組織として立ち上げ、現在、K 水稻生産組合と K 営農組合は別個に運営されている。

K 営農組合は、これまでの個別対応的な集落の水田農業のあり方にまったく変更を加えず、組織形態だけが整えられて集落営農組織となった。しがたって、稲作作業の効率化のための調整や、転作作物の団地化も取り組まれないままである。

しかし、今後を考えるとこのままの体制が長くは続きそうにない。個別で田植え機械の

更新ができるのは規模の大きな数戸の農家だけであって、すでに現在、機械作業の全てを委託している農家も9戸ある。作業受託への要望は高まっており、その引き受け手としてK稲作生産組合とK営農組合が統合したものが期待されている。

問題はオペレータの確保である。現在のオペレータ層の年齢は高く、積極的にオペ出役を拡大したいと考える農家が少ない。今後どのようにしてオペレータを確保していくかがK集落の農業を維持していくための課題となりそうである。

土地利用についての課題も大きい。米や大豆に関わらず、組織への作業委託については、個人ごと、圃場ごとに収穫・乾燥調整が行われており、非常に効率が悪い。今後オペレータが不足していくのであれば、個々の経営地（所有地）にこだわらない作業順序・管理が可能な土地利用調整と、さらには米のプール計算も検討することで効率化、ひいては低コスト化を追求することが急務の課題であろう。これは転作対応からも重要な課題である。現在、個別の経営地の中で条件の悪い圃場が転作に回されており、バラ転で作業効率が悪く、転作作物の収量も低くなっている。たださえ条件の悪い圃場が転作に固定されているため連作が常態化している。これまで個別的土地利用が維持されてきた要因のひとつには、基盤整備が早い段階で入ったものの、その後の整備が実施されなかったことによって排水不良などが解消されておらず、圃場条件の差が大きいことがあげられる。

3. J A かつの管内の集落営農組織の展開

(1) J A かつの概要

J A かつの管内は、行政区としては鹿角市と小坂町で構成され、北東北3県のほぼ中央となる秋田県の北東部、花輪盆地に位置する。J A かつのは1963年に11農協が合併して誕生して以来、その後は未合併のまま現在にいたっている。管内は秋田県でも果樹・園芸産地として有名であり、果樹・園芸に関しては予冷施設や集出荷施設を配備している一方で、カントリーやミニライスセンターなどの配備はしておらず、稲作の位置づけがそれほど高くない地域である。2007年度のJ A 農産物取扱高は74億6,000万円で畜産物59.8%、米23.4%、野菜12.2%、果実3.4%となっている。畜産物の高さは、11万頭規模の企業養豚が数社入っていることによる。

2005年農林業センサスによると、J A かつの管内の販売農家戸数は2,999戸で専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家それぞれの構成比は14.6%、12.7%、72.6%である。県全体と比較して専業、Ⅱ兼の割合がやや大きい



(それぞれ 13.6%, 69.4%)。

基盤整備については、1 ha 区画に整備されているのは1集落のみ、面積にすれば 60ha にすぎず、管内水田のほとんどが 30a 区画である。管内の1農家当たり水田経営面積は約 1 ha であり、秋田県平均(約 2 ha)の半分しかいないため、果樹などの園芸部門を取り入れることで所得確保を図ってきた(麦や大豆は気候条件によって取り組みは困難)。秋田県の販売農家は 81.4%が稲単一経営であるのに対して、当 JA 管内では 65.6%にとどまり、稲作依存度はかなり低くなっている。

管内の生産調整率は 33.1%であるが、実施率は 33.3%とやや上回っている⁴⁾。小作料は 1 万 3,000 円であり、秋田県内では低い方である。

園芸作物が中心ということもあり、稲作部門を省力化して、いかに複合部門へ労働力を向けるかが当地域の課題である。当 JA 管内では 1965 年～75 年にかけて構造改善事業でミニライスセンターが設置され、コンバインの導入によって米の収穫、乾燥・調整を共同で実施する組織が 30～40 組織ほど立ち上げられた。1 集落を単位とした組織が多かったようであるが、集落によっては 2～3 組織が存在した地域もあったという。こうした組織は現在も存続しているものが少なくないが、経営安定対策対応としての集落営農の組織化に際しては、そうした組織を母体としているというよりは、別途新たに設立されたものがほとんどのようである。

管内には集落営農組織が 16 組織あるが、設立年次をみると 2003 年が 1 組織、2007 年が 11 組織、2008 年が 4 組織となっている。こうした組織はほぼ 1 集落を範囲としている。JA かつのは大豆の乾燥・調整施設を所有しておらず、管内で大豆の作付はほとんどなく、また米の位置づけもそれほど高くはなかったこともあって、経営安定対策に慌てて加入するインセンティブが働かず、状況を見守る集落がほとんどであった。経営安定対策の全容が明らかになったことをうけて組織化に取り組んだため、集落営農組織の設立時期が県内の他地域よりも遅く、また組織数も少ない。

(2) N 集落の概要

N 集落は鹿角市の中心部から 15km ほど南に位置する。2005 年センサス集落カードでは、販売農家数 26 戸のうち専業農家はなく、第一種兼業農家 5 戸、第二種兼業農家 21 戸となっている。経営耕地規模別では 1 ha 未満 9 戸、1～2 ha 層 9 戸、2～3 ha 層が 3 戸、3～5 ha 層 4 戸で、もっとも規模の大きい 1 戸は 10ha 以上となっている。集落の水田面積は 60ha(畑地面積は 1.3ha)で、水田の基盤整備は 1980 年前後に組み込まれた当時のままであり、圃場も 30a 区画となっている。

2008 年 11 月の時点では、N 集落の総世帯数は 32 戸で、農家数は 23 戸、土地持ち非農家が 9 戸であった。農家のうち認定農業者は 6 戸で、経営類型は米専作が 1 戸で残りは野菜(きゅうり、トウモロコシ)や花卉、畜産(肉牛肥育)といった複合部門が主力となっている。

N 集落では、1976 年に農業構造改善事業でミニライスセンターと 4 条刈りコンバイン 2

台を導入して、集落内を対象に米の収穫受託および乾燥・調整を行うN生産組合が、認定農業者4戸を含む15戸の農家で組織された。構成員は稲収穫や乾燥・調整いずれかの作業に従事しなければならなかった。水稻収穫および乾燥・調整の作業受託は進展していたが、経営安定対策への加入を目指して、当集落でも2007年3月にNファームが設立された。N生産組合とNファームは別個に運営されている。

集落の農家23戸のうちNファームに参加した農家は18戸であった。参加に際して1戸当たり1万円の拠出を求め、それを当面の運転資金とした。N生産組合に参加している認定農業者4戸のうち2戸はNファームに参加していない。Nファームに参加した構成員の水田経営面積をあわせると30haになり、水稻作付面積は18haである。

(3) Nファーム

1) 事業内容

Nファームに参加している農家の水田面積を合わせると30haになる。Nファームとしての作付面積は水稻が18ha、ソバ2ha、トウモロコシ102a、菜の花95a、エダマメ19a、セリ9aである。

Nファーム名義の機械所有はなく、水稻については構成員が各自持ち寄った農地を作業するが、収穫および乾燥・調整はN生産組合が行っている。ただし、米収穫については、NファームからN生産組合に作業を委託するという受委託契約を結んでおり、委託料もNファームからN生産組合へ支払われる。ただし、N生産組合の作業受託は個人ごと、圃場ごとに収穫、乾燥・調整が行われており、決して効率が良いとはいえない。

転作については当集落ではバラ転で対応しており、どこに何を作付けるかは各農家にゆだねられている。基盤整備が早い段階で入ったものの、その後の整備が実施されなかったことによって排水不良などが解消されておらず、圃場条件の差が大きいためである。したがって、個別の経営地の中で条件の悪い圃場が転作に回されており、バラ転で生産性も低く、Nファーム設立以前は調整水田や自己保全管理で転作対応している農家も少なくなかった。

この何も作付けられていない農地を有効利用するため、Nファームが転作を請け負うこととした。この転作受託地での作付けに際して、バラ転にはなっているが、できるだけ団地化しようと、構成員ではない認定農業者などが転作している農地と隣接した転作地には、その農家と同じ作物を作付けることにしている。

転作受託に関しては、収穫物の販売はNファームが行うが、構成員に対する転作地の利用料などの支払は一切ない。また、作業では集落の高齢者を中心的に雇用し、時給400円を支払っている。機械が必要な作業については持ち込みしてもらい、機械借上げ料として10a当たり1,000円を支払う。取り組みが始まったばかりでまだ収益事業になるかわからない段階であり、このような低賃金になっている。

役員は5名で2年任期である。60代は1名のみであり、40～50代を中心とした役員構

成となっている。役員報酬は1人年間3万円とかなり抑えられている。

活動初年度である2007年度の収入は約2,500万円あった。販売収入合計は1,700万円であり、米が1,600万円、トウモロコシ32万円、枝豆23万円、そば6万円、せり2万円となっている。その他に米の収穫、乾燥・調整にかかる作業受託収入が420万円（最終的にはN生産組合に支払う）あり、この他に産地づくり交付金が102万円、雑収入（鹿角市の助成である集落営農育成支援金が10aにつき1万円）299万円であった。

支出は約2,200万円あって、主な内訳としては労賃が600万円、管理料550万円、資材費490万円であった。米販売代金を構成員に分配する際に資材代、抛出金等を除いて労賃（機械作業部分）および管理料（水管理、畦畔管理）という名目で支払っている。

差し引き300万円ほどの黒字になったが、それについては内部留保し、今後の機械購入等に充当する計画のようである。

2) Nファームの構成員

2008年11月にNファームの構成員18戸すべての経営調査を実施した（第2表）。Nファームには2戸の認定農業者が参加しているものの、1戸は経営主が農外就業に従事しており、もう1戸は定年を迎えて農業専従になったものであり、総じて兼業農家が組織した集落営農組織といえる。兼業職種としては、土木・建設業の労働者といった不安定な職種が多い。

経営主の年齢をみると、60歳以上が6戸にとどまり、比較的若い年齢構成になっている。

水田経営面積は1ha未満が6戸、1～2ha層は7戸、2～3ha層に2戸、3ha以上層も3戸あるが、構成員の中でもっとも大きい農家でも386haしかない。水田借地がある農家は6戸で、借地面積が最大の農家でも1.8haとそれほど大きくはない。こうした借地はほとんどが親戚から頼まれたものであって、積極的な借地拡大はみられない。経営規模が4haに到達しない農家で構成された組織であり、個別で経営安定対策に乗れなかった農家が集まって組織化による対応となったものであろう。

各農家の機械装備をみると、トラクター、田植機、コンバインが揃っている農家は4戸、トラクターと田植機の両方を所有しているのが12戸、トラクターのみの所有が2戸である。田植機を所有していない2戸はD農家に田植え作業を委託している。コンバインを所有していない12戸は、稲収穫作業と乾燥・調整をN生産組合に委託しており、コンバインまで所有している農家4戸のうち2戸はN生産組合への稲収穫および乾燥・調整の委託はなく、2戸については機械が壊れたため最近乾燥・調整を委託するようになったものである。

機械の更新について聞いたところ、トラクターはほとんどの農家が個別に更新するというが、それ以外の稲作用機械は個別に更新せず、機械が壊れればそれについての作業を委託したいと考えている。委託先はNファームとする農家がほとんどであり、今後Nファームが機械装備を整えさえすれば、作業受委託はかなり進むものと考えられる。

調査農家の経営内容をみると、米に加えて転作として野菜や花卉が作つけられており、

第2表 Nファーム構成員の経営概要

家 族 別	専任労働力				兼業従事者				Nファーム 役職	家族型兼従事者				1人暮らしの兼従 事者への参加				水田経営面積(㎡)				耕作面積(㎡)		家族労働 への参加者 数(人)	総労働者 数(人)
	専業主 婦	専業主 夫	その他	その他	専業主 婦	専業主 夫	その他	その他		専業主 婦	専業主 夫	その他	その他	専業主 婦	専業主 夫	その他	その他	計	耕作地	その他	米	その他			
A	156C100																		306	206	100	256	3442管理用7.53a 2661耕作用で記入済み	43	200722
B	55C2130	93A250	33023	330	76A250	森林組合													250	190	100	200	23071454a	56	200722
C	37C260	490			77E	土壌改良 農協													300	200	100	200	30a. 管理用7.25a	30	180722
D	7482380	470			70A80	森林組合 農協													250	250	0	177	2342管理用7.25a	50	160722
E	644620	4020			71A100	森林組合 農協													200	200	0	130		100	100722
F	544C150	44230			67A250	JA													179	29	150	69	16a. 管理用7.25a	0	90722
G	547C27	4927	240	240	70E	森林組合													146	109	37	61	1721a. 管理用7.25a	0	90722
H	544250	50250	2924	33024	70E	森林組合 農協													134	134	0	91	16a. 管理用7.25a	40	90722
I	240250	57A20																	133	133	0	100		33	84222
J	500230	58230	30010		69E	JA													113	113	0	69	16a. 管理用7.25a	13	70722
K	356A20	63A20	3422		69E	JA													110	110	0	74	16a. 管理用7.25a 721a. 耕作用で記入済み	16	70722
L	534C20	38E	4E		66E180	JA													108	108	0	75	16a. 管理用7.25a 711a. 耕作用で記入済み	30	80722
M	544C200	62A250	44230	43230		JA													99	99	0	79	16a. 管理用7.25a 711a. 耕作用で記入済み	8	72222
N	556B27	55A27	44225	44225	80E	JA													97	56	41	11	16a. 管理用7.25a 711a. 耕作用で記入済み	0	58722
O	573A27	80E	47210	47210		JA													95	95	0	65	16a. 管理用7.25a 711a. 耕作用で記入済み	0	53222
P	443C27	380			68A27	JA													75	75	0	55	16a. 管理用7.25a	0	61722
Q	391C150	520			70E	JA													72	72	0	72	16a. 管理用7.25a 711a. 耕作用で記入済み	0	60722
R	748C27	460	220	220	68A27	JA													60	60	0	34	16a. 管理用7.25a 711a. 耕作用で記入済み	3	7

注) 家族労働力の項目では、年齢、従事状況、従事日数の順になっている。従事状況の記号は、A:農業のみ、B:農主他従、C:他主農従、D:他産業のみ、E:無就業・家事育児である。
資料: 農家調査による

米以外を販売している農家が7戸あった。農産物の販売金額については、最も大きい農家でも280万円にとどまり、200万円を超える農家が2戸、100万円台が3戸であり、13戸は100万円に届かない。

農外所得が農家所得の柱ではあるものの、農業所得は「ある程度の所得になる」「米が家計を助けている」と期待しているからこそ、「貸し付けするよりも自作した方が所得が大きい」という判断で自作を継続している。単に農地を管理していくことだけが農業経営継続の目的ではなく、農業所得が家計費を補うものとして期待されているのである。これは兼業職種が不安定かつ低賃金という兼業構造との関わりが強いと考えられる。

ところで、転作をNファームに任せている農家が12戸ある。Nファーム設立以前は、各農家が自己保全管理や調整水田で転作対応していた部分を、Nファームが引き受けて野菜生産を行っている。この転作委託に関しては、相対契約で小作料などの授受はなく、産地づくり交付金も個別農家ではなく、Nファームに入っている。また、そこで生産された農産物の販売代金もNファームに帰属する。しかし、転作を委託する農家にとっては、農外就業との労働力分配の面から、個別に転作対応する手間が省ける点が評価されている。

個別農家の今後の経営展開については、現状維持が17戸で、規模縮小も1戸あった。「米価が低くて米づくりに魅力がなくなった」こともあるが、「仕事との関係でこれ以上できない」など農外就業に従事しながらの農業であるため、現有労働力ではこれ以上の規模は無理だと考えている。これは農業後継者の確保とも関わっている。農業後継者を確保している農家は3戸にとどまり、あとの農家は未定も含めて農業後継者が確保できていない。

したがって「米価がよくなったとしてもできない」と考えているようだ。こうしたことから、「他から頼まれてもやれない」など、借地の依頼があっても断るようで、規模拡大の可能性は構成員の中にはないようである。農業後継者が確保できなかった場合、農地はNファームに貸し付けたいと考える農家が多数を占めている。

3) N集落の特徴と課題

N集落では、農業構造改善事業を契機としたN生産組合の設立によって、すでに稲作収穫作業の受委託がある程度進展していた。ただし、作業効率を上げるための農地の利用調整などはできていなかった。経営安定対策対応で集落営農組織を作る際、この作業受託組織であるN生産組合を母体とするのではなく新たにNファームを別組織として立ち上げた。

現在、N集落では、N生産組合とNファームは別個に運営されており、水稻の収穫作業と乾燥・調整をN生産組合が受託し、NファームはN生産組合への作業委託の調整および肥料・農薬の共同一括購入と、米の共同名義販売、それに転作受託を行っている。

Nファームは、これまでの個別対応的な集落の水田農業のあり方にまったく変更を加えず、組織形態だけが整えられるものである。したがって、集落全体としての稲作作業の効率化のための調整や、転作の団地化も取り組まれないままである。

構成員にとって、Nファームについて現時点でのメリットは、共同購入による資材費の低減と、Nファームが転作受託することで転作対応の手間が省けた点をあげている。とく

にそれまで自己保全管理や調整水田での転作対応だったものが、Nファームが設立されたことで作物転作に移行しており、土地利用率の向上につながっている点は評価されてよい。また、将来的には農地の受け皿という期待は強い。

ただ、現状では集落営農の組織化によるメリットは構成員農家にとってそれほど実感があるものではなかった。しかしながら、集落営農の組織化によってようやくスタートラインに立ったわけで、今後の展開次第では、より組織化のメリットを発揮することが可能であり、そのためには効率的な営農活動に向けた取り組みが課題となってくる。

今後の課題は第1に、作業受託の展開とオペレータの確保である。Nファームの構成員はトラクター以外の機械更新を考えておらず、作業受託は進展すると予想される。とりわけ田植えに関する作業受託の要望は高まりをみせている。問題はオペレータの確保である。というのも現在、N生産組合で機械オペレータを担当している農家の中に積極的にオペ出役を拡大したいと考える農家はいない。構成員の中からオペレータ候補を探すにしても、ひとつは農外就業との労働配分、もうひとつはオペレータ賃金の水準との関わりで難しそうである。特に賃金水準については、現在N生産組合のオペレータ賃金が日当8,000円であり、これは「土方の給料と同じで低いと思う。1万円くらいないと若い人はやってくれない」との意見がある。オペレータを確保していくためには日雇い賃金よりも高い水準を設定する努力が求められるが、そのためにはさらなる効率的な運営によって収益確保していくことが重要となってくる。

収益確保と関わって第2に、農地利用の効率化すなわち農地の利用調整についての課題がある。個別経営のままでは分散していた水稻作付圃場や転作圃場を、農地の利用調整を行うことで数カ所にまとめた上で、個別の所有農地に縛られない効率的作業体系を構築することで、農作業の省力化と作業効率の向上による生産コストの削減につなげていくことが必要だろう。その際、農地の利用調整および米のプール計算によって個々の経営地（所有地）にこだわらない作業順序・管理が可能な条件が整い、稲作の低コスト化を追求することができる。また、転作を団地化することができれば、より効率的に転作対応が可能になると考える。そこから発生した余剰労働力は、団地化された転作圃場において、園芸部門に向けることで農業の複合化が展望される。

4. 秋田県における集落営農組織の現状と課題

秋田県の集落営農組織の特徴は次の3点である。

1点目は、経営安定対策への加入を目的に設立された集落営農組織が圧倒的に多いことである。秋田県では米への依存度が高く、近年の米価下落基調のもとで、農業所得が減少していた。また、2～4haの中規模層が厚く存在していたが、このままでは経営安定対策に加入することができないという危機感が県やJAグループにはあった。そうした中で、県やJAグループの努力の成果として集落営農組織が数多く設立されることとなり、その結果、経営面積における集落営農のシェアは高まっている。

2点目は、そうした集落営農組織は形式的に組織化されたものにとどまっており、個々

の経営を積み上げたにすぎないことである。県中央会開発の「一元」というソフトによって、建前上は販売が一元化されているが、個々の経営を積み上げたにすぎない（構成員ごとの枝番管理⁵⁾）。つまり、「品目横断的経営安定対策加入前の営農形態を踏襲したまま、経理事務のみを一元化した運営形態」なのである⁶⁾。

3点目は、形式的な組織化であるため、共同作業などの実態に乏しいということである。共同化の程度としては、資材の一括購入と共同名義販売にとどまっているのが実態で、経営安定対策対応で設立された集落営農組織は、その内実は経営実態に欠ける組織が少なくないということである。したがって、組織化による省力化やコストの低減にはつながっていない。それは水稻部門だけでなく転作大豆についても同様であった。

以上の特徴をふまえると、秋田県の集落営農組織の課題は、作業の効率化を如何にして追求するかであろう⁷⁾。作業の効率化を進める上で重要となるのが、個々の経営の積み上げを解消できるかどうかである。構成員はあくまで収入の柱は兼業であるが、兼業収入が十分ではなく、農業所得が家計にもつ位置づけが高いという特徴がある。したがって、兼業従事との関係で、融通のきく農作業を選択してきた。また農地貸付けへのアレルギーも根強く残っている。そうしたことから個別自作志向が続いてきたのである。融通のきく作業体系を選択してきた結果、肥料・農薬の種類、散布量、散布時期などが構成員間で必ずしも統一されてこなかった。そのことがまた、収穫時期や品質の差を生みだすことになり、共同作業の取り組みが進まないことにつながっている。

しかし、共同作業の取り組みを集落営農組織の法人化のみに期待するのは難しいようである。構成員が農地貸付に向かうのは、管理作業すらできなくなった時であり、集落営農組織が法人化したとしても、直ちに構成員から借地ができるとは限らない。したがって、集落営農組織を法人化しさえすれば、法人組織内で農地の利用調整が実施でき、効率的な作業が可能になるという方向は展望しにくい。

他方で、作業受委託は進展する可能性が大きい。ひとつは農業収入および農外収入の両方の縮小によって、もうひとつは農業後継者がいないことから、個々の農家で機械を更新していくのが困難になっているからである。その際に、集落営農組織で効率的な作業ができる条件を整えることが求められる。すなわち、土地利用調整や個々の経営地にこだわらない作業順序・管理、さらにはプール計算などに取り組むことである。効率的営農を行うためには段階をふんだ対応が必要であり、①構成員間で栽培協定→②作業の共同化→③土地利用調整へのステップアップが重要となろう。

最後に、農家に階層性があるK集落では、2009年に担い手層が組織したK水稻生産組合が法人化した（K法人）。これは、K営農組合での法人化が困難だったためである。K法人は1筆（27a）の借地をし、大豆の特定作業受託6haのみを行う組織となった。水稻は従来通りK営農組合で経営安定対策に加入している。K法人の構成員の農地をK営農組合から引き上げると、K営農組合が面積基準をクリアできないから、このような体制となったのである。今後はK法人にK営農組合が吸収されるように動いていくようである。

なお、K集落では、2009年から肥料・農薬の散布時期、散布量を統一する取り組みを実

施することとなった。これは収穫作業の実質的共同化、すなわち所有地にこだわらない収穫作業のための準備である。経営安定対策の法人化要件をきっかけに肥料・農薬の統一が取り組まれたことは評価される。

その一方で、集落営農組織の法人化という道筋は複雑ということもまた明らかとなった。枝番方式という形式のみを整えた集落営農の組織化は一段落し、形式だけだった集落営農組織に内実をもたせる取り組みが開始している。しかし、その取り組みの進み方は相当複雑であるし、時間を要する可能性が高い。5年以内に法人化するという経営安定対策の加入要件の評価には含みをもたせるべきであって、経営安定対策にじっくり取り組める時間的余裕を与えることが必要ではないだろうか。要件のハードルを急に上げたり、5年後に法人化できていない場合、対象から外す等は慎重な対応を望む。

注(1) 谷口信和(2007年)「日本農業の担い手問題の諸相と品目横断的経営安定対策」『日本農業年報 53 農業構造改革の現段階』農林統計協会, 27 頁

(2) 『平成 18 年集落営農実態調査報告書』農林水産省統計情報部, 2007 年8月

(3) 秋田県農政部「秋田県における水田作担い手の現状と集落営農組織育成の考え方」(2005年12月)によると、秋田県ではK 水稻生産組合のように水稻秋作業の作業受託を中心とした任意の生産組合が多いとされている。

(<http://www.pref.akita.jp/noseika/keiei/saito/sosikiikusei.html>)

(4) これは当地域で取り組まれている「鹿角地域とも補償」の影響が少なくない。「鹿角地域とも補償」は、まず参加料として水稻作付面積 10a 当たり 1,000 円を拠出しなければならない。この参加料の 1,000 円については、生産調整を消化した面積に応じて産地づくり交付金に上乗せされて返還される。さらに、生産調整配分面積以上に生産調整を実施した場合、超過実施分について 10a 当たり1万 8,000 円が産地づくり交付金に上乗せされて支払われる。その一方で、米生産配分面積を超えて米を作付ける場合、超過作付分について 10a 当たり1万 8,000 円を追加拠出しなければならないというものである。

(5) 第 43 回東北農業経済学会岩手実行委員会『集落営農組織の現状と展開方向－岩手県における集落営農組織の調査分析を中心として－』第 43 回東北農業経済学会岩手大会報告書, 2008 年4月, 3頁

(6) 第 43 回東北農業経済学会岩手実行委員会『集落営農組織の現状と展開方向－岩手県における集落営農組織の調査分析を中心として－』第 43 回東北農業経済学会岩手大会報告書, 2008 年4月, 4頁

(7) 秋田県の集落営農組織の目指す方向は、一般的には所得確保のための複合部門の導入が提案されている(東山寛(2006年)「東北地域における複合型集落営農の新展開」平野信之編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム』農林統計協会, 47 頁)。しかし、秋田県の集落営農は、農地利用調整にまで取り組んでいる組織は少なく、省力化や作業効率の向上につながっていない。秋田県の集落営農の展開にとって、まずはコスト削減ならびに省力化を進めることが農業の複合化への第一歩になると考える。

第5章 集落営農組織における専従者の育成に向けた課題

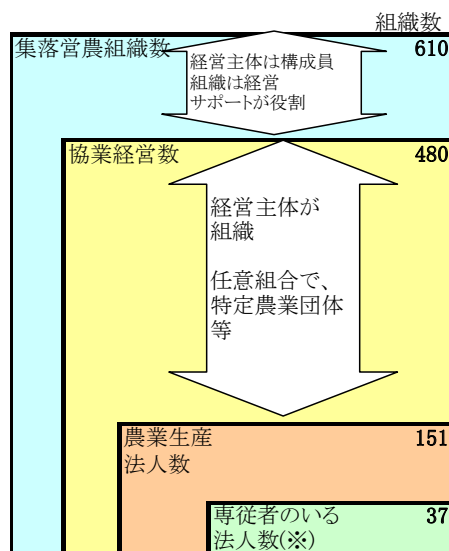
—専従者設置が進まない背景を事例からアプローチ—

富山県農業技術課研究・普及振興班 池田 太
富山県農林水産総合技術センター企画情報課 布 目光 勇

1. はじめに

(1) 本稿のねらい

富山県においては、集落営農組織を担い手として明確に位置づけ、昭和55年頃以降四半世紀以上に亘り、その考え方の浸透や設立に向けた合意形成の支援などを行ってきた。その歴史の始まりから2／3の期間は、集落農家で構成された組織が農業機械を取得し、構成員の日々交替の出役により、その機械に係わる作業を実施しながら、経営主体である構成員の作物生産を支援する運営の組織が過半を占める状態であった。それに対し、近年の1／3の期間では、平成16年から始まった「米政策改革」や平成19年からの「水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策、以下、「安定対策」という。)」の対象となりうるよう要件を整え、組織が経営主体となり運営する、いわゆる「協業経営」が8割となって現在に至っている⁽¹⁾。



注. (※)は、平成19年度末で農業生産法人であった139法人に対し
行ったアンケート調査で回答のあった106法人のうち、
専従者を設置していると回答された数を引用。

第1図 平成20年度末現在の集落営農組織の構成

第1図は平成20年度末現在の集落営農組織の構成数で、県合計数610の内、480組織は自らが経営主体となっているもの、その内151組織は農事組合法人又は特例有限会社として農業生産法人で経営展開(以下、「集落法人」という。)しているもの、さらにその内、専従者を設けて運営している法人が37組織となっていることを示している。ここで注目したのは、専従者のいる法人の比率は3割程度と高くない点である。

ここで、敢えて専従者のいる法人数を捉えたのは、本県の場合、法人化計画を有している組織が当初の5年以内に法人化できずその計画を延長しているケースが目立ち、その理由としては、総じて「主たる従事者の確保」が難しいからとされてきたからである。

そこで本稿では、経営主体となっている集落営農組織を前提に、専従者あるいは主たる従事者を設けた理由や、一方で設置が進まない状況の背景を検討した上で、主たる従事者を設置し、育成するために必要な課題を述べることにしたい。

(2) 定義

まず、集落営農組織とは、「集落を範囲とし、水稻の基幹3作業(耕起・代掻き、田植え、収穫)について80%以上を行う生産組織」である。また、組織の事業が大豆や麦類を中心としている場合は含めていないこと、さらに水稻について集落農地の80%以上を行うことから、農地集積率は高いという特徴がある。

次に、協業経営とは、「1つ以上の農業部門の生産から販売、収支決算、利益の配分に至るまでの全てを行う」⁽²⁾形態である。つまり、安定対策への加入要件である「共同販売経理」という不明瞭な概念を超越し、組織として経営しているものと判断してほしい。

さらに専従者とは、農繁期(4月～11月)は法人事業にのみ従事する者とする。なお、この定義による専従者は、安定対策への加入要件となっている法人化計画の「主たる従事者」や、農地法に規定される農業生産法人の「常時従事者」要件よりも、農業への従事が専らに近いものと判断している。ところで、法人化計画を有している組織は、前述の専従者の状態までの従事者が求められているわけではないがその状態をイメージし、確保は難しいと判断されたことが多いこと、また、専従者はいないと回答した法人でも、農地法上の「常時従事者」は存在し、それを主たる従事者と捉えていることから、「主たる従事者」という表現は、捉える人(組織)によりイメージが分かれ、その曖昧さが法人の構成内容を理解しにくいものとし、法人化への合意形成を遠ざけている一つの理由にもなっていると思われる。

2. 専従者設置の理由

富山県農業技術センター(現：富山県農林水産総合技術センター、以下「技術センター」という。)は、平成17・18年の経営研究において協業経営を行う集落営農組織(以下、「協業組織」という。)¹¹を対象に、アンケート及び現地調査を行った⁽³⁾。その中で、専従者の設置・未設置の理由を明らかにしたので紹介したい。

調査対象は、県内の農業普及指導センター(現：農林振興センター)が重点指導対象と位置づけている協業組織について、地域バランスを考慮して 11 協業組織を選定した。

その人格は、法人(全て、農事組合法人)が 9、任意組合が 2 と法人が多かった。

専従者は、6 組織において設置がなされ、全て法人組織であり、任意組合の場合は未設置であった。また、専従者を設置している 6 法人のうち、5 法人は、そもそも集落営農組織化の目標は効率的な土地利用型作物の生産と地域農地の利用にありながら、野菜や果実等の単位面積当たりの収益性が高い作物を取り込み、複合経営を行っているのが特徴であった。ちなみに、専従者を設置しながら調査当時は複合経営を行っていなかった 1 法人は、平成 21 年現在、ハウス野菜の生産とモモ樹を育成するなど複合化を果たしていることから、専従者の設置と経営の複合化は関連が大きいと考えられる。

逆に、専従者未設置の 5 協業組織の内、複合経営を行っているのは 1 法人のみで、その法人は、経営面積 17ha と調査対象 11 協業組織の平均 34ha の半分で、かつ、最も小さな面積となっており、土地利用型作物に係る総労働時間が少なく野菜等の複合作物を導入しても、構成員からの労働供給は可能なレベルであったものと推測している。

協業組織の専従者設置・未設置の理由について、調査結果は以下のとおりであった。

①専従者設置の理由 (6 法人)

- 1) 組織の活動領域は、集落に留まらず、地域農業を担う組織としたかった。換言すれば、集落外への経営規模拡大を視野に入れているということである。
- 2) 作物の生産管理を的確に行うため。
- 3) 高齢化等により作業従事者の確保が困難になったから。

の 3 点である。特に、2) と 3) は協業組織内部の実状から、専従者を設置しなくてはならない状況にあったのではないかと推測される。

②専従者未設置の理由 (3 法人・2 任意組合)

- 1) 農繁期において作業従事者の確保が可能
- 2) 専従者の給与確保が困難
- 3) 専従者の冬期の仕事確保が困難

の 3 点である。まず、現状において 1) の様に構成員の労働で作業が可能であることを前提に、仮に専従者を設置した場合、2) や 3) が懸念されるという考えから、専従者を未設置として組織運営がなされている。

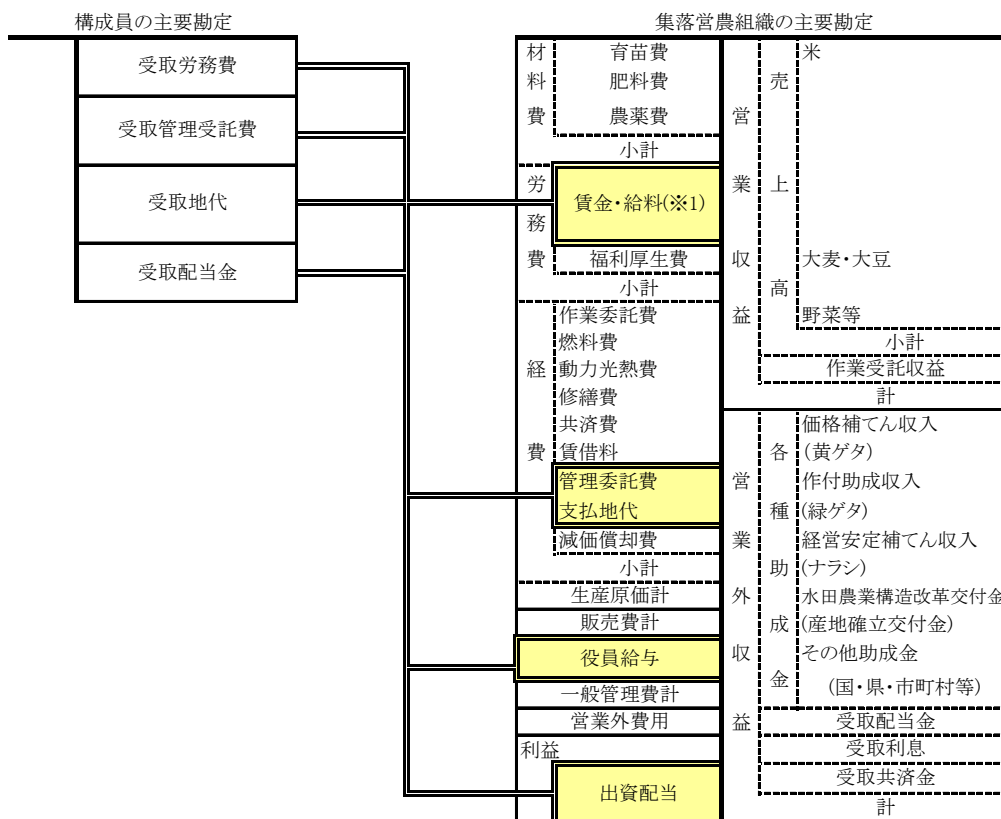
これらのことから、協業組織の現状において構成員での交替作業が可能かどうか、個別に水田の畦畔や水などの適正な管理が行えるか否かを判断材料とし、行えない場合は専従者設置が進み、行える場合においても将来的な発展を組織自らが捉えている場合に限ってその設置について積極的に対応しているものと考えられる。それ以外のケース、つまり、現状において作業従事や水田管理が行え、かつ、将来的な発展を見出せず、常に現状の環境下で判断している場合、その設置が進まないものと思っており、本県の集落法人はこのタイプが約 2/3 存在していることから、それらの背景について、実例を用いながらアプローチしていきたい。

3. 集落法人の所得分配の実際

(1) 集落営農組織の会計の動き

実例を述べる前に、本県で主流となっている協業組織の会計について、特に構成員との金銭収支の関係を中心にその概要を述べる。

第2図に、構成員と集落営農組織との金銭収支の関係図を示した。第2図は、左側が構成員、右側が協業経営の集落営農組織におけるそれぞれの損益計算書の主要な勘定を表している。



注1) (※1): 賃金・給料について、従事分量配当法人の場合は利益処分となる。

2) 図で使用している勘定科目及び収益や費用の区分は、富山県での標準である。

第2図 構成員と集落営農組織の金銭収支関係図

協業組織は、農産物売上高、各種助成金を収益計上し、その生産等に必要な費用を負担しながら、利益又は損失(図は利益)が発生してくる。利益は、任意組合であれば全額を配当で処分し構成員に支払う(みなしの場合もある)ことになり、法人であれば、利益準備金等の留保と出資配当を考慮しながら処分していくことになる。

また、費用の中でも、①作業等の従事に伴って支払われる「賃金・給料」、②農地の畦畔や水の管理、組織によっては追肥や防除の管理について支払われる「管理委託費」、③組織が借りている農地について支払われる「地代」、④役員へ支払われる「役員給与」は、実際

は構成員へ支払われている性格のものである。これらは会計上、費用として認識されるものの、組織が農業生産活動を通じて生み出した「純生産」であり、構成員に所得を分配する原資となっている。つまり、「組織所得」とであると理解した上で損益計算書を見ることが大切である。

(2) 所得の分配の根拠

次に、これらの支払いの根拠について標準的な考え方を第1表に整理した。全ての構成員に支払われるものが、支払地代と配当（出資金は戸数割と面積割で、一口当りの金額を定めている組織が多い）で、次いで管理委託費、賃金・給料、役員給与の順に該当してくる構成員は少なくなっていくのが一般的である。

なお、配当は今期の経営成績や、法人の場合はその時々々の財務状況に影響されるもので、確実に履行されるものではない。

第1表 構成員へ支払われる科目の根拠

科目	単価の単位	根拠	決定時期
賃金・給料	時間当り	従事の時間当たり	今期総会 (※)
管理委託費	10a当り	実際の管理面積	
支払地代		所有面積	
役員給与	1年当り	役職による	次期総会
配当	出資1口当り	出資金額による	

注.(※):今期総会とは、今期の2月頃に開催されるもの。

(3) 対象の経営概況

本章での事例とした協業組織は、本県西部の平地農業地域に位置する農事組合法人 S 営農組合(以下、「(農)S」という。)である。(農)Sは当初から協業経営を行う集落営農組織として、平成9年3月に設立し、平成16年2月に農事組合法人として登記がなされ、同年に特定農業法人にも位置づけられた。平成21年度現在で、構成員は52戸、経営面積は41.2ha、うち員外受託面積は4.1haとなっている。

(農)Sは、前章の技術センターの調査対象の1つでもあったが、安定対策の始まった平成19年から専従者1名を設置し、かつ、平成18年からキャベツ、ブロッコリー、枝豆の野菜の本格的導入による複合経営の実践など、県内でも先駆的な集落法人の一つと位置づけられる。なお、専従者A氏は、(農)Sが法人化した当初から代表理事を務め、現年齢は60歳前半である。A氏は当地区の農業委員や土地改良区役員を経験するなど信用が厚い。そのような人物像であったことから、平成18年の会議において専従者設置を法人内で議論した際に、高齢化等により作業従事者の確保が困難なこと、作物の生産管理を的確に行う必要性から、構成員から期待を込めて推薦されたことが、A氏の専従者を引き受けた経緯である。

(4) (農)Sの生産状況と所得分配単価の変化

(農)Sについて、専従者設置や複合経営の実践の成果、さらには安定対策や平成16年からの米政策などの影響を把握するため平成21年と平成14年の組織所得を比較した。

平成21年の対照として平成14年を選択した理由は、先の成果や影響を把握できること、経営の主力である米の生産量は同水準であったことによる。

まず、両年の生産状況及び所得分配の単価の違いを第2表に示す。

第2表 (農)Sにおける平成21年と平成14年の生産状況等の比較

項 目		平成21年		平成14年	
			増減(%)		率(%)
組織の性格		農事組合法人		任意組合	
構成員数		52名	+8	48名	100
専従者		1名	皆増	—	—
経営面積(ha) (※1)		41.2	+11	37.1	100
	内、員外受託	4.1	+52	2.7	100
作付 面積 (ha)	水稻面積	28.0	△1	28.4	100
	大豆面積	9.8	+42	6.9	100
	野菜面積(延べ)	2.7	皆増	—	—
米	生産量(t)	136.6	△0.4	137.0	100
	単収(kg/10a)	488	+1	483	100
	単価(円/60kg) (※2)	13,874	△10	15,404	100
所得 分配 の 単価	(オペ)賃金・給料(円/hr)	1,000	+11	900	100
	(補助)賃金・給料(円/hr)	900	0	900	100
	(野菜)賃金・給料(円/hr)	800	新設	—	
	(水稻)管理委託費(円/10a)	18,000	+50	12,000	100
	(大豆)管理委託費(円/10a)	23,000	+91	12,000	100
	支払地代(円/10a)	13,000	△56	29,800円 地代は配当も含めた考え	100
	出資配当(円/口)	—			
役員手当て合計 (※3)		270,000	△4	280,000	100

注1) (※1): 経営面積には、育苗ハウス用地、構成員へ貸出す自家菜園用の水田も含まれる。

2) (※2): 単価は、JA出荷によるコシヒカリ1等の生産者手取価格で、助成金は含まれない。

また、単価は、当年に入金される当年産の概算金と前年産の精算金の合計である。

3) (※3): 代表理事、理事、会計、書記、監事の役員、合計10名へ支払われた合計金額。

組織は、平成16年2月に法人化していることから性格が異なること、法人化を契機に未加入であった集落内農家が新たな構成員に加わり、集落内農家は1戸を除き加入した事になった。経営面積は4.1ha増加し、その内訳は構成員の増加で2.7ha、員外受託で1.4haとなるなど、周辺集落への拡大も表れてきている。

経営面積は増加しているものの、水稻面積は米生産目標数量を厳守していることから約1ha減少し、反面、大豆と新規に導入した野菜(キャベツ(春・秋)、ブロッコリー、枝豆)がそれぞれ約3haずつ増加している。

米の生産量は、両年はほぼ同等であるが、県の作況指数は平成 21 年が 100 の平年並みであったのに対し、平成 14 年が 103 のやや良であった。このことから、(農)S は、平成 14 年は生育管理が的確に実施できなかったこともあり生産量が相対的に少なかった一方で、平成 21 年は専従者設置効果の一つとして、その徹底がなされたのではないかと考えられる。

最後に、所得分配の単価について述べる。

賃金・給料は若干であるが、オペレーターには時間当たり 100 円増加し、また、野菜への従事について、新たに単価を設定している。

管理委託費は、平成 14 年は 1 本であったものが、水稻と大豆に分け、さらに、その単価は大幅にアップしているのが特徴である。一方、支払地代については、平成 14 年は任意組合であったことから利益配当と考え整理されていたこともあるが、平成 21 年は半額以下となっていることに注目してほしい。

(5) 損益計算書から見た収益の変化量

次に、前述した設定単価について、第 3 図に示した(農)S の平成 21 年度と平成 14 年度の損益計算書から比較検討した。

合計金額は、平成 21 年は 5,726 万円と、平成 14 年に対し 1,400 万円弱、率で 32%の増加が見られる。変化の主因は、収益勘定で表現した時、営業外収益約+700 万円、野菜売上高+620 万円強、特定農業法人に認められていた「農用地利用集積準備金」の戻入益など約+600 万円（過去の利益の取崩し）で、これらが米・大豆の収益減約△540 万円をカバーし、大幅な増加を実現している。

(農)S 平成21年度(1月～12月)P/L(※1)			(単位:万円)		
営業 収益 3,960	米	3,211	費用	生産原価	3,198
			3,429		
	大豆	123	販管費	179	
	野菜	626	営業外費用	52	
営業外 収益 1,163	成績払い	64	賃金・給料	925	
	固定払い	205	専従者(※4)	300	
	ナラシ(※2)	65	管理委託費	793	
	産地交付金	649	支払地代	537	
特別 損益差	雑収入	180			
	補助金(※3)	34	役員報酬	27	
	準備金戻入	569	当期利益	15	
合計		5,726			5,726

S 平成14年度(1月～12月)P/L			(単位:万円)		
2,025	生産原価	費用			
		2,254			
131	販管費		3,690	米	営業 収益 3,869
98	営業外費用				
524	賃金・給料	組織 所得 (純生産)			
419	管理委託費				
1,106	支払地代	2,077			
28	役員報酬		179	大豆	
			462	営業外収益	
4,331			4,331		

注1) (※1):平成21年度P/Lは、平成14年度と組織所得を比較したいため、借方と貸方を反対に表示した。

2) (※2):ナラシは、収入減少補てんのこと

3) (※3):補助金とは、機械等取得の県・市補助金。

4) (※4):専従者は、専従者への給与で、賃金・給料の内数。

第 3 図 (農)S の平成 21 年と平成 14 年の損益計算書比較図

また、平成 21 年度の営業外収益+700 万円の内、安定対策によるものが約半額の 340 万円弱を占めている。これらをさらに細分化し、品目に当てはめた時、米は、売上高 3,211 万円+ナラシ 87 万円⁽⁴⁾(20 年産に係るもの)=3,298 万円となり、平成 14 年に対して金額で約 390 万円、比率で 10.6%、それぞれ減少していることがわかる。米のほとんどを占めるコシヒカリ 1 等の単価が△10%であることから、ほぼ合致するところであるが、収入減少補てんは制度設計もあるが、収益減少を賄えていない。

また、大豆は、売上高 123 万円+成績払い 64 万円(20 年産に係るもの)+固定払い 205 万円(21 年産に係るもの)+ナラシ△22 万円⁽⁴⁾=370 万円となり、平成 14 年に対して金額で約 190 万円、比率で 107%、それぞれ増加していることになる。この増加の理由は、単収は平成 14 年が 125kg に対し、平成 21 年は 167kg となっていること、面積は平成 16 年から始まった米政策改革時に一気に増加しており、水田経営所得安定対策の固定払いの積算となる平成 16 年から平成 18 年までの期間平均面積の算出値は、第 2 表の平成 14 年のものより大きいことから、固定払いの金額も大きいからである。ただ、成績払いと固定払いは、単収増を評価しながら収益を補てんしていることが確認できることから、生産意欲に結びついているとも見受けられる。なお、(農)S は、湿田地帯で、かつ、排水も良好ではない水田を多く抱え、大豆の生産に必ずしも適しているとはいえないが、専従者を中心に適期作業を行うなどの生産努力をしてきた結果が表れてきたものとも考えている。

ここまでで確認しておきたいのは、これら土地利用型作物を合計した収益額は水稻△390 万円+大豆 190 万円=200 万円が減少していることになる。つまり、土地利用型作物だけの経営展開では、相当の経営規模拡大は除いて、断続的な米価の下落と大豆の単収と単価の相対的な低さから、時々施策ごとに何らかの助成制度があったとしても、発展計画を持つことが難しく、このことが前述した技術センター調査での専従者未設置の理由に表れていると感じたところである。

ところで、(農)S は平成 18 年から野菜を導入した。平成 21 年はデフレ下の影響により単価の低下を余儀なくされ、野菜売上高は前年より 160 万円も減少しているが、それでも 620 万円強を稼いでいるのは経営の安定化に貢献している。

次に、費用面について述べる。まず、生産原価は 1,000 万円強増加しており、その金額の違いは、7 年の経過に伴う諸資材そのものの価格上昇や規模拡大による掛増しに加え平成 21 年は肥料高、燃油高の影響を受けたことで+600 万円、平成 14 年になかった野菜への材料費や経費の投入で+400 万円が発生していることからによる。原価は、土地利用型作物の単価に反し、特に、変動費は外部市況に操られ低減が難しく、固定費を抑えても賄えない状況となっている。また、販管費(販売費及び一般管理費)は、法人となることにより、市町村税である償却資産税の発生や税理士報酬が加わり 50 万円弱が増加しているが、全体とすれば大きな変化には至っていない。

収益面、費用面の変化を述べてきたが、この差し引きが組織所得である。

組織所得合計は、平成 21 年 2,297 万円と、平成 14 年に対し金額で 220 万円、率で 10%が増加している。ただ、平成 21 年は、決算整理前残高試算表の段階で、決算整理後に損失

が予想され、前述の農用地利用集積準備金を取り崩したことにより組織所得を確保しているが、これは法人ならではの高度な会計処理の一つである。

最後に、その分配の比率で、第3表に改めて示した。

組織所得は、10a 当り換算すると、両年とも 5.5 万円台で大きな変化をしていない。ちなみに、本県水田作経営の経営耕地面積 10a 当り農業所得は、作況が良好だった 20 年度で平均 2.9 万円⁽⁵⁾であることから、集落営農組織の育成と法人化の効果は相当に大きいことが分かる。

第3表 (農)S における組織所得の分配比較表

項 目	平成 21 年			平成 14 年		
	金額 (万円)	比率 (%)	金額/10a (円)	金額 (万円)	比率 (%)	金額/10a (円)
組織所得	2,297	100	55,483	2,077	100	55,984
賃金・給料	925	40.3	22,343	524	25.2	14,124
専従者	300	13.1	7,246	—	—	—
管理委託費	793	34.5	19,155	419	20.2	11,294
支払地代	537	23.4	12,971	1,106	53.3	29,811
役員報酬	27	1.2	652	28	1.3	755
利益	15	0.6	362	—	—	—

本論に戻し、組織所得の内訳の科目として、金額の大きい順に、平成 14 年は 1) 支払地代、2) 賃金・給料、3) 管理委託費の順であるのに対し、平成 21 年は 1) 賃金・給料(専従者給与を含める)、2) 管理委託費、3) 支払地代の順となっている。いずれの科目も大きく変化しているが、地代が平成 14 年は分配額の過半を占めていたのに対し平成 21 年は 1/4 以下まで大幅に減少し、それに代わって、賃金・給料は 1/4 から 4 割まで、また管理委託費が 1/5 から 1/3 まで、それぞれ割合が大きくなっている。

具体的に、水田所有者である構成員が水管理や畦畔除草等を行うことを前提とした場合、平成 14 年は 10a 当り支払地代 29,811 円＋管理委託費 11,294 円＝41,105 円が構成員の所得となっていたが、平成 21 年は支払地代 12,971 円＋管理委託費 19,155 円＝32,126 円と構成員の所得は約 9 千円減少しているのである。その減少した約 9 千円は、賃金・給料に仕向けられ、その 8 割は専従者給与として使途されていることがわかる。

なお、管理委託費を増額した背景は、水・畦畔管理を確実にを行うことを構成員に徹底するためのインセンティブとしたが、一方で、高齢化等によりその管理を確実に行うことができず、(農)S を介して近隣の他の構成員に管理を委ねざるを得ない構成員が増えてきているからである。このような状況が組織内部にあることも、専従者設置に至った経緯でないかと考えている。

4. 県全体の動向と専従者設置に向けた課題

(1) 県全体の動向と(農)Sの位置づけ

平成 20 年度に、富山県担い手育成総合支援協議会(構成機関は、富山県農業会議、富山県農業協同組合中央会、社団法人富山県農業公社、富山県等)は、集落法人 139 を対象(平成 19 年度末現在の集落営農法人数)にアンケートを実施したところ、106 法人から回答があり、その内、支払地代、管理委託料、賃金・給料について分析した結果を紹介する。

第 4 表は、専従者の有無と、それぞれの所得分配の平均額を示したものである。

経営面積は、専従者有の方が専従者無と比較し、156%と大きいことがわかる。

ただ、この背景として、専従者がいる状況であるから経営面積が大きくなったのか、経営面積が大きいから専従者設置を可能にしているかは不明であるが、ある一定の規模以上(個々のデータからみると 30ha 以上)がないと、経済的に設置することは難しいものと判断している。

第 4 表 専従者有無と所得分配の実際

		回答 法人数	経営面積(※1) (ha)	支払地代 (円/10a)	管理委託費 (円/10a)	賃金・給料(※2) (円/hr)
専従者有	A	37	47.4	13,666	16,722	1,273
専従者無	B	69	30.3	14,483	16,137	1,186
合計・平均		106	36.2	14,208	16,323	1,216
対比	A/B(%)		156.4	94.4	103.6	107.3

注1) (※1):経営面積は、水田経営所得安定対策の加入面積とした。

2) (※2):賃金・給料は、オペレータのものとした。

所得分配について、専従者有は専従者無と比較し、支払地代で△6%程度、管理委託費で+4%程度、賃金・給料で+7%ほど、それぞれ差がある。

支払地代は全ての構成員に支払われるケースが多いことから所得分配の構成員間差を少なくする方向に作用し、逆に賃金・給料は作業に従事した者のみに支払われることからその差を大きくする方向に作用する。また、管理委託費は専従者有の方が高くなっているが、この理由は、前述の(農)Sの事例でも述べたが、それらの管理を行うのは、対象となる田を所有する構成員が基本であるが、近年は管理ができない者も現れてきていることから、受手へのインセンティブを強めている状況下にあること、その上で専従者有の運営を行っている法人においては構成員の基幹作業への出役機会が相対的に少なく、結果的に管理作業も委託する流れを強くし、より受手が必要とされる状況下にあるからと考えられる。

ところで、第 4 表の支払地代と管理委託費を足すと 3 万円強となり、この金額は事例で捉えた(農)Sと同水準となっている。

これらのことから、組織構成員は 3 万円/10a の分配を継続して受け取れるとしたら、組織運営への満足度をほぼ保つことができるのではないかと思われ、今後、組織の経営計画

においては、この 3 万円を固定費と優先的に考えた上で、利益計画を定め、その実現に向けた生産計画や労働計画等を樹立することが大切であると考えられる。

(2) 専従者設置に向けた課題

その 3 万円/10a の分配を優先したとして、土地利用型作物は、水田経営所得安定対策により補てんはあったとしても米の単価下落を緩和するに留まり、収益の増加には貢献しにくい状況であった。つまり、収益額が減少している協業組織が多く、その中でこの 3 万円/10a を支払うことを優先した場合、賃金・給料を下げる必要があり、ましてや、専従者設置は考えにくい環境にあることも理解できる。

そのような中、(農)S は、米価の単価下落などを見越し、早期から専従者設置を組織合意し、土地利用型作物の生産管理の充実を図ると共に、キャベツ(春・秋)、ブロッコリー、枝豆など土地利用型作物よりも単位面積当たりの収益性が高い野菜を導入し、収益と専従者の業務量の双方を確保する努力をしてきた。

その結果、組織所得が平成 14 年と平成 21 年においては、ほぼ同等の水準であるところに成果として現れている。また、組織所得の水準がほぼ同等に留まっていることからこそ、多くの構成員にほぼ平等で分配していた支払地代を減額し、その分を管理委託費に回すことで 3 万円/10a を維持しながら構成員の満足度を保ちつつ、賃金・給料をアップし専従者給与を確保できたことが明確になった。

このことから専従者設置とは、多くの構成員が自らの所得を減少させ、それを特定の者(専従者)へ支払うことに対する理解の上での組織合意が必要なこと、(農)S の様な人望の厚い人が組織にいること、また、専従者となる人も、所得分配の原資が定まっている中、それほど高くない給与(例えば、定年退職者の再雇用時の給与水準・富山県では 60 歳前後で月額 20 万円程度⁽⁶⁾)で納得できる人、これらの条件がまずは入口として整わない限り、実現しにくいと考えられる。

さらに、協業組織は、組織設立の目的が集落内の農地を効率的に、かつ、持続的に利用する体制づくりにありその一定の成果は表れているが、構成員は同じ集落で生活をしているということから失敗したくないという考えが優先し、次へのチャレンジを行いにくくしている性格も持ち合わせ⁽⁷⁾、そのことが専従者の設置を考えた場合、次への展開を検討しないまま専従者設置という事象のみを捉えてしまいがちなのである。

このような背景が複合的に組み合わさった結果、2/3 の集落法人において専従者の設置に至っていない状況となって表れてきているのである。

しかし、土地利用型作物の収益額の減少に表れたように、現状維持では、やがて失速し、組織設立の目的すら確保できない状況に追い込まれるのは容易に予測できる。だからこそ、(農)S の様に、野菜等収益性の高い作目、消費者のニーズに即した作目を積極的に導入するなど、成長戦略を持ち、その戦術の中に専従者を位置づける考え方が必要であり、県内協業組織は、これを模範にすべきと考えている。

協業組織，少なくとも集落法人は，議論を重ねて成し遂げた組織という外形を大切にし，大切だからこそ，今後は経営という中身を充実させる取組が喫緊の課題になってきたことを認識する必要がある。

注(1) 池田太（平成 21 年）「水田経営所得安定対策への移行と集落営農組織の経営」（『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織の動向と今後の課題』経営安定プロジェクト研究資料第 2 号，農林水産政策研究所）に富山県の集落営農組織数について記述

(2) 全国農業会議所(平成 18 年)『よくわかる農政用語』を引用

(3) 布目光勇，松本浩二(平成 20 年)「集落ぐるみ型協業経営の発展条件の解明」を参考

(4) ナラン(収入減少補てん)の補てん額は，米，麦類，大豆の収入減少額を合計して計算される。今回のケースの計算は，本県の単収や単価，及び(農)Sの出荷数量(検査数量)から，米の収入減少額 129 万円，大豆の収入減少額 $\Delta 33$ 万円(大豆の収入額は増加している)と，まず計算される。補てん金額は 9 割補てんから米 $129 \text{ 万円} \times 0.9 = 116 \text{ 万円}$ ，大豆 $\Delta 33 \text{ 万円} \times 0.9 = \Delta 30 \text{ 万円}$ となり，さらに，交付金は米 $116 \text{ 万円} \times 3/4 = 87 \text{ 万円}$ ，大豆 $\Delta 30 \text{ 万円} \times 3/4 = \Delta 22 \text{ 万円}$ となる。

なお，実際の交付金支払額は，米 87 万円＋大豆 $\Delta 22$ 万円＝65 万円となる。

(5) 農業経営統計調査(平成 22 年)「営農類型別経営統計 水田作経営 平成 20 年個別経営」（『富山農林水産統計年報』，北陸農政局富山農政事務所）を引用

(6) 平成 19 年度における 55 歳以上の中途採用時賃金の平均は，月額 20 万円程度（富山労働局調べ）

(7) 平成 22 年富山県担い手育成総合支援協議会が行った特定農業団体への聞き取り調査結果

第6章 政策転換期における集落営農組織再編の新動向

－岐阜県を中心として－

岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡

1. 本稿の課題

水田農業の担い手に占める集落営農組織の割合が高い岐阜県は、「集落営農地帯」の一角に位置する。水田経営所得安定対策の担い手として位置づけられた集落営農組織も多い。同対策への加入要件として、経理一元化、法人化計画の策定などが設けられているが、法人化した組織は決して多くない。その組織の多くは、前身としての転作組織を基礎としている。そして、対策加入のためにこれを改組して、米まで含めた経理一元化を図っている。他方、一部には前身組織が無く、安定対策対応の意味合いも含めて新設された組織もある。

そして2007年12月の安定対策への加入要件緩和、2010年度からの実施が確定している米戸別所得補償政策などにより、集落営農組織の法人化の機運はやや停滞している。

そこで本稿では、岐阜県を対象として水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の組織再編の特徴を明確化しつつ、新たな段階で組織再編の動きと法人化への見通し、政策転換の影響等について若干の考察をする⁽¹⁾。

まず、『集落営農実態調査結果』を整理し、岐阜県での水田経営所得安定対策実施前後における集落営農組織の実態の変化の特徴について再整理する。次いで、水田経営所得安定対策に加入した任意の集落営農組織のうち32組織の事例から、組織再編や法人化をめぐる状況の特徴について明確化する。そして、米戸別所得補償政策の実施が決定した状況下で、政策変更の影響等について、主として2009年度12月に実施した海津市の集落営農組織の9事例をふまえて考察していく。

2. 岐阜県における集落営農組織の動向

(1) 集落営農組織の動向

岐阜県の集落営農の組織数は302とほぼ横這いである(第1表)。2009年は、306組織から302組織へと4組織減少した。解散・廃止した組織が22組織、新設した組織が18組織と、解散・廃止が新設を上回った。市町村別にみると、岐阜市、恵那市のみ変化が大きい。前年に比較し、岐阜市の組織数は、26組織から8組織へと18組織も減少し、恵那市は17組織から28組織へと11組織増加した⁽²⁾。

また法人の組織数は58組織(19.2%)へと増加し、この4年間で倍増している。農事組合法人が41組織、株式会社(特例有限会社含む)が17組織である。会社組織は、18組織から17組織へと微減している。法人のうち農業生産法人は53組織である。

非法人組織 249 組織のうち、農業生産法人計画を策定しているのは 114 組織（45.8%）である。これは 2009 年度に岐阜県で水田経営所得安定対策に加入した任意の集落営農組織数の 110 組織にほぼ匹敵する。任意の集落営農組織で法人化計画を策定しているのは、水田経営所得安定対策に加入した組織に限られるものと推測できる。逆をとれば、水田経営所得安定対策に未加入の集落営農組織は法人化計画を策定していないことになる。

第 1 表 集落営農の組織形態の推移(岐阜県)

単位：組織

調査年月	実数	解散・廃止	新規	法人					非法人			
				小計	農事 組合 法人	会社		うち 農業生 産法人	農業生産法人化計画			小計
						株式 会社	有限 会社		策定し ている	策定して いない	(策定予定 あり)	
2005. 5. 1	302	*	*	27	18	—	9	*	275	11	264	36
2006. 5. 1	301	20	19	42	24	—	18	35	259	23	243	65
2007. 2. 1	300	26	25	52	34	—	18	45	248	61	194	58
2008. 2. 1	306	11	17	56	38	0	18	50	250	107	149	14
2009. 2. 1	302	22	18	58	41	17	*	53	249	114	135	*

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

注．2009年の農業生産法人計画には法人 1 組織分が含まれる。

1 組織当たりの経営耕地面積と農作業受託面積の合計は 31ha であり、この 3 年間あまり変化がない。しかしその内訳は、2007 年から 2008 年にかけて農作業受託主体から経営受託主体へと転換している（第 2 表）。すなわち経営耕地 12ha＋農作業受託面積 19ha から経営耕地 19ha＋農作業受託面積 12ha へと転換している。

構成農家数は平均 71 戸である。また、現況又は目標として 2／3 以上集積する組織は 43.4%ある。

第 2 表 一集落営農当たり経営耕地等（岐阜県）

単位ha、%

調査年月	経営耕地	農作業 受託面積	経営耕地 ＋農作業 受託面積	構成 農家数	現況又は目標 2／3 以上集積
2005. 5. 1	*	*	*	*	*
2006. 5. 1	12. 1	18. 7	30. 8	73. 3	*
2007. 2. 1	12. 2	18. 5	30. 7	74. 4	40. 0
2008. 2. 1	18. 8	12. 4	31. 2	75. 9	39. 9
2009. 2. 1	18. 8	12. 1	30. 9	71. 4	43. 4

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

集落営農が関わっている農業集落数は、平均 2.7 集落である（第 3 表）。単一集落を基礎とする組織が 195 組織（64.5%）と約 3 分の 2 になる。2009 年の変化として、1 集落型の減 202→195 組織、2 集落型の増加 23→29 組織（9.6%）、5 集落以上型の減 53→49 組織（16.2%）などが指摘できる。岐阜市では 5 集落以上型の組織が 6 組織→0 組織へと減少している⁽³⁾。

なお 2009 年の「5 集落以上」の集落営農の関係集落数の平均値は 9.7 集落である。それは旧村単位や、JA 支店単位で構成されているものと思われる。

第 3 表 集落営農が関わっている農業集落数別集落営農数（岐阜県）

単位：組織，集落						
調査年月	1 集落	2 集落	3 集落	4 集落	5 集落以上	集落営農が関わっている農業集落数の平均値
2005. 5. 1	207	22	14	14	45	2. 6
2006. 5. 1	199	21	18	15	48	2. 7
2007. 2. 1	195	23	17	14	51	2. 8
2008. 2. 1	202	23	16	12	53	2. 8
2009. 2. 1	195	29	17	12	49	2. 7

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

注. 2009年の「5 集落以上」の平均値は9.7集落，これをもとに2005～2008年の「集落営農が関わっている農業集落数の平均値」を推計。

集積面積（＝経営耕地＋農作業受託面積）の規模別動向にも大きな変化はないが，20ha 以下の組織数が漸減している（第 4 表）。農用機械の更新時期が来て解散したものや，安定対策に加入するために解散して，他の組織に編入された組織があるものと思われる。20ha 未満の組織が 183 組織（60.3%）にものぼる。10～20ha 層が 89 組織と最も多い

第 4 表 現況集積面積規模別等集落営農数（岐阜県）

単位：組織，%							
	5 ha 未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha 以上
2005. 5. 1	20	46	97	44	52	28	15
2006. 5. 1	20	52	91	45	51	29	13
2007. 2. 1	17	51	91	43	56	29	13
2008. 2. 1	22	48	90	48	58	26	14
2009. 2. 1	20	44	89	51	57	27	14
安定対策加入・非法人	1	13	28	20	31	13	4
	5. 0	29. 5	31. 5	39. 2	54. 4	48. 1	28. 6

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』、岐阜県担い手育成総合支援協議会資料より作成

注 1) 集積面積＝経営耕地＋農作業受託面積。

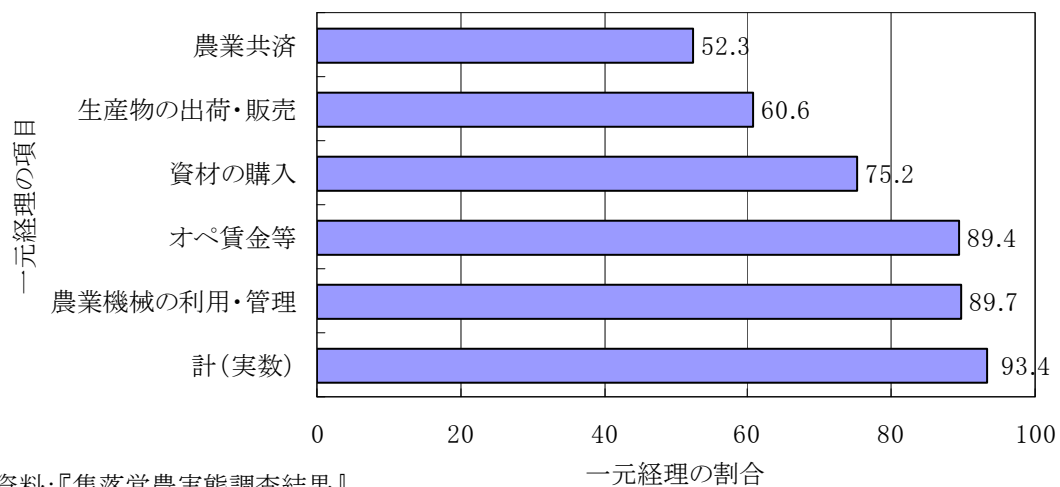
2) 安定対策加入・非法人は，2009年度の数値。

安定対策に加入した任意組織数・比率は，規模ごとに 5 ha 未満の階層が 1 組織（5.0%），5～10ha の階層が 13 組織（29.5%），10～20 ha の階層が 28 組織（31.5%），20～30 ha の階層が 20 組織（39.2%），30～50 ha の階層が 31 組織（54.4%），50～100ha の階層が 13 組織（48.1%），100ha 以上の階層が 4 組織（28.6%）である。30～50 ha の階層は，安定対策に加入した組織数が最も多く，および当該規模に占めるその比率が最も高い。規模が小さい組織階層ほど法人化計画の策定が容易ではなくそのため安定対策加入率は低く

なり、また規模が大きい組織ほど法人化した割合が高まることから 50ha を超える階層では、安定対策加入率は低くなる傾向がある。

（２） 収支一元化等の状況

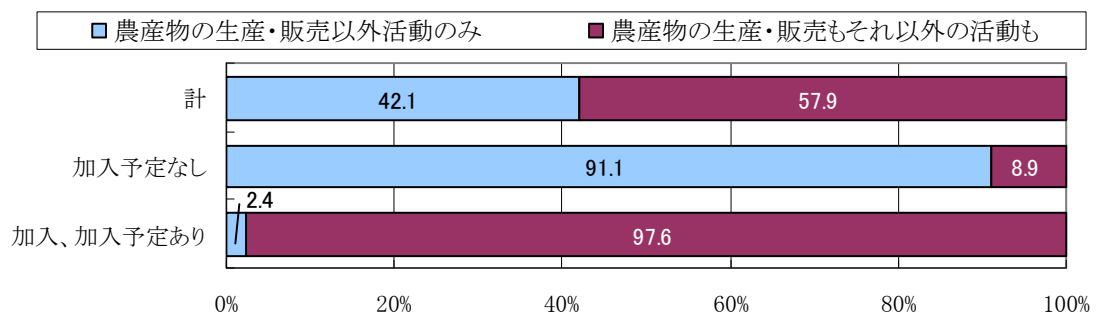
収支の一元化を何らかに行っている集落営農組織は 93.4%である。その内訳は、農業機械の利用・管理 89.7%, オペ賃金等 89.4%, 資材の購入 75.2%, 生産物の出荷・販売 60.6%, 農業共済 52.3%である（第 1 図）。



第 1 図 収支の一元経理の状況（岐阜県 2009 年）

安定対策に加入している若しくは今後加入する予定がある非法人組織は 109 組織であり、これも 2009 年度安定対策加入集落営農組織 110（うち新規 5）にほぼ匹敵する。

安定対策の加入状況により集落営農の活動内容が大きく異なる。安定対策に加入している若しくは加入予定のある組織の 97.6%は「農産物の生産・販売もそれ以外の活動も」行っているが、それに加入予定のない組織では逆に、91.1%が「農産物の生産・販売以外活動のみ」行っている（第 2 図）。



第 2 図 経営安定対策加入状況別集落営農の活動内容（岐阜県）

（３） 地区別特徴

表示はしないが、西濃・東濃地区で集落営農の組織数が多い。市町村別には中津川市（36 組織）、海津市（35 組織）、恵那市（28 組織）などで集落営農の組織数が多い。うち安定対策に「加入している」、若しくは「今後加入する」組織の割合は、海津市は 88.6%と高いが、中津川市は 19.4%，恵那市は 32.1%と低い（県平均 55.3%）。

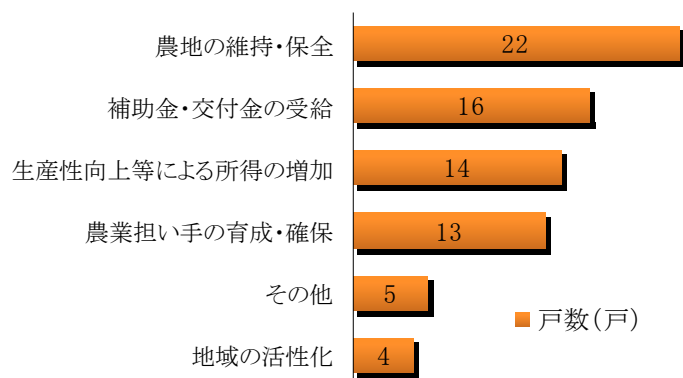
集落営農組織が 5 組織以上ある市町村での法人化割合をみると、揖斐川町 41%（7/17），郡上市 56%（5/9），高山市 60%（3/5）などで高くなっている。逆に、羽島市（0/5）・白川町（0/5）0%，中津川市（2/36）・大垣市（1/17）・輪之内町（1/16）6%などで法人化割合が低くなっている。農事組合法人は、揖斐川町 6 組織、養老町・垂井町・高山市・瑞浪市 3 組織などで設立されており、株式会社は、郡上市 5 組織、海津市 4 組織などで設立されている。いずれも旧村を単位とするものが多い。

３． 安定対策に加入した任意の集落営農組織の特徴 －2008 年度 32 組織調査結果から－

（１） 組織の特徴

調査対象とした集落営農 32 組織の経営面積は平均 43ha，集落営農への参加世帯数の平均は 88 戸である。西濃地域から 17 組織，揖斐地域から 3 組織，中濃地域から 2 組織，岐阜地域から 4 組織，可茂地域から 3 組織，恵那地域から 3 組織を選定している⁽⁴⁾。組織の設立時期は、「1999 年以前」が 12 組織，「2000～2004 年」が 1 組織，「2005 年以降」が 19 組織（再編含む）である。うち新設は 3 組織のみである。

設立の目的は、複数回答で「農地の維持・保全」が 22 組織，「補助金・交付金の受給」が 16 組織，「生産性向上等による所得の増加」が 14 組織，「農業担い手の育成・確保」13 組織，「地域の活性化」が 4 組織である（第 3 図）。



第 3 図 集落営農組織設立の目的

一つの集落から構成される「単一集落型」の組織数は 20、複数集落から構成される「複数集落型」の組織数は 12 であり、構成集落数の平均は 3.0 集落である。構成する集落のある地域には個別担い手農家等がない所が 16 組織、地域には個別担い手農家等がある所が 13 組織である（不明 3）。うち、個別担い手農家等との調整を行っている所が 9 組織、個別担い手農家等と調整を行っていない所が 4 組織である。

組織での作付面積の平均は、米 23.4ha、麦 15.4ha、大豆 11.9ha である。栽培組織数は、米 29 組織、麦 21 組織、大豆 17 組織である。また 2007 年度の平均反収は、米 394.0kg、麦 273.9kg、大豆 130.5kg とやや低い。園芸部門は、4 組織が露地野菜を導入しており、これに加え導入予定が 4 組織（露地野菜 2、施設野菜 1、露地＋施設 1）ある。いわゆる「維持管理型」の組織が多く、園芸を導入して経営の発展を目指す組織は少数に留まる。

農用機械の保有状況は、トラクタ 4.4 台、田植機 3.0 台、コンバイン 3.5 台であり、やや多めである。

（２） 作業の従事状況

オペレーター総数は、平均 9.5 名であり、その年齢別内訳は、40 歳代以下 1.7 名、50 歳代 2.9 名、60 歳代 3.6 名、70 歳代 1.4 名と、高齢層が多い。うち年間オペ従事日数の最も多い人の年齢は、60 歳代 14 名、50 歳代 7 名、70 歳代 3 名、30 歳代 2 名である（第 5 表）。60 歳代が最も多く、またその年齢の平均は 61.8 歳である。その平均従事日数は 88 日であり、オペレーターの最高支給額は平均 182 万円である。賃金は、オペレーター作業が平均 1,642 円／時、一般作業平均が 1,381 円／時である。

第 5 表 オペレーター最高支給額別組織数

単位:組織

年齢	50万円未満	50～100	100～200	200～300	300万円以上	不明	計
30歳代	1		1				2
40歳代							0
50歳代	1	1	1		4		7
60歳代	5	2	4	2	1	0	14
70歳代		3					3
不明		2			1	3	6
計	7	8	6	2	6	3	32

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度調査結果より作成

水田管理作業の実施者は組織によりまちまちであるが、水管理はオペレーターなどの特定者数人で実施している組織が多い。水管理の実施者は、オペレーターが 13 組織、地権者が 8 組織、所有地にかかわらず構成員が 6 組織などである（第 6 表）。これに対し、畦草刈は構成員が実施する割合が高くなる。その実施者は、オペレーターが 5 組織、地権者が 16 組織、所有地にかかわらず構成員が 7 組織である。

第6表 水田管理作業の実施者

	単位:組織、%			
	実数		構成比	
	水管理	畔草刈り	水管理	畔草刈り
オペレーターが実施	13	5	40.6	15.6
地権者が実施	8	16	25.0	50.0
所有地にかかわらず構成員が実施	6	7	18.8	21.9
その他	3	1	9.4	3.1
不明	2	3	6.3	9.4
	32	32	100.0	100.0

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度調査結果より作成

(3) 収支・経理の状況と法人化意向

全ての組織で経理の一元化が行われている。しかし財務諸表が未整備な組織もいくつかあり、また3組織が単年度で赤字を計上している。黒字の経営では収益を構成員に配分している。その配分方法としては、「面積割」(29組織)を基本とし、これに「出役割」(7組織)や「品質に応じて」(1組織)、「その他」(3組織)などを併用しているところもある。オペ型の組織が1組織のみ「戸数割」で対応している。

経営面積10a当たりの収益は、単純平均値で19,448円となる。概して、経営面積が大きい組織ほど配当額は増加する傾向がある。50ha以上の経営では、より高い配当金が支給されている(第7表)。

第7表 経営面積10a当たり配当額の分布

経営面積	単位:組織							小計
	0円未満	5000円未満	5000～10000	1000～20000	1000～20000	30000円以上	不明	
10～20		1	2	3	1	2	1	10
20～30			1	1	1			3
30～50	3	1	2	1	1	2		10
50ha以上		1		1	3	3	1	9
小計	3	3	5	6	6	7	2	32

資料:岐阜県集落営農研究会2008年度調査結果より作成

注1) 配当金額/経営面積で単純計算。

2) 配当金(Y)=経営面積(X)*123+12191の回帰式が計測できる。

全ての組織が法人化計画を策定している。目標とする形態は、農事組合法人が31組織とほとんどであり、株式会社は1組織のみである。法人化の意向として、「消極的」と回答した組織が20組織、「積極的」が10組織である。約3分の2は法人化に消極的である。

傾向として複数集落型の大きな組織で法人化に積極性がある。但し10集落を超えると消極的となる。法人化に「積極的」と回答しているのは、50～100ha層が6組織、30～50ha層が1組織、10～20ha層が2組織である。いずれも経営的に安定している組織である。

法人化のメリットの認識として3つまでの複数回答で主なものとしては、「内務留保

を活用しやすい」10組織、「資金の借入れがしやすい」8組織、「借地・資産保有のために必要」7組織、「組織を恒常的なものとするために必要」7組織などである。

これに対し、法人化のマイナス面としては、同様に主なものとして「赤字にならない経営でないと法人化は難しい」11組織、「兼業農家が多い中で常時従事者の確保」9組織、「責任ある経営者の確保」8組織などである。但し、法人化に消極的な組織でも、構成員レベルでは、これを「良い」ととらえる者の割合が3割近くに達しているところもある（第8表）。

第8表 営農組合構成員の法人化意向
—西濃地区51ha経営・消極的—

	単位:戸%	
	実数	構成比
良い	22	27.8
問題	3	3.8
わからない	36	45.6
無回答	18	22.8
計	79	100.0

資料:2008年実施アンケートから作成.

(4) 組織規模別経営の特徴 —2008年度海津市 9営農組合調査結果から—

岐阜県最南端の平地農村に位置する海津市を事例として2008年度に実施した集落営農9組織（平均経営面積62ha）の調査結果によれば、経営規模別に応じて経営や法人化意向に顕著な特徴がみられた。単一集落を基礎とする維持管理型の営農組合が5組織、複数集落にまたがる営農組合が4組織である。単一集落ではオペ不足などが課題となっており、次第に組織の統廃合が進み、複数の集落を基礎とする組織が形成されるなど、順次規模が拡大してきている。それぞれの特徴を要約すると次の通りである⁽⁵⁾。

1) 単一型集落営農組織の再編と法人化をめぐる状況—維持管理型・5営農組合の事例—

- 単一集落型組織は規模が小さく、水田経営安定対策加入のため統廃合が行われた。
- 概ね兼業・自営業者が中心的担い手であり、規模が大きいところで定年帰農者が専属オペとなっている。
- 反収が総じて低く、収益性もやや劣り、配当金は標準小作料+ α 程度である。
- 新たに麦・大豆の栽培を始めた組織もあり、品目横断補助金受給は相対的に少ない。
- 「維持管理型」的な性格をもつ組織が多い。
- 現組織のままでの法人化には消極的であり、組織の統廃合を検討している。

2) 地域営農組織の再編と法人化の課題 —発展型・4営農組合の事例—

- 複数集落型は、より平坦な旧海津町に多く、規模が大きく、100haの目標面積に近い。
- 壮年層が専門的オペとして中心的担い手となり、基本構想の所得目標を実現してい

る組織がある。

○総じて専業オペに管理作業がシフトする傾向が見られ、中には集落全体を経営委託する集落もある。

○周密管理により作物反収は高い、また麦・大豆の作付け割合も高く、収益性も高い。

配当金は標準小作料を大きく超える

○組織として園芸作にも取組初め、構成員の所得確保に努力しており、「発展型」を志向する組織がある。

○前身組織がなかった旧南濃町では、従来の個別担い手がオペとなり、農地の合理的利用調整により耕作放棄解消、系統出荷率の向上などとなっている。

○概ね法人化には前向きであり、他組織の統廃合も検討している。

4. 政策転換期における集落営農組織再編の新動向 —2009 年度海津市 9 営農組合調査結果から—

(1) 集落営農組織の経営概要

2009 年度に調査を実施した 9 営農組合は、前年度調査組織とは全く別の組織である。その平均経営面積は 59ha（うち借地 18ha）であり、前年度とほぼ同じである（第 9 表）。

平均作付面積は、水稻 31.2ha（うちハツシモ 8.9ha）、小麦 24.5ha、大豆 24.3ha である。また平均反収は、水稻 475kg、小麦 376kg、大豆 176kg である。

平均収入は 7,543 万円、うち補助金が 40.7%になる。労務費・役員手当の平均支出額は 788 万円である。支払い地代は全て 10a 当たり 2 万円である。平均剰余は 2,472 万円となる。これを均等割りで配当している組織が 2 組織、面積割で配当している組織が 7 組織である。構成員への地代は配当金内金として支払われる組織が多い。平均配当金 52,944 円と地代 2 万円との平均差額は 32,944 円である。

オペ人数の平均は 6.0 名で、うち中心的オペは 2.7 名である。オペのうち労賃最高額者の平均は 242 万円である。オペ時給の平均は 1,953 円、一般作業時給の平均は 1,650 円である。水管理は特定者に限定され、草刈りは組合員により取り組まれている組織が多い。また経営規模別にみた特徴も先に指摘した諸点と同傾向にある。

これを専従的従事者の有無により「担い手主体」と「全員参加型」に区分すれば、「担い手主体」が 2 組織（Kr, I）、「全員参加型」が 7 組織（H, Ji, Ni, Kn, Nd, Km, T）である（第 10 表）。

「担い手主体型」営農組織の構成集落は、複数または単一集落で、経営規模 50ha 前後である。中心オペは、ほぼ専属者であり、労賃の最高額は 350～500 万円である。オペ型の組織であり、配当は、構成員で均等割りされている。法人化にも積極的な意向をもつ。

これに対し、「全員参加型」の構成集落は全て単一集落で、経営規模はまちまちである。中心オペは兼業従事者・自営業者であり、その労賃の最高額は 26～280 万円に留まる。配当は、全て面積割りである。維持・管理的な性格が強く、法人化にはやや消極的な意向を

第9表 調査営農組合の状況(海津市2009)

タイブ 旧町名 設立年 前身組織設立年 関係集落数 組合員数	H										平均	
	全・発展	全・維持	全・維持	全・維持	全・維持	全・維持	全・維持	全・維持	全・維持	全・維持	T	平均
概要	海津町	平田町	海津町	海津町	南濃町	平田町	平田町	平田町	海津町	平田町	2006	1998.4
	1988	2006	1993	1993	2006	2006	2006	2007	1981	2006		
	年	前身あり	前身あり	前身あり	前身なし	前身あり	前身あり	前身あり	前身あり	前身あり		
	年	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1.9
	集落	86	100	33	47	4	13	81	28	28	28	47
経営耕地面積	うち借地	ha	127	75.8	63.3	50.7	70	42.5	42	33	25.3	58.8
	ha	25	3.1	13.8	4	70	42.5	1.5	0	0	2.4	18.0
	水稲	ha	70.5	47.8	32	31.5	20	21.9	21.5	11.4	11.4	31.2
	うちハツジモ	ha	24.1	16	5.28	0	1	9.4	7.9	7.7	7.7	8.9
	面積	ha	59.6	31.7	30.4	22.9	15	18.2	17.7	14.3	10.8	24.5
反収	小麦	ha	49.4	41	24.4	22.9	26	22.7	17.7	14.3	0	24.3
	大豆	kg/10a	474	479	479	540	450	493	481	470	408	475
	小麦	kg/10a	498	300	508	300	300	369	302	470	336	376
	大豆	kg/10a	156	192	227	168	120	194	220	220	—	176
	総額	千円	181,861	92,555	92,649	79,794	45,089	56,431	49,830	27,045	27,045	75,437
費用	うち補助金	%	43.0	28.9	44.3	40.8	49.7	45.7	37.5	40.0	40.0	40.7
	労務費・役員手当	千円	12,922	12,965	9,897	6,055	5,780	8,323	6,480	5,920	2,638	7,887
	千円	4,930	614	3,748	100	7,650	7,945	327	0	497	2,868	2,868
	支払い地代	円/10a	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	総額	千円	70,762	30,152	36,650	32,887	8,215	5,781	16,625	15,324	6,119	24,724
剰余・ 配当	(うち管理費)	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち均等配当	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち面積割額	円/10a	67,500	39,905	62,814	67,955	—	—	40,000	46,436	46,000	52,944
	配当金と地代との差額	円/10a	47,500	19,905	42,814	47,955	—	—	20,000	26,436	26,000	32,944
	オペレータ	名	6	6	3	5	4	9	4	2	15	6.0
ターの状況 等	うち中心的オペ	名	3	3	3	1	4	3	4	2	1	2.7
	オペ労賃最高額	万円	280	268	180	173	500	350	120	280	26.1	242
	同上属性	円	1,780	2,000	2,000	2,000	2,000	1,700	2,000	2,300	1,800	1,953
	オペ時給	円	1,500	1,650	2,000	1,500	2,000	1,700	1,400	1,600	1,500	1,650
	一般作業時給	円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管理作業 の担当者 等	水管理	担当者	組の特定者	組合員	6名	1名	組合員	2名	8名	2名	15名	1.550
	草刈り	担当者	組合員	30名	5名	15名	組合員	17名	40名	組合員	15名	1.350
	委託人数	委託人数	0	30名	5名	15名	0	4名	40名	—	13名	—
	法人化意向	法人化意向	消極的	消極的	消極的	消極的	積極的	消極的	消極的	消極的	消極的	消極的
	今後の意向	今後の意向	130haが目標。 なあなあでない いところがある。 と。法人化する と取り分も減る。	政権も変わっ たので法人化 しなくてもいい のでは。内 部留保できない で困っている。	報酬の確保が 難しい。法人 化するなら1 集落。組織に よりやりやうが を導くのでは ない。	法人化に よる資金借 入、借地、内 部留保が容易 となる。JA 南濃支店	兼業農家ばか り。祖家先 で、7片手間 人化するなら と云われ消極 的になってい る。	共同作業を さないで行け ない。法人化 するならJA 支店単位であ ろう。期限内 は無理。	50歳代の後継 者が確保でき れば法人とし てもやってい ける。	今のままで けられるのが 一番いい。法 人化は難しい い、制度がこ ろ変わる。	—	—

資料：2009年11～12月実施営農組合代表者等への聞き取りなどから作成。数値は主として2008年実績。

示している。

また、経営類型からみて「発展型」、「維持・管理型」に分類すると、「発展型」は2組織（Kr, H）、「維持・管理型」は7組織（I, Ji, Ni, Kn, Nd, Km, T）である。「全員参加型」はほぼ「維持・管理型」であるが、H営農組合のみ「発展型」である。H営農組合は、黒大豆の栽培を行うほか新規作物の導入も模索し、また経営規模の拡大（130haまで）も志向している。「担い手主体」では、Kr 営農組合は「発展型」であるが、I 営農組合は「維持・管理型」である。Kr 営農組合は、旧南濃町の個人農家4戸がまとまり新たに結成された組織で、100haまでの規模拡大を志向している⁽⁶⁾。

第10表 調査9 集落営農組織の類型（海津市）

客観的	主観的	担い手主体	全員参加型
発展型	発展型	(園芸あり)	
		(園芸なし)	Kr
	維持・管理型	(園芸なし)	I
参考	構成集落	複数または単一集落	Ji Ni Kn Nd Km T
	経営規模	50ha前後	単一集落
	中心オペ	ほぼ専属	兼業・自営
	労賃最高額	350～500万円	まちまち
	配当	均等割り	26～280万円
	法人化意向	やや積極的	面積割り やや消極的

資料：2009年ヒアリング結果より筆者作成。

（2） 集落営農再編の新たな動き

1） 営農組合間での機械共同利用の模索

現時点ですぐに組織の合併を検討している組織はないが、農用機械（特にコンバイン）の共同利用を模索している。特に、単一集落型の中小規模の集落営農組織は、兼業従事者がオペに従事していることから、規模に対し機械が過剰に保有されており、収益を下げる原因となっている。機械費用の削減を目的として、当地においてかつてトラクタ組合が広範に形成されたが、この構想はそれを彷彿させる。集落営農間の連携・統合の可能性が内部からも徐々に高まっている。

但し、組織ごとに運営の方法はまちまちであり、連携・統合のための調整には独自の困難があるとみる。集落の領域を超えた集落営農組織の連携・統合などの話しを進めるような「そんな煩わしいことをできる人材はいない。そのような人材は他の安定した職業についてそれなりの給与を得ている」と、調整にあたる人材難が指摘されている⁽⁷⁾。その意味で、集落営農組織の「連携」ではなく、「統合」や既存法人組織への編入（班組織として活動の継続）の可能性も高い。

2） 構成員による農地の購入、構成員の分化

全ての組織において構成員には、供出農地面積に応じて出資が義務づけられている。そ

して出資に対し配当を得ている。経営規模が大きい組織では、規模のメリットにより高い配当金を支給できている。そこでは高配当が期待できるため、配当目的で、隣接集落の農地を購入する農家もいる（Ni 営農組合）。

また、通常は、構成員には出資の外、面積に応じた管理作業の従事義務もあるところが多い。ところが、専従者への管理作業の集中などが進み、また構成員の中にも管理労働力に不足する世帯もあらわれ、次第にこれらが弛緩してきている。なかには、1年間で1時間でも管理作業に従事すれば構成員であることができる組織（H 営農組合）もある。共同作業に従事することを営農組合の構成員要件としているところも多いが、わずかな時間だけ管理作業に従事するのみで高配当を受け取れるところもある。管理作業に従事できない組合員を准組合員として、地代のみの受け取りとして配当から除外している営農組合もある。

3) 地域内組織調整の必要性

配当確保にあたっては、転作麦・大豆の収益確保が条件の一つとなる。そのためには、湿田地帯では土地改良が必要になる。従前、集落にあった重疊的な組織が一元化されて、組織運営もスムーズになっているが、実働部隊としての営農組合と地権者集団としての農事改良組合の意向が必ずしも一致しない場合もある。世帯主層（地権者）と後継者層（オペ層）との世代間調整が必要な場合もある。世帯主層が暗渠排水施設の整備に消極的な場合がある。実働部隊としての営農組合、地権者組織としての改良組合の意見調整が必要な場合もある。

4) J A 支店単位での法人化構想

海津市には、特例有限会社4社が集落の領域を超えて活動しており、その平均経営面積は約200haに達している。営農組織の法人化を検討する場合も、これら先行する法人組織が念頭に置かれる。同営農経済センターでも「法人化しようと思えば今の集落営農組織でもできるが、今の組織のままで法人化は意味がない」とみる。より高い効率性を兼ね備えた組織設立を考えている。海津市（J A にしみの海津エリア）には、J A 支店が9支店（旧海津町4、旧平田町2、旧南濃町3）ある。1支店当たりの水田面積は約300haである。海津エリアとしては、支店単位（ほぼ旧村のエリア）で法人組織を設立することを検討している。さらに支店の統廃合もありえることから、そのエリアは旧村を超える可能性もある⁽⁸⁾。

これら法人4社が地代形成のプライスリーダーとしての役割も果たしており、10a 当たり地代2万円＋配当（2～4万円）の確保が任意の集落営農組織の存続にとって命題となっている。地権者には地代、組織構成員には地域相場の配当を確保することで組織が成り立つ。「地権者の理解」が組織存続の第一の条件になっている。

（４）政策転換期の新動向

１） ２営農組合の解散決定

安定対策加入の中で、組織解散を決定した組織が２組織ある。安定対策に加入しても、結果として経営は「安定」しなかった。Nr 営農組合（旧海津町・経営面積 22ha）は、隣接する法人に吸収される予定である。またHt 営農組合（旧平田町・経営面積 35ha）は、隣接する法人といくつかの営農組合に分割される予定である。組織解散の動機は、機械の更新時期にあたり、都市化が進みオペ不在が深刻化したりするところにある。またそれを調整するリーダーがいなくなるなど、総じて組織における地域共同体としての紐帯が弛緩・崩壊して解散に至っている。それを経済的に支えているのが、構成員の兼業による一定の年金である。「年金もあることだし、しんどい思いしてやりたくない」というのが本音のようである。こうした要因は、他の組織にも共通して内包されており、さらなる統廃合も予想される。

２） 一部での個別回帰，法人化機運の弱まり

また、生産・販売面で個別回帰志向が一部に残っている。安定対策を契機として、個人経営を廃止し、組織構成員となった農家には、中規模の農家が比較的多い。そのほとんどは既に保有機械が耐用年数を超えていたり、処分したりして、元の経営に戻る可能性はあまりない。しかし、一部には機械をそのまま保有する農家が若干見られ、これらの農家に一部個別回帰志向が残る。

2010 年度からの戸別所得補償制度への政策転換にともない、「政権が変わったので法人化しなくてもいい？」との受け止めが広がり、法人化の機運は弱まっている。法人化に積極的な組織も、08 年年度の 3 組織／9 組織から 09 年 1 組織／9 組織へと減少している。

３） 水田転作への影響

水田農業構造改革推進対策から水田利活用自給力向上対策への転換にともない、市で交付していた 10a 当たり 4 万 9 千円の麦・大豆への転作助成金（産地作り交付金）は、一律 3 万 5 千円へと引き下げられることとなった。県による激変緩和措置で、前年並みのものが当面は保障されることとなった。しかしこれも経過措置であり、将来的に助成水準が引き下げられると、地代・配当金の低下は避けられないとみる。そのなかで、オペ労賃をどう確保するかが課題である。また転作未達へのペナルティー緩和により、転作の集団化の契機が遠のく可能性もあると見る。

そのなかで助成水準の高い新規需要米である米粉、飼料用米への期待が大きく、これへの生産シフトを検討している組織は多い。特に、「固定払い」が無い組織では期待が特に大きい。

(5) むすびにかえて

岐阜県の任意の集落営農組織の約 45%は水田経営所得安定対策に加入し、それにより経営一元化を図り、組織が大きく再編された。安定対策に加入した組織も、経営の類型としては「維持管理型」が多い。経営の安定、担い手確保、組織への参加などに課題を抱える組織も多く、法人化にはやや消極的な傾向がある。

「維持管理型」でも解体の可能性も孕んでいる。組織が存続・発展するかどうかは、集落のまとまり次第でもあり、組織間連携を模索する動きもある。「維持管理型」の場合、60 歳前後の中心オペの確保が鍵である。ある程度経営の発展が見込める組織では 60 歳前に早期退職して、専属オペとして従事する例がしばしば見られる。近年、定年が 65 歳へと延長され、また年金の受給開始年齢が引き上げられてきており、それらが中心オペにどう影響するかひとつのポイントである。

他方で、一部（特にオペ型）に発展志向の組織も散見される。これらに共通するのは、地元への独自販売に取り組んでいることである。なかには園芸作物を栽培し、組織内労働力の有効活用、地産地消により地域作りの一環として経営の発展を模索しているところもある。これら組織では法人化にも積極的な志向をもつところもある。

- 注(1) 岐阜県における水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の組織再編の特徴については、荒井 2010 など
で 2008 年度の海津市での調査結果に基づき、既に明らかにしている。本稿は、これらをふまえ 2009 年度の調査
結果に基づいて集落営農組織再編の新動向を明確化する。
- (2) ヒアリング結果によれば、実際には、岐阜市、恵那市での集落営農組織の数に大きな変化はない。集計段階で
の組織の取り扱いの変更が行われたものと思われる。
- (3) 岐阜市の集落営農組織の会社数も 4 組織から 1 組織へと減少している。岐阜市では、この間 J A 支店単位で構
成された営農組織が特例有限会社・株式会社として相次いで 6 組織が法人化した。いずれも関係する農業集落は
5 集落を超える組織である。これらが統計から除外されたものと思われる。なお、岐阜市で法人化した営農組織
の特徴については、荒井聡「兼業深化地帯における水田農業の担い手と集落営農—美濃平坦地域を中心に—」(今
井 2010 に所収)を参照のこと。
- (4) これを荒井聡・有本信昭・今井健(岐阜大学)、小池恒男(農業開発研修センター)、徳田博美(三重大学)、
三浦聡(名古屋大学)、渡部岳陽(秋田県立大学)、山口和宏(佐賀大学)の 8 名で分担担当し、聞き取り調査を
行った。個々の事例の詳細については、岐阜県担い手育成総合支援協議会 2009 に収録されている。なお、農林
水産政策研究所の調査票フォーマットを使用して調査した。
- (5) これらの諸特徴についても、荒井 2010 で詳しくまとめている。
- (6) 2009 年度の海津市集落営農組織の調査結果の詳細については、岐阜県担い手育成総合支援協議会 2010 に収録
されている。また、集落営農の類型化にあつては、農林水産政策研究所(2009 年)を参考にした。すなわち「組
織の営農を担う者」からみた類型として、「担い手主体型」は主たる従事者を中心として作業が行われている組
織であり、「全員参加型」は原則として「全戸共同」で作業が行われている組織である。また、組織運営の目的
からみて「発展型」は生産性の向上等による所得の向上を目指している組織であり、「維持・管理型」は農地の
維持・保全が目的の組織である。それを第三者として筆者の視点から判定したものが「客観的」な分類、組織代
表者の視点から判定したものが「主観的」な分類である。
- (7) 揖斐川町では、旧村を単位として集落の領域を超えて集落営農組織の統廃合が進み、法人組織が設立された。
これには、集落間の調整にあたる「地域営農マネジャー」の果たす役割が大きい。これについては、荒井 2005
を参考のこと。
- (8) 効率性だけをとれば、海津エリアの一元的経営が有利なことから、遠い将来「1市1法人」もあながち机上の空論ではな
いとみる。

[参考文献]

- [1] 荒井聡(2005年)『『米政策改革』下における地域参加型集落営農法人組織の展開論理－岐阜県揖斐郡揖斐川町K営農組合を中心に－』『農業・食料経済研究』第51号第2号、中部農業経済学会
- [2] 荒井聡(2010年)「水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化」『日本の農業』243、農政調査委員会
- [3] 今井健編著(2010年)『地域再生と農業』、筑波書房
- [4] 岐阜県担い手育成総合支援協議会(2009年)『集落営農組織調査報告書』
- [5] 岐阜県担い手育成総合支援協議会(2010年)『岐阜県における集落営農組織の再編と法人化をめぐる状況』
- [6] 農林水産政策研究所(2009年)『平成20年度集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析研究報告書』

第7章 北陸地域の集落営農における経営展開と専従者確保の条件

中央農業総合研究センター・北陸研究センター 宮武 恭一

1. はじめに —北陸地域の集落営農の特徴—

北陸地域は、大規模借地経営や集落営農など、今日の水田農業政策におけるモデル的な経営が早くから現れた地域であるが、北陸地域の水田農業の特徴としては、以下の諸点が指摘できる（第1表）。北陸各県の水田率は、富山県で96.0%、福井県で90.8%、新潟県で88.8%とほぼ9割以上であり、能登などの畑作地帯を抱える石川県でも83.6%と、全国平均54.4%を遙かに上回る。また、農業粗生産額に占める米の割合も、新潟で59.9%、富山で71.0%、石川で53.7%、福井で67.2%と全国平均23.1%の3倍にも達するなど、北陸地域は水稻に特化した農業地帯であるといえる。しかし、販売農家の経営規模は1～2haということが多く、このため第2種兼業農家の割合が、新潟で70.7%、富山で82.6%、石川で74.7%、福井で82.9%と高く、全国平均61.7%を10～20%も上回るオール兼業地帯の様相を示している。また、基幹的農業従事者数のうち65歳以上の割合をみると、新潟でも62.9%、石川で68.0%、富山で71.2%、福井では73.4%と西3県では全国より、10～15%も高くなっている。そうした中で水田農業の担い手として集落営農が重視されているのである。

第1表 北陸地域の農業の概況

	全国	新潟	富山	石川	福井
水田率(2007年)	54.4%	88.8%	96.0%	83.6%	90.8%
農業算出額に占める米の割合(2007年)	23.1%	59.9%	71.0%	53.7%	67.2%
第二種兼業農家割合	61.7%	70.7%	82.6%	74.7%	82.9%
基幹的農業者のうち65歳以上割合	57.4%	62.9%	71.2%	68.0%	73.4%
集落営農数(全国順位)	13,062	518 (10位)	754 (2位)	261 (22位)	530 (11位)
経営面積が占める割合	8.1%	6.7%	27.9%	7.5%	27.9%
作業受託面積が占める割合	2.7%	2.1%	5.7%	5.1%	4.0%
構成農家戸数 ^{注)}	539,995	15,213	23,491	6,332	15,517
<参考>販売農家戸数	1,963,424	82,011	31,463	22,297	26,006

資料：耕地及び作付面積統計、生産農業所得統計、2005年農業センサス、集落営農実態調査(2009年3月)

注：協業型の集落営農の構成農家は、統計上、販売農家にカウントされない

平成21年の集落営農数は、富山県が754組織で全国2番目を占めるのをはじめ、新潟で518、石川で261、福井で530と数多くの集落営農が設立されている。これらの集落営農が集積した経営耕地面積の割合をみると、新潟や石川では、それぞれ6.7%、7.5%と、全国平均8.1%をやや下回る水準であるが、富山は27.9%、福井も27.9%と経営耕地の3

割が集落営農に集積されている。また、集落営農に参加している農家数をみても、富山では販売農家 31,463 戸に対し 23,491 戸、福井では販売農家 26,006 戸に対し 15,517 戸もの農家が集落営農に参加しており、特に、これら 2 県では集落営農を抜きにして地域農業を語れない状況にあるといえる。

ただし、北陸地域の集落営農に関しては、水稻単作傾向が強く、兼業化が深化し、担い手の高齢化も進んでいることから、主たる従事者を欠くことが特徴とされてきた。例えば、富山県と島根県の集落営農の比較分析を行った金子（2008）は、それぞれの地域を壮年世代残存地域と壮年世代欠落地域と位置づけしつつ、富山県の集落営農においては兼業部門との労働競合が厳しいため、オペレーター作業や管理作業に対して正当な報酬が支払われる反面、多くのオペレーターが（ムラ仕事のな）義務的平等出役を行っており、主たる従事者を置くことは現実的でないという見解を示している。また、このことを支持するように 2005 年の集落営農実態調査においても、主たる従事者のいる集落営農の割合は、全国 53.1%に対し、30.3%に留まり、特に富山では 16%、石川では 8%にしか満たないという特徴があった（第 2 表）。しかし、「水田・畑作経営所得安定対策」導入後の 2009 年に行われた同調査では、主たる従事者がいるとの回答した集落営農が全国平均 77.9%を上回る 79.8%へと急増し、富山でも 68.0%、石川では 79.7%にも達するなど、北陸地域における集落営農の担い手を巡る情勢は大きく変容してきているように思われる。

第 2 表 「主たる従事者がいる」と回答した集落営農の割合

	全国	北陸	新潟	富山	石川	福井
2005年3月	53.1%	30.3%	72.0%	16.0%	7.5%	37.2%
2009年3月	77.9%	79.8%	88.2%	68.0%	79.7%	87.5%

資料:集落営農実態調査, 各年次

そこで次に、こうした変化に関して、富山県における集落営農組織の分類と展開状況についての池田他（2009）の成果をみてみたい。富山県では、水稻の基幹 3 作業（耕起・代かき、田植え、収穫）について機械施設を共同で所有・利用する「共同利用組織」、それらを用いて共同作業まで行う「共同作業組織」、さらに生産物も一括共同販売する「協業経営（農業法人を含む）」という 3 つの形態を集落営農としており、名義上の共同販売を行っていても機械の共同利用や共同作業を伴わない「枝番方式」などの形態については集落営農とみなさない（第 3 表）。そして、こうした定義に基づいて 2008 年度の富山県内の集落営農を区分すると、「共同利用・共同作業組織」が 128 組織（23%）、「協業経営」が 438 組織（77%）、「協業経営」のうち法人組織が 138 法人（24%）という構成になっており、富山県においては集落営農が、その数を増しているだけでなく、組織化の度を急激に強めていることがわかる（第 1 図）。さらに、法人経営に絞ったアンケート調査によれば（回答数 106 法人）、専従者のいる法人が 35%（37 法人）を占めており、それらの法人では規模拡大や新規部門導入への意向もそれぞれ 62%、70%と極めて高く（第 4 表）、専従者の

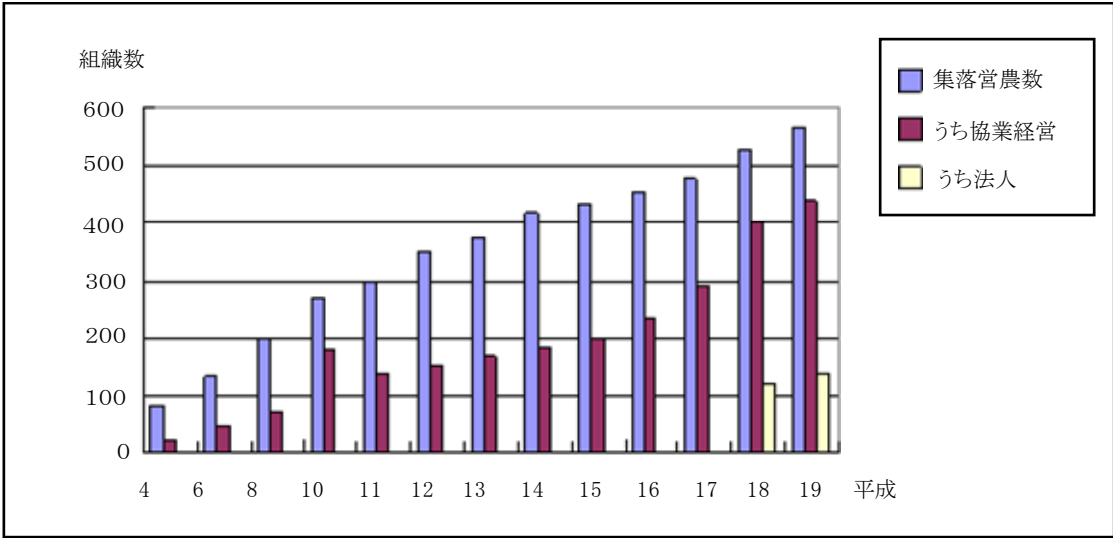
いない法人についても、規模拡大の意向がやや低い（48%）ものの、近隣組織との間で機械や労働の面での連携を考えているものが 49%，近隣組織との合併を考えているが 26% があるなど（第 5 表），集落営農同士の連携や合併を通じた経営発展が考慮されている点も注目される。

このように、従来、兼業機会に恵まれ、壮年世代が残存する北陸地域の集落営農においては、広く義務的平等出役が行われることが特徴であり、主たる従事者がいる集落営農は少数派であったが、近年、協業化や法人化が急速に進展するとともに、法人化した経営では 35% が専従者を確保し、残りの法人も集落営農同士の連携や合併を通じて労働力確保を模索するなど、集落営農の担い手を巡る情勢は変容し始めているといえる。

第 3 表 集落営農組織の分類

人格	運営区分		組織規約	機械施設の 所有 (資本)	実作業 計画実施 (労働)	米等の 出荷名義 (農地)	農用地 利用規程 位置づけ
	法制度上の位置づけ						
任意組合	共同利用		規約	組織	個別	個別	－
	共同作業		規約	組織	組織	個別	－
	協業経営			規約	組織	組織	組織
特定農業団体		規約	組織	組織	組織	必要	
農業法人		農業生産法人		定款	組織	組織	組織
	特定農業法人		定款	組織	組織	組織	必要

注. 池田太他(2009)より引用. 人格の区分は、実態に基づく。



第 1 図 富山県における集落営農数の推移

注. 池田太他(2009)より引用

第4表 富山県の集落営農法人における専従者の有無と今後の経営方向

		専従者有り		専従者無し	
		法人数	比率	法人数	比率
経営方向	規模拡大	23	62%	33	48%
	新規部門	26	70%	44	64%
	両方	16	43%	26	38%
	現状維持	4	11%	18	26%
合計		37	100%	69	100%

注. 池田太他(2009)より引用

第5表 富山県の集落営農法人における専従者の有無と近隣組織との連携

		専従者有り		専従者無し	
		法人数	比率	法人数	比率
連携内容	機械・労働	9	24%	34	49%
	合併	3	8%	18	26%
	両方	0	0%	6	9%
	単独維持	25	68%	23	33%
合計		37	100%	69	100%

注. 池田太他(2009)より引用

そこで本報告では、北陸地域で長年にわたって取り組まれてきた集落営農の展開過程を振り返り、集落営農が成立してきた背景とその運営実態を明らかにするとともに、義務的平等出役を基礎としてきた集落営農が、専従者確保へと向かおうとする変化の兆しについて検討するために、富山県内でも最も集落営農の集中している砺波平野南部の南砺市に位置し、富山県の集落営農の草分けとなった「N 法人」を対象に、その設立から 20 年にもおよぶ軌跡を分析してみたい。さらに、北陸の集落営農において新たに生まれつつある「主たる従事者」が、どういう役割を担い、どのくらいの報酬を得ているのか、義務的平等出役から専従者の確保への転換を促す要因は何なのか、担い手中心の営農に移行する際の収益配分はどうなっているのかといった点について明らかにするために、北陸地域において集落ぐるみで協業経営を行っている集落営農の中から専従者を確保している 2 事例を取り上げ、それらを専従者のいない 2 事例と比較しつつ、それらの経営概況、農作業の実施状況、収益配分について分析する。そして、それぞれの経営における「主たる従事者」の実態を明らかにするとともに、専従者の確保が必要とされる背景や彼らを中心に集落営農を運営していくための条件について検討していきたい。

なお、分析にあたっては、高岡、新川の農林振興センター、上越農業普及指導センターの協力を得て、2007 年度から、本プロジェクト研究において調査を行っている新潟、富山の 3 つの事例（T 法人、I 組合、S 法人）と中央農研の北陸研究センター（旧北陸農業試験場）が継続調査している富山の 2 事例（N 法人、Y 法人）を対象とした。

2. 集落営農の成立過程と運営実態 —N 法人における 20 年の軌跡—

(1) 地域の概要と N 法人の設立経過

N 法人が位置する南砺市 J 地区は、米単作の安定兼業が主体となった農業地帯であり、販売農家 408 戸のうち専業農家は 29 戸にすぎない。また、専業農家の多くは、畜産、果樹、園芸農家である。このため土地利用部門に関しては、地区内の全 32 集落に 39 もの生産組織があり（うち集落協業が 14 集落）、地区内の農地の 3 分の 2 を管理していることが最大の特徴となっている。この J 地区の 39 の生産組織を成立年別にみたのが第 6 表である。まず、1970 年頃の田植機導入や 1975 年の基盤整備に伴って、育苗組合ができたのに続き、「水田利用再編」で転作が強化された 1980 年前後に、転作対応についての話し合いが「転作促進研修館」を中心に行われ、1981 年に転作組合が一斉に立ち上がった。J 地区に 14 組織ある集落協業組織は、この転作組合を母体として、富山県の集落営農育成事業に後押しされる形で次々と設立されたものであり、1985 年に設立された N 法人はその嚆矢といえる（なお、1988 年ころからは、数戸程度の農家で行うグループ協業や稲作受託組織も 11 組織が設立されてきている）。

第 6 表 J 地区における生産組織の設置状況²⁾

年次	育苗組合	転作組合	集落協業	その他 ³⁾	主な出来事
1969	4	→ 2			
1971					カントリーエレベーター設置
1975	3				30a区画、基盤整備 「育苗施設協議会」設置
1980					「転作促進研修館」設置
1981		5			
1982					「集落営農促進事業」開始 (県単、ソフト事業)
1985			1 (N法人)		
1988				1	「集落営農育成事業」開始 (県単、ハード事業)
1989			1	1	カントリーエレベーター増設
1990			1	1	「中核農家集団型」導入 (県単、集団育成事業)
1993			1		「集落営農育成事業」拡大
94			1	2	
95				1	
96			1	1	
97			1		
98			4		
99				1	
2000			2	1	「中山間直接支払い」制度開始
2001			1	2	
合計	7	7	14	11	

注1) 宮武・齋藤・土田(2002)より引用

2) 育苗組合や転作組合が再編された場合は、再編年次を設立年次とした。

3) 「作業受託」2組織と「グループ協業(有志型)」9組織

第7表 N集落における協業組織設立までの農業就業と作業受委託の動向

		1970年	1975年	1980年	1985年	備 考
年齢別男子 農業就業人口	16～29歳	0	0	0	2	このうち1人が機械作業を受託していた
	30～49歳	1	2	1	0	
	50～59歳	9	4	1	2	
	60～64歳	2	3	3	0	
	65歳以上	4	4	5	10	
作業委託 農家	耕起・代かき	2	0	1	6	この後、N法人に全面委託 同上 同上
	田植え	0	0	1	3	
	稲刈り	0	0	1	4	
作業受託 農家	受託戸数	0	0	1	1	協業組織の主たるオペレーターに就任
	受託面積(a)	0	0	30	110	

注. 宮武・齋藤・土田(2002)より引用

N法人の組織されたN集落は、農家戸数24戸、水田が約30ha、畑・果樹園が約4haの集落である。かつては、酪農、養鶏、タバコ作なども行われたが、1975年に30aの基盤整備が行われたのを契機に、トラクター、田植機、コンバインの共同利用を行う2つの共同利用組織が設立され、第1種兼業農家主体で稲作農業が維持されてきた。しかし、1980年頃になると、稲作機械の共同利用の中心となっていた経営主世代が60歳を超え、農業後継者問題が意識されるようになった（第7表）。また、自営業を営む農家や高齢農家など機械作業を行えない農家も現れたため、共同利用組織に参加する1戸が1.1haの稲作作業受託も行うようになっていた。さらに、転作面積が増え、それまでタバコ農家に引き受けてもらっていた転作対応についても見直しを余儀なくされた。そうした中でN集落では、1983年に集落全戸加入のN営農生産組合を設立し、大麦－大豆をブロックローテーションで作付ける集団転作に取り組むとともに、富山県のソフト事業の指定を受け、集落協業に向けての話し合いを開始した。

N営農生産組合では、組織設立に当たって従来の共同利用組織が所有していた機械を持ち寄るとともに、転作集団助成事業で麦用コンバイン等を取得し、稲作機械の共同利用と転作部門の共同作業を実施した。また、県や農協が推進する形で集落営農についての話し合いが行われ、後継者世代を中心に、先行する転作対応をひな形に、稲作部門も集落全体で組織化し、個人での機械投資をなくし、出役を最低限に減らすことが提案された。そして1985年には、水稻乾燥調製・育苗施設、トラクター、コンバインを補助事業で導入し、協業経営としてスタートすることとなった（第8表）。機械施設については、従来の共同利用組織のものも含めて、すべて新組織の所有とし、新たな機械施設導入についての補助残は、10a当たり3.7万円の資本を出資してまかなった。なお、協業開始時点では50代の男子農業就業者が2人おり、うち1人は先に述べたように機械作業を受託していたが（第7表）、この1人についても共同利用組織の機械を用いて作業受託を行っていたことから、作業受委託分も集落協業組織へと持ち込まれ、この2人は集落協業組織の中心的オペレーターとして活躍することになった。また、作業委託農家についても集落協業組織に参加することとなり、軽作業などに出役するようになった。

一方、機械施設が導入された1985年以降、生産物の販売に関してはプール計算となっ

た。これは組合で共同乾燥施設を整備するにあたって、戸別に乾燥調製を行ったのでは作業能率が上がらず、共同利用組織の時代には適期刈りを逃すことがあったこと、出役時間が増えるのを当時 30 歳代であった若手が嫌ったことから決定された。この決定に関しては、圃場の条件や栽培技術の差を指摘して、反対する意見も強かったが、青年会が「集落としての完全協業化をオペレーターとしての参加の条件とする」と強く迫ったことから、単収の高位平準化を組合として進めることを条件に決着をはかったものである。なお、プール計算に対する不満は、単収の高位平準化に取り組んだことと、世代交代に伴い解消していった。そして、こうした改善の後、集落協業組織は 1988 年に農事組合法人「N 法人」へと改組された。これにより、すでに機械作業を委託していた農家 6 戸も含めて、すべての農地を N 法人が標準小作料を払って 10 年契約で借地することとなった。また、法人化によって資金の内部留保が可能になり、その後の機械の更新なども円滑に進んでいる。

第 8 表 N 法人の組織概況（2001 年度）

主要項目	取 り 組 み の 概 要
経営経過	1975年：基盤整備を契機に、稲作機械共同利用組織「N農産」設立(16戸) 1983年：集落全戸加入の転作集団「N営農生産組合」設立 1985年：乾燥調製・育苗施設を整備し、稲作・転作の協業経営を開始 1988年：農事組合法人に改組(後に認定農業者の認定も受ける)
構成農家	集落全戸24戸加入(うち出役農家16戸、委託農家7戸、出資のみ1戸) 出役人数(男子)：60代 4～5名、40～50代 11名、20～30代 2～3名
経営耕地	水田面積 29.4ha、すべて30a区画整備済み(1975年)
機械施設	①乾燥調製・育苗施設 436㎡(1985年「地域農業拠点整備事業」) 育苗機械一式、フォークリフト(同上事業) ②トラクター 43PS×1台、34PS×2台、29PS×1台 ③田植機 8条側条付き×2台 ④コンバイン 5条×2台 ⑤乾燥機 36石×6基ほか ⑥防除機 カーペットダスター ⑦大豆コンバイン、乗用管理機(転作集団より移管替え)
部門構成	水稻 21.4ha、大豆 8.0ha、大麦 4.3ha、作業受託(育苗、米乾燥) ※法人の活動以外の個別の取り組みとして、干し柿と野菜が少しある

注. 宮武・齋藤・土田(2002)より引用

(2) N 法人の組織形態及び営農実態

1) 稲作の概況

稲作については、コシヒカリが 6 割、酒米の五百万石が 4 割という品種構成であるが、1996 年からは農協の進める特別栽培米の生産に取り組んでおり、ほぼ全量を特別栽培米として付加価値を付けて販売している。稲作作業の概況を見ると(第 9 表)、当地区では、春先の強風によるハウスの被害を嫌ってトンネル育苗を行っており、育苗種まきから、出芽苗の搬出、ビニールかけと集落総出の作業が行われるのが特徴である。また、耕起、代

かき、田植え（側条施肥）、溝切り、防除、稲刈りといった基幹作業は N 法人で実施するが、除草、水管理、穂肥散布、畦畔管理などの肥培管理は、各農家が N 法人から再委託されて実施している。施肥については、単収の高位平準化を目標に、秋起こしの際に堆肥を 2t、ようりん、ケイカルを 100kg 施用し、土作りに取り組むとともに、基肥を抑え、法人で実施する生育調査に基づき穂肥を 2 回に分肥するなど、食味向上に努めている。また、除草剤散布は N 法人で購入して各農家に配布、防除は N 法人で実施（箱施用＋本田防除 1 回）という形で、農薬使用も法人で管理しているため、作付履歴の管理も整っている。なお、N 法人では近隣集落から育苗を受託するとともに、農協のカントリーを補完する形で戸別乾燥などの小口の乾燥調製を受託している。これらの受託部門は、N 法人の貴重な現金獲得の機会となっているだけでなく、地域の稲作を支える面からも期待されている。

第 9 表 水稻の主要作業

作業時期	作業内容と実施者
3月中旬	種子消毒
4月上旬	種まき～育苗機で管理の後、出芽苗を搬出、トンネル育苗(全員で作業)
4月中旬	春起こし → オペレーターが実施
4月下旬	代かき(2回代) → オペレーターが実施
5月上旬	田植え(側条施肥)、殺虫殺菌剤箱施用 → オペレーターが実施
5月中旬	除草剤散布 → 各戸に委託(組合で配布、各戸で水管理して散布)
肥培管理	溝切り(5月末) → オペレーターが実施
	水管理と畦畔草刈り(4回程度) → 各戸に委託
	穂肥(2回) → 各戸に委託(組合で生育調査をし、実施方法を指示)
	防除(1回のみ) → 全戸が出役し、組合で実施
	ヒエの抜き取り → 各戸に委託
9月上旬	早生刈り取り → オペレーターが実施
9月中旬	コシヒカリ刈り取り → オペレーターが実施
	乾燥調製受託(カントリーで扱わないマイナー品種や戸別乾燥など)
11月上旬	秋起こし → オペレーターが実施
11月中旬	堆肥散布(畜産農家に散布を委託)、土壌改良材散布

注. 宮武・齋藤・土田(2002)より引用。

水稻品種は、五百万石(早生・酒米)40%, コシヒカリ(特栽米)59%, 新大正糯1%。

春先の強風対策でトンネル育苗を行うため、育苗の手間が大きいことが特徴である。

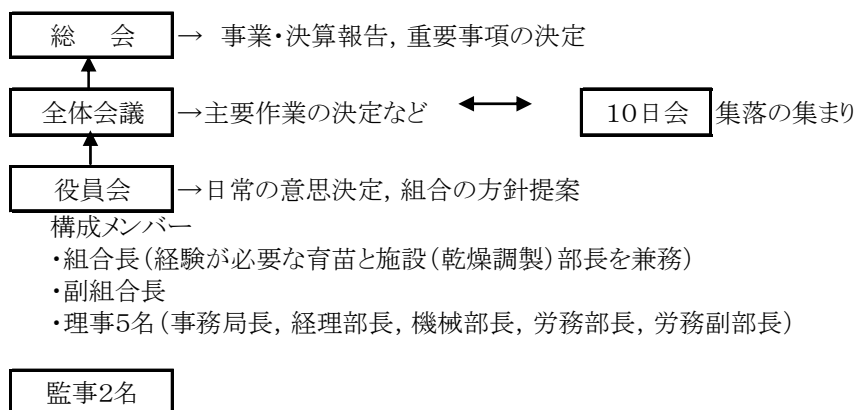
2) 農作業の実施状況

農作業に関しては、主要な機械作業は共同で実施し、肥培管理は各農家に再委託するというのが基本であるが、集落総出の作業となる育苗種まきなどは基本的に全戸出役であり、77 歳の高齢者から高校生のアルバイトまで最大 47 名が農作業に参加している(第 2 図)。機械作業については、土日を中心に 40～50 歳代のオペレーターが 11 名程度確保されている。しかし、オペレーター層については、農外で稼いでくることが第一であり、農作業のために年休を取るのも難しくなっているため、平日は若い人が休まないでも良いように、定年退職組 5 名(平日部隊)が中心となって作業を行っている。また、協業化によって得られた利益を活用し、オペレーターの時給を地区標準の 1,200 円から 1,800 円に引き上げるなど、働く人重視の配当政策を採ることで出役確保に努めている。その結果、新た

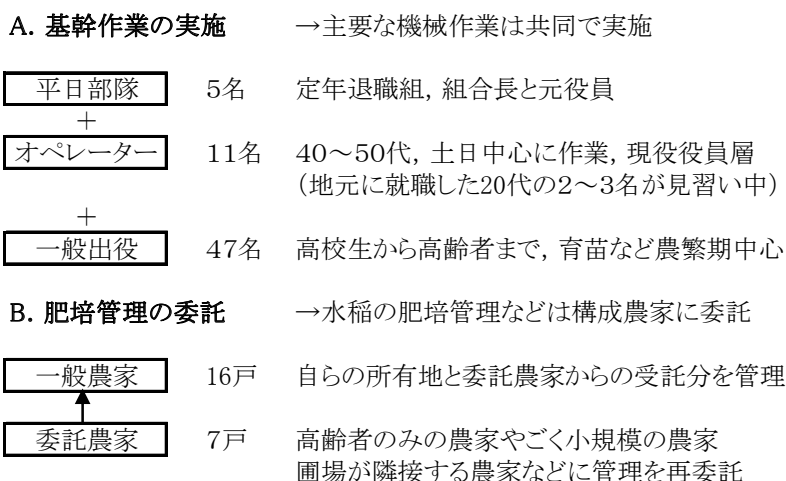
に地元就職した20代の後継者2～3名も機械作業に参加するようになっている。

一方、水稻の除草剤散布、追肥、水管理、畦畔草刈り、大豆の除草といった管理作業は、23,000円/10aの管理料を払って土地所有農家に再委託していた（山裾に位置するN集落では、畦畔ののり面が広く、管理が大変なため、砺波平野の大規模法人も進出しなかった）。しかし、組織設立以前から機械作業を委託していた農家をはじめ、後継者の他出などにより、圃場管理ができない農家（委託農家）も7戸生じている。このため、支払い地代や面積配当を減額し、圃場管理に対する支払いを30,000円/10aに引き上げるとともに、肥培管理を再委託する圃場については、管理料をさらに3～5千円/10a上乗せする形で、隣接した圃場を持つ農家に受託してもらうといった対応を行ってきた。このようにN法人においては、共同作業による省力化に加えて、働く人重視の配当政策を採ったことで、共同作業への参加や管理作業の担い手を確保し、地域の水田農業を維持してきたと思われる。

意思決定の流れ



農作業の担い手



第2図 N法人における意思決定の流れと農作業の担い手

注. 宮武・齋藤・土田（2002）より引用，加工。

役員は2年任期，改選状況については第10表を参照。

3) 組織の管理運営

作業等の意思決定に関しては、事業と決算の報告・承認、重要事項の決定を行う「総会」、主要作業の説明などを行う「全体会議」、日常の意思決定や組合の方針提案を行う「役員会」が組織され、集落総出で行う育苗種まきや総会などの重要事項については、役員会の打ち合わせ、全体会議での説明という手順で組合員への説明が行われている（第2図）。一方、基幹作業については、現役役員である正副組合長、理事5名が主要なオペレーターと重なることから、役員会での打ち合わせのみで間に合うこと、毎月10日には、非農家を含めた集落の集まりである「10日会」が開かれ、営農についての説明も可能なことから、改めて全体会議を開くのを省略するケースもしばしばあり、実質的な管理運営は役員7名によって担われているといえる。

そこで、このN法人の管理運営を担う役員の継承人事を示したのが第10表である。役員任期は2年であるが、ほぼ2名ずつ入れ替わる形で役員の交代が行われ、7戸の委託農家のほか、高齢者のみの農家や途中参加の農家を除くと、ほぼ全戸が役員を経験している。また、代替わりを終えた後継者世代が、新たに役員になるケースも5件生じるなど、若手への世代交代も進みつつある。N法人では、各理事が担当する専門部の下に、それぞれ若手を配置して仕事を補佐させるなど、管理運営のノウハウ継承に努めてきたが、普及センターや農協も、水稻生育調査に若い人に参加してもらうよう呼びかけるなどして、若い世代にN法人の活動や稲作に関心を持ってもらう機会をつくり、こうした世代交代を支援している。なお、平日の作業を担っている定年退職組は、前組合長や元役員であるとともに、現役員らの父親でもあり、育苗や乾燥調製などノウハウを要する作業を担当したり、育苗作業に出役してくる50～60代の女性グループへの指示を出すなど、現役員の意思決定を裏方としてサポートする役割を果たしている。

第10表 N法人における構成農家の組合役員履歴

農家 番号	経営主の父の役員履歴							経営主の役員履歴							
	年齢	組合役員改選年次						年齢	組合役員改選年次						
		88	92	95	96	00	02		88	92	95	96	00	02	
1	68	○	○	◎	◎	◎	注2)	42							○
2	67	◎	◎					43							○
3	77							45					○		○
4	73	○	○					46					○		
5	65	○	○	○				47				○	○	○	○
6	73		○					47			○	○	○	○	○
7								48			○	○	○	○	△
8								50代 ^{注3)}							
9								53	△	△	○	○	△	△	
10								53			○	△	△		
11								54	○	○	○	○	○	○	
12								60	○	○	△	△		◎	
13								63	○	○	○	○			
14								64							
15								67	○						
16								77							

注1) 宮武・齋藤・土田(2002)より引用。◎印は組合長、○印はその他の理事、△印は監事を示す。

2) 2002年より、顧問に就任。育苗と乾燥調製の担当部長を続けている。

3) 組合設立後に途中参加した。

(3) N 法人の直面する課題

以上のように N 法人では、共同作業による省力化に加えて、働く人重視の配当政策を採ったことで、共同作業への参加や管理作業の担い手を確保し、特別栽培米など高付加価値型の稲作にも取り組むことで、長年にわたって地域の水田農業を維持してきた。また、組織の管理運営についても、年齢順に役員を務めることを前提に、世代交代を進めようとしている。しかし、J 地区で最も早く集落協業に取り組んだ N 法人では、集落の農家の分化傾向も現れている。営農組合への出役者数を出役時間別にみると（第 11 表）、出役人数は 1990 年以降、ほぼ一定であるが、総出役時間は転作面積の増加と農作業の省力化が進んだことにより、1990 年の 7,174 時間から 2001 年の 3,616 時間に短縮しており、一人当たり平均出役時間も 156 時間から 77 時間へと半減している。このため全体としては出役負担が減じているが、その一方、400 時間以上の出役者が突出する結果になっている。特に、育苗、乾燥調製など、経験やノウハウを要する作業については、1990 年以来、組合設立当時 50 代だった農業就業者 2 名と、その後、定年退職で専門化した前組合長の 3 名が中心的に引き受けてきた。しかし、彼らのうち 1 人は引退して委託農家になり、他の 2 人についても 65 歳を超えたことから（第 10 表の No.1 農家と No.5 農家）、今後は徐々に作業とノウハウを引き継いでいく必要が生じている。

第 11 表 出役時間別にみた出役者数の推移

		1990	1996	2001		
					男子	女子
出役人数(人)		46	47	47	28	19
年間 出役 時間	10時間未満	3	7	8	4	4
	～50時間	5	8	17	7	10
	～100時間	13	15	12	7	5
	～200時間	15	8	8	8	
	～300時間	4	6			
	～400時間	3	1			
400時間以上		3	2 ^{注2)}	2 ^{注3)}	2	
総出役時間(時間)		7,174	5,442	3,616	2,936	681 ^{注2)}
1人当たり平均		153	116	77	105	36

注1) 宮武・齋藤・土田(2002)より引用

2) 平日作業や育苗、乾燥調製などを中心に担う60代

3) 育苗に従事する60代が中心

また、上述のように N 集落には 7 戸の「委託農家」がある。このうち 2 戸は自営業で組合設立前からの委託農家、1 戸は 5a だけの農家であるが、高齢者のみの世帯が 3 戸、空き家となった世帯も 1 戸ある。現在、出役している農家 16 戸の家族構成を見ても（第 12 表）、20 歳代の息子や高校生の息子が地元にいる世帯では、彼らが作業に出役するなど、世代交代が進んでいくと思われるものの、経営主が 60 歳を超えた農家のうち、後継者がいなか

ったり、他出している世帯も5戸あり（No.12～16）、今後、さらに出役戸数が絞り込まれる可能性がある。逆に、南砺市においても、不況の進行やアジアへの工場移転に伴い、地元での就職条件が厳しさを増しており、後継者世代の中には農業での就業を希望する者も現れている。このため、収益配分のあり方を工夫するなどして、専任オペレーターを置けないかという話しも出てきている。

第12表 N法人における構成農家の家族構成と出役時間（2001年度）

農家 番号	経営主の父		経営主の母		経営主		経営主の妻		後継者	
	年齢	出役 時間	年齢	出役 時間	年齢	出役 時間	年齢	出役 時間	年齢	出役 時間
1	68	545.7	61	23.6	42	118.6	不明	6.3		
2	67	195.1	64	82.0	43	139.2	不明	16.5	高校生	8.7
3	77	—	76	—	45	124.9	不明	—		
4	73	69.4	69	45.5	46	26.8	不明	3.0		
5	65	452.4	62	63.6	47	132.6	不明	7.5	高校生	46.5
6	73	88.4	67	61.6	47	20.0	不明	3.0	高校生	22.8
7			68	—	48	154.1				
8					50代	65.0	不明	38.2		
9			80	—	53	53.0	53	32.9	20代	9.3
10					53	35.2	53	22.7	20代	8.8
11					54	163.6	50	35.0	20代	29.3
12			76	—	60	68.7	54	17.5	他出	
13					63	167.0	63	74.8	他出	
14					64	89.5	57	37.0		
15					67	36.5	61	98.2	他出	
16					77	56.0	73	12.0		

注. 宮武・齋藤・土田(2002)より引用

（４） 小括

以上のように、N法人では、省力化やコスト削減を進め、集落の農業を維持しようと言う集落営農の取り組みが、①稲作機械の共同利用から生産物プール計算の協業へと組織を発展させ効率化をさらに進めたこと、②法人化により内部留保が可能になり機械施設の更新もスムーズに行われたこと、③働く人重視の配当が行われ出役が確保されてきたこと等により、長年にわたって継続されてきた。しかしながら、その運営を支えてきた「平等、順番にオペレーターや役員となって組織を支える」という活動内容は、ほころびをみせつつあるのではないかと。後継者が他出した高齢者のみの農家では、共同作業への出役や組織から再委託される圃場管理もままならない。60歳から65歳への定年延長が進み、定年退職者への役員移譲が滞るといった問題が生じる中で、特定のメンバーに負担が集中し、組織の中で不平等が生まれつつある。また、組織設立から15～20年を経過し、操業世代が引退を迎える中で、年に数日しか機械に乗らず、栽培管理も組織からの指示待ちでこなしてきた若手らが、経営を担っていくことへの不安感もぬぐいきれない。そうした中で、冒頭で紹介したように、北陸地域の集落営農においても専従者の確保への動きが生まれているのである。そこで次節では、北陸地域の集落営農において新たに生まれつつある「主た

る従事者」の実態を明らかにするとともに、専従者の確保が必要とされる背景や彼らを中心に集落営農を運営していくための条件について、さらに検討するために、4つの調査事例の比較分析を行う。

3. 主たる従事者確保への動きとその条件

(1) 事例の位置づけ

以下で取り扱う4つの事例のうち(第13表)、Y法人は、2005年に集落単位の2つの協業組織と2集落にまたがる共同作業組織が合併し、隣接1集落を含む5集落144戸で発足した農事組合法人である。合併を通じて組織の規模を拡大することで、専従者の確保と一層の生産性向上をめざしており、常勤3名を含む26名のオペレーターを確保し、146haの水田を経営している。旧組織が保有していた機械施設の有効利用のため、機械の約3分の1は旧組織からのリースであり、苗も旧組織から購入しているが、機械設備の統合、購入・出荷の大ロット化等に取り組み、園芸部門やモチ加工の導入といった複合化・多角化にも着手している。

第13表 事例の位置づけ

	Y法人	T法人	I組合	S法人
所在地	一部中山間地	一部中山間地	平地水田地帯	平地水田地域
経営形態	農事組合法人	農事組合法人	協業型集落営農	農事組合法人
設立年次	2005年	2005年	2006年	2007年
前身組織	協業型組織ほか	協業型組織	共同利用組織	なし
構成農家	144戸(5集落)	51戸(2集落)	23戸	21戸
水田経営面積	146ha	40ha	25.1ha	30ha
水田集積率	82%	67%	88%	68%
不参加農家等	地域の認定農家1戸 (30ha)	未加入農家 20戸 入り作農家 3戸	地域の認定農家 1戸 (4.5ha, 66歳)	入り作農家 3戸 (認定農業者)
水稲作付面積	100.4ha	31ha ^{注2)}	15.7ha ^{注2)}	20ha
転作大麦面積	24.5ha	6.5ha+受託1ha	6.6ha(単作)	
転作大豆面積	12.5ha(麦跡)	8.5ha+受託3.8ha		5.5ha(単作)
その他経営部門	野菜, モチ加工	野菜, 水稲苗販売	砂利採集 約1ha	通年施行(2008年より)
オペレーター	26人(うち常勤3人)	15人(うち常勤2人)	7人	21人
水稲育苗	旧組織に委託	自家育苗	構成員4戸に委託	構成員に委託
トラクター ^{注3)}	6台(2台)	2台(1台)	4台(3台)	(20台)
田植機 ^{注3)}	4台(1台)	2台(2台)+直播機	1台	(14台)
コンバイン ^{注3)}	5台(2台)	2台(2台)	1台	(11台)
乾燥機	1台, カントリー利用が主	カントリー利用	3台, カントリーも利用	6台, カントリーも利用
転作機械 ^{注3)}	乗用管理機 2台 大豆コンバイン 2台(1台)	乗用管理機 2台(1台) 大豆コンバイン 2台(2台)	乗用管理機 2台 (大麦のみ)	入り作農家に委託

注1) 2008年度調査による。作付面積は2007年度実績。

2) 旧村単位でブロック・ローテーションを行っているため、年次により転作率が増減する。

3) カッコ内は、旧組織や構成員の機械を借り上げているもので内数。乾燥機は全て構成員から借り上げ。

T 法人は、1998 年発足の協業型集落営農が 2005 年に法人化した組織であり、2 集落 51 戸からなり、40ha の水田経営と 4.8ha の転作受託を行っている。常勤 2 名を含む 15 名のオペレーターが、旧組織時代からの機械施設を借り上げて、低コスト、高単収の水田作を実現しているほか、水稻の苗販売、園芸部門の導入にも取り組んでいる。周辺からの入り作や未加入農家が残っているため、現在の農地集積率は 67% であるが、高齢化が進めば未加入農家の 15ha 分が加わる見込みである。

以上の 2 事例が経営規模を拡大し、常勤の担い手を確保しているのに対し、I 組合は 23 戸、25.1ha からなる 1 集落単位のぐるみ型の協業組織である（集落内には未加入の認定農家が 1 戸いるため農地集積率は 88% である）。2006 年の設立以前から、機械の持ち回り利用を行う共同利用組織があったことから、農業機械利用は効率化しており、経営部門が水稻と転作大麦のみであるため、機械作業は 7 名のオペレーターによってすべて担われている。ただし、育苗は 4 戸の構成員に再委託、刈り取りが乾燥機的能力を超えた際はカントリーも利用している。

S 法人は、圃場基盤整備を契機に 2007 年に設立された 21 戸、30ha からなる集落ぐるみ協業型の農事組合法人である。前身組織はなく、設立間もないことから、育苗は構成員に委託、機械作業は作業者が個人所有の機械を持ち込む形で実施しているが、2009 年からは共同機械施設の整備を進める予定である。転作については基盤整備の通年施行で対応している。なお、現在は隣接地区の認定農業者 3 戸が入り作しているが、うち 2 戸は高齢化しており、彼らの受託分は基盤整備後に法人に集積される見込みである。

以上のように、前者 2 事例は、協業組織として一定の実績を持っており、複数集落が合併を通じて規模拡大し、専従者確保や経営の複合化・多角化を進めている先進事例であるのに対し、後者 2 事例は、基盤整備や経営所得安定対策の開始を契機に、1 集落単位でまとまって 20~30ha の水田を一括して管理運営する従来型の「集落ぐるみ型」の組織として取り組みをスタートしたばかりであるといえる。

（２） オペレーターの農業従事と報酬

各事例において基幹作業を担当するオペレーターの数や属性についてみたのが第 14 表である。事例により、オペレーターの数には 26 人から 7 人まで開きがあるが、設立間もない S 法人では全戸がオペレーターとして出役しているのに対し、従来から集落単位で活動が続けてきた T 法人と I 組合ではオペレーターの数全構成農家の 3 割に、Y 法人では 2 割に減少している。また、畦畔の草刈りや水稻の水管理などの肥培管理については、協業型の集落営農で一般的に見られるように、いずれの組織も構成農家に委託しているが、高齢化や後継者の他出によって、そうした作業を自ら行えなくなり、近隣農家などに再委託するケースが、Y 法人で 2 割、T 法人で 1 割みられ、I 組合では 4 割にも達している。さらにオペレーターの年齢構成を見ると、全戸出役を行っている S 法人では 60~70 代が半分を占め、T 法人や I 組合でも 50 代に集中しており、将来を考えると若手の確保が必要とされる状況にある（なお T 法人では 70 歳以上の高齢者は危険なので大型機械には乗

らない取り決めにしている)。これらの指標は、高齢化や後継者の他出により、構成農家がオペレーター農家と委託農家へと分化し、オール兼業の下での全戸による義務的平等出役という従来の集落営農の運営方法が見直しを余儀なくされていることを強く示唆している。

次に、オペレーターの従事形態をみると、S 法人では、定年後の専従者がオペレーターの半数を占め、経営管理を担う役員の多くも占めている。また、I 組合では、オペレーターの数が限られるため、オペレーター全員が役員も兼ねているが、兼業農家が多いため、実際には定年後専従者である組合長が基幹作業や経営管理の中心になっている⁽¹⁾。一方、Y 法人と T 法人では、常勤役職員と兼業オペレーターが基幹作業を担っているが、T 法人では常勤職員を確保したばかりであるため、経営管理は 60 歳になる組合長が掌握しているのに対し⁽²⁾、Y 法人では 30 代の常勤職員 1 名のほか、元営農指導員などの 40～50 代のベテラン 2 名を生産管理や労務管理を掌握する常勤役員として置き（常勤役職員は 60 歳定年）、オペレーターを引退した 60 代の組合長や各集落の代表役員が、経営方針の決定や地域の合意形成などの面でバックアップ体制を敷いている。

第 14 表 オペレーターの確保状況と農業従事形態

		Y法人	T法人	I組合	S法人
構成農家		144戸	51戸	23戸	21戸
機械作業オペレーター人数		26人 ^{注1)}	15人 ^{注1)}	7人	21人
構成農家に対する割合		18%	29%	30%	100%
水管理・草刈りを再委託した戸数		30戸	5戸	9戸	なし
構成農家に対する割合		21%	10%	39%	0%
オペレーターの 年齢構成	70代	0	0	0	4
	60代	6	2	1	7
	50代	6	7	4	6
	40代	8	3	2	4
	20～30代	6	3	0	0
オペレーターの 農業従事形態 ^{注2)}	常勤役職員	3人(2人)	2人(0人)	0人	0人
	定年後専従者	3人(1人)	0人	1人(1人)	10人(3人)
	兼業オペレーター	20人	13人(8人)	6人(6人)	11人(1人)
	オペレーター以外の役員	5人	1人	0人	1人

注1) このほか女性事務職員1名雇用。

2) カッコ内は役員兼務。

一方、以上のようなオペレーター層の受け取る報酬についてみたのが第 15 表である。Y 法人と T 法人では、オペレーターに対し、一般作業賃金よりも 40～45%割高な賃金を支払っており、代表役員に対しても年間 60～70 万の報酬を支払っている。また常勤役職員に関しては、Y 法人の 40 代理事で 462 万円、T 法人の 30 代職員で 380 万円が支払われ、社会保険にも加入するなど、他産業並みの処遇が整っているのが特徴である。これに対し、I 組合と S 法人ではオペレーターに対し一般作業と同額の賃金しか支払っていない。また、S 法人は代表役員に対して年間 70 万の報酬を支払っているものの、任意組織である I 組合

では、組合長としての報酬も支払われていない。このため最も多く出役しているオペレーターでも受け取り賃金は16～70万円にすぎないのである^③。

このように、オール兼業といわれてきた北陸地域の集落営農でも、自らの圃場管理ができないメンバーが増える一方、オペレーターとしての出役や役員の仕事特定のメンバーに集中するケースが増えており、それが多くの集落営農で「主たる従事者」が認識される背景となっているように思われる。しかし、そうした「主たる従事者」の従事形態や報酬水準については、定年退職者が中心となって、持ち回りでボランティア的に基幹作業や経営管理を担っているケースから、他産業並みの報酬を用意して30～50代の常勤役職員を確保し、彼らを中心に経営再編を目指すケースまで、大きな違いがあることが明らかになった。

第15表 オペレーターの受け取り報酬

	Y法人	T法人	I組合	S法人
オペレーター時給	1,400円/時	1,750円/時	1,000円/時	875円/時
県内実勢賃金 ^{注1)}	1,382円/時	1,382円/時	1,382円/時	1,302円/時
一般作業時給	1,038円/時	1,200円/時	1,000円/時	875円/時
県内実勢賃金 ^{注2)}	1,189円/時	1,189円/時	1,189円/時	924円/時
役員報酬(代表)	5万円/月	66万円/年	0円	5.4万/月+6万
最も多く農業従事した者 年間従事日数	40代常勤理事 約250日 周年(週休2日)	30代常勤職員 約250日 周年(週休2日)	64歳組合長 機械作業20日	65歳理事 100日 管理作業も含む
農業従事に対する報酬	462万円/年^{注3)}	380万円/年	16万円/年	70万円/年
その他・備考	労災, 社会保険等 法人負担38万円	労災, 社会保険等 加入	水管理・草刈受託 1.5ha分, 30万円	機械持込料 45万円/年

注1) 3作業平均, 全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査」2007年

2) 稲作, 臨時雇用賃金(機械作業補助, 男性), 資料は注1と同じ。

3) 30代常勤職員の場合は, 月給28万円+残業代, 賞与で336万円/年+αである。

(3) 収益配分の特徴

以上のようなオペレーターに対する報酬に対し、一般の構成農家に対する10a当たり配分額をみたのが第16表である。北陸地域においても標準小作料は下がっており、中山間地等では1万円を切る状況にあるが、4事例とも支払小作料は標準小作料と同額に抑えられている。一方、水管理や畦畔草刈りへの報酬には大きな差があり、S法人では7,175円しか支払われないのに対し、T法人では13,700円、I組合では20,000円、Y法人についても標準小作料分9,800円を差し引くと20,200円が支払われている。これに関しては、第14表に示したようにS法人では全農家が肥培管理を実施しているのに対し、I組合やY法人では肥培管理を近隣農家に再委託する農家の割合が高いことやY法人における「肥培管理や草刈りの負担が大きいことへの配慮として、2007年から面積当たりの支払いを増額した」との指摘からみて、構成農家に委託管理を継続してもらうために配当額を多めに

したと考えられる。なお、T法人は10a当たり9,800円の利益配当を行っているため、支払小作料と管理料を合わせた10aあたり配分額は24,775～31,800円と4事例がほぼ横並びになっている。

第16表 構成農家に対する10a当たり配分額

	Y法人	T法人	I組合	S法人
	一部中山間地	一部中山間地	平地水田地帯	平地水田地帯
支払小作料	30,000円 ^{注1)}	5～7千円	11,800円	17,600円
水管理料	(管理料込み)	6,000円	20,000円	7,175円
畦畔管理料		7,700円		
利益配当(面積割)	なし	9,800円	なし	なし
合計支払額	30,000円	28,500～30,500円	31,800円	24,775円
参考:標準小作料	9,800円	500kg超 10,000円 480kg超 6,000円	上田 11,800円 中田 9,200円	17,600円 (10a区画圃場)

注) 2006年までは小作料9,800円、水管理料8,000円、畦畔管理料140円/㎡の合計26,000～28,000円であった。

最後に、これらの支払額を含めた各組織の収益配分についてみると(第17表)、まず、収益配分の元となる10a当たり粗収益に大きな違いがあることが注目される。I組合やS法人では、水田の一部を通年施行や砂利取りに供していることもあり、10aあたり粗収益が8.0～7.9万円にとどまっている。これに対し、表13でみたように、稲麦大豆の2年3作を行ったり、園芸部門や加工部門を導入したりして、収益向上に努めているY法人では9.8万円、T法人では12.5万円もの粗収益を得ている。さらにオペレーター1人当たりの経営面積をみると、S法人の1.4haに対し、T法人では2.7ha、I組合では3.6ha、Y法人では5.6haにも達する。また、常勤役職員と専従者に限ると、1人当たり経営面積はS法人を除き、いずれの事例でも20～25haとなる。このため、常勤役職員を抱えるY法人や

第17表 収益力と収益配分の特徴

(単位:万円, %)

	Y法人	T法人	I組合	S法人
水田経営面積	146ha	40ha	25.1ha	30ha
オペレーター(うち常勤+専従)	26人(6人)	15人(2人)	7人(1人)	21人(10人)
オペレーター1人当たり経営面積	5.6ha(24.3ha)	2.7ha(20.0ha)	3.6ha(25.1ha)	1.4ha(3.0ha)
2007年の10a当たり粗収益 ^{注1)}	9.8	12.5	8.0	7.9
オペレーター1人当たり粗収益	553	333	287	114
従事者配分割合 ^{注2)}	40	55	21	40
面積配分割合 ^{注3)}	60	45	79	60

注1) 2007年度末決算のため、産地づくり交付金と緑ゲタを含み、黄ゲタとナラシは含まない。S法人については、産地づくり交付金のみ。また、富山県では、2007年の作況が水稻97、大豆83、大麦97と低迷した。

2) 支払賃金、役員報酬、福利厚生費。S法人は、機械持込料を含めた配分となっている。

3) 支払地代、水管理料、畦畔管理料、面積配当。

T 法人では、従事者配分の割合が 40～55%と大きく⁽⁴⁾、一見すると構成農家が自らの取り分を犠牲にして、主たる従事者への配分額を確保しているように思われるが、第 16 表で示したように構成農家に対する 10a 当たり配分額は 3 万円程度で大差はない。むしろ、10a 当たりの収益力向上とオペレーター 1 人当たりの経営面積拡大によって、報酬アップを進めているといえる。

4. おわりに

従来、オール兼業の下で全てのメンバーが義務的平等出役により運営することの多かった北陸地域の集落営農においても、後継者の他出や高齢化の深化により、自作地の水管理や畦畔草刈りすらできないメンバーが増える一方、機械作業のオペレーターや役員として活動できるメンバーは減少し、固定化しつつある。こうした中で、彼らを「主たる従事者」として認識し、その活動を支えていこうとする動きが広まっているように思われる。しかし、「主たる従事者」に対する報酬には大きな格差がある。集落営農を円滑に運営するには、構成農家に一定額の配当を行い、組織活動への理解を得て、水管理や畦畔管理を続けてもらう必要があり、担い手に偏重した収益配分は難しいからである。このため常勤役職員を確保している組織は、収益力向上のための一層の生産性向上や複合化を進めるとともに、専従者 1 人あたり 20～25ha といった一定の規模を確保するために集落営農の合併を行うといった経営改善に取り組んでいるのである。

こうした分析結果から、集落営農が専従者を確保していくには、構成農家の高齢化などを背景として、主たる従事者の重要性が広く認識されることと、彼らに十分な報酬を支払うだけの収益力が確保されることという 2 つの条件が必要であることが明らかになった。このため北陸地域においては、多くの集落営農が設立から 10 年以上経過し、高齢化や後継者の他出により、集落営農の構成員の分化が進むにつれ、専従者確保の動きが加速していく可能性がある。ただし、米価下落が続く中で収益力向上の余地は狭まりつつあると考えられるため⁽⁵⁾、調査事例を増して、必要とされる経営規模や経営部門構成などの条件をより厳密に検討することや、関係機関による支援のあり方について検討することが今後の課題と思われる。

また、組合員全員が「平等、順番に作業や経営を担う」という運営方法から、専従者確保にむけて集落営農の再編を進めることは、従来、指摘されてきたような、集落外への展開や複合化などの攻めの姿勢に乏しく、担い手抑制的であるといった集落営農の限界を乗り越える面で大きな可能性を持つが、その一方、平等、順番に地域農業を担うことで育まれてきた集落としてのまとまりや連帯感が失われるのではないかと懸念もある。いくつかの集落営農で取り組まれている農地・水・環境対策を活かした美化運動、女性や高齢者を巻き込んだ野菜直売、総合学習への協力などの地域ぐるみの活動は、そうした懸念への対応という意味からも評価される必要があるのではなかろうか。

- 注（１）「平成 21 年集落営農実態調査」によると、富山県の集落営農では、主たる従事者を 1 人のみ確保しているのが 57.2%であり、この事例のように組合長が経営全般を担うケースが多いと思われる。
- （２）常勤になったことでオペレーターとしての技術は向上したが、さらに経営管理にも参加してもらうために「会計資料を読みこなせるようになって欲しい」と期待されている。
- （３）ただし、I 組合の場合、作業の中心となっている組合長は、自作地地代・管理料（31.8 万円／ha）のほか、近隣農家の 1.5ha 分の水管理・草刈りを再受託した管理料 30 万円などを合わせると年間 78 万円程度の農業収入を得ている。また、S 法人の場合、機械の借り上げ料も加わるため、最も出役の多い理事では自作地地代・管理料 34 万円を合わせて 148 万円の農業収入となっている。
- （４）金子（2008）の富山の調査事例では出役作業賃金が 35～36%，地代と委託作業料金が 65%であった。
- （５）専従者 3 名を確保し、福利厚生費と合わせて 500 万円の専従者報酬を支払っている Y 法人の場合も、合併構想が生まれた 2001 年当初は、専従者給与 600 万円（福利厚生費込み）を予定していたが、その後の米価下落により報酬額を引き下げたという経緯がある。

〔引用文献〕

- [1] 池田太・中沖昌伸・佐々木毅・石黒宏治（2009）「水田経営所得安定対策下での集落営農組織の収益性と展開のあり方」，農業問題研究会『2009 年度春季大会報告予稿集』，pp.25-38.
- [2] 金子いづみ（2008）「労働力構成の視点からみた集落営農と農業集落の構造的連関」『農業経済研究』，79（4），pp.217-232.
- [3] 中央農業総合研究センター（2002）『経営体としての集落営農組織等組織的営農形態の実態分析調査委託事業報告書』，農業技術研究機構
- [4] 宮武恭一（2009）「北陸地域の集落営農における専従者確保の条件」，平成 21 年度日本農業経営学会，個別報告.
- [5] 宮武恭一・齋藤仁蔵・土田志郎「富山県城端町 野口営農組合」中央農業総合研究センター『経営体としての集落営農組織等組織的営農形態の実態分析調査委託事業報告書』農業技術研究機構，2002年，43-57.

第8章 水田農業の構造変化と農地問題

－北海道南空知を事例に－

北海道大学大学院農学研究院 東山 寛

1. はじめに

2010年から「米戸別所得補償モデル事業」がスタートするが、これを契機に北海道の水田農業は多かれ少なかれ稲作復帰に向かうものと考えられる。過去には「水田農業確立対策（後期対策）」の最終年に当たる92年から減反緩和が行われたことがあり（94年まで）、それから数えてもおおよそ10数年振りに訪れた稲作復帰ブームとなる。

また、これまで転作部門の収益を支えていた産地確立交付金は廃止され、「水田利活用自給力向上事業」に移行する。そこでは過去に行われていたように、全国一律の転作助成単価が設定されている。ただし、2010年は現行の交付水準とのギャップを補うために、別枠で「激変緩和措置」が導入された。北海道への配分額は全体（260億円）の51%に当たる133億5千万円である。全道段階の協議会で単価調整と各地域への配分が行われるが、本稿執筆時点ではその詳細は明らかではない（ただし、前者の全道段階の単価調整は麦・大豆が10a当たり38千円、飼料作物が30千円、ビートが15千円等の増減が決定された）。

新聞報道等によれば、今回の政策変更により転作助成は130億円減となるが、「モデル事業」の補償額は170億円と見込まれている。額面通りに配分されれば、交付金が差し引き増収になる地域が多いとみられる。また、経営所得安定対策も2010年は現行通りに実施される。見直しが予定されていた黄ゲタ（成績払い）の単価もすでに据置が決定している。水田転作も含めて、畑作物生産の基礎的なサポートであるこの制度も、2011年からの戸別所得補償の本格実施に伴い、抜本的な法改正も含めて見直しが行われることになる。

本稿で分析するのは、2010年初頭までの状況である。事例地域として南空知・岩見沢市北村地区を取り上げたい。2010年に向けた対応も含めた現状分析は3節で行うが、その前の2節では事例地域に即してこれまでの構造変化を概観し、今後の対応を準備した諸条件の整理を行っておきたい。

2. 事例地域における構造変化の概観とその特徴

以下では事例地域における構造変化の特徴を、2つの面から押さえておくこととしたい。ひとつは作付構成の変化であり、それを進めた産地づくり交付金設計の特徴についても触れておきたい。もうひとつは農業構造の変化であり、現局面における農家減少と規模拡大・農地流動化の特徴を把握しておきたい。

（1） 作付構成の変化

まず、第1表は農林統計を用いて、北村地区における94年以降の作付構成の変化を見た

ものである。

94年までは上述した減反緩和により稲作が拡大しており、水田本地面積 5,990ha に対して水稲作付は 5,280ha であり、転作率は 12%に過ぎない。93～95 年は「水田営農活性化対策」、96～97 年は「新生産調整推進対策」であるが、その下で転作率は 20%台となる。

続く 98～99 年の「緊急生産調整推進対策」になると転作率は 30%台に引き上がり、小麦作付も 1,000ha を超えるようになる。2000 年からは「水田農業経営確立対策」が始まるが、01 年以降の転作率は 40%台となり、この水準が 04 年からの「産地づくり対策」に引き継がれる。ここで表示した 05 年時点を見ると、転作率は 45%にまで高まっており、稲作は 94 年対比で約 2,000ha 縮小している。小麦作付は 1,870ha であり、転作の拡大が始まった 98 年と比べても 2.1 倍に拡大している。大豆は 338ha であり、98 年対比で 3.6 倍の拡大である。大豆の方の伸びが大きく、2000 年以降の拡大で小豆を上回るかたちで推移してきた。

また、表では小麦・大豆の単収水準を併記しているが、特筆すべきは作付拡大と併行して小麦の単収水準が伸びていることである。特に 02 年からの伸びが顕著であり、それまでの 10a 当たり 200～300kg 水準が 400～500kg 水準に引き上げられている。

第 1 表 北村地区における作付構成の変化

	水 稲	転作率	小 麦	大 豆	小 豆	単収 (kg/10a)	
	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)	小 麦	大 豆
1994	5,280	11.9	339	9	152	283	284
1995	4,970	17.0	427	13	206	177	278
1996	4,680	21.5	505	11	196	188	164
1997	4,620	22.5	652	13	171	209	255
1998	4,180	29.9	896	95	181	302	276
1999	4,140	30.5	1,020	84	224	265	289
2000	3,960	33.6	1,280	156	142	238	256
2001	3,440	42.3	1,720	292	133	181	264
2002	3,390	43.0	1,870	319	91	362	225
2003	3,320	44.2	1,790	405	115	516	225
2004	3,320	44.1	1,830	345	172	410	235
2005	3,260	45.0	1,870	338	173	444	250

資料：北海道農林水産統計年報

注 1) 転作率＝(田本地－水稲作付)／田本地 (%) として算出。

2) 2006 年以降は市町村合併のため表示なし。

関連して、農協資料から北村支所管内の数値を抜き出して、転作の内訳を整理すると第 2 表のようになる。

転作率は 04 年の 46%から 08 年の 48%へとやや上昇しており、直近の平均像は稲作と転作がほぼ半々である。08 年で見れば、転作物の構成は麦類 65% (秋小麦 60%)，豆類 21% (大豆 18%)，飼料作物 7%，園芸作物 5%，緑肥 3%などとなっている。秋小麦と大豆

の 2 作物で転作の 77%を占めている。大豆は経営所得安定対策前年の 06 年から一段と作付が拡大し、稲作の縮小をカバーするかたちで推移してきた。

第 2 表 北村支所管内における転作の内訳

(単位：断らない限り ha)					
	2004	2005	2006	2007	2008
合 計	3,517	3,483	3,447	3,452	3,422
水 稲	1,911	1,857	1,772	1,769	1,771
転作計	1,606	1,626	1,675	1,683	1,651
転作率 (%)	45.7	46.7	48.6	48.8	48.2
麦 類	1,034	1,077	974	1,066	1,066
うち秋小麦	999	1,002	819	984	984
豆 類	280	289	410	368	344
うち大豆	170	163	331	305	292
飼料作物	121	129	110	111	114
園芸作物	105	79	108	90	76
緑肥・地力作物	61	42	71	45	42
その他	5	10	3	3	8

資料：JAいわみざわ資料

注 1) 北村支所管内の実績を抜粋したものである。

2) 後作(麦後ハクサイ、タマネギ後緑肥)を除いて集計した。

次に、以上のような転作拡大を誘導した産地づくり交付金の水準について確認しておきたい。08 年の小麦(秋小麦)と大豆を対象にした交付実績を示すと第 3 表のようになる。

産地づくり交付金の組み立ては説明を要するが、①生産調整推進助成は転作に対する基本助成であり、10a 当たり 16,500 円の単価が設定されている。②担い手加算は水田農業ビジョンが明記している担い手に対する上乗せ措置であり、10a 当たり 7,000 円の単価が設定されている。担い手加算は転作全体の 96%をカバーしていることになる。③基幹的担い手加算は 20ha 以上の担い手(施設園芸は販売額 600 万円以上)に対する上乗せ措置であり、10a 当たり 5,000 円の単価が設定されている。基幹的担い手加算は転作全体の 57%をカバーしているが、先の担い手加算に比べるとその間口は狭い。大規模農家に対する優遇措置という色彩が濃厚である。

さらに、④重点作物作付推進加算は小麦と大豆を対象としており、出荷加算は出荷量(網上重量)に対して、品質加算は小麦が 1・2 等、大豆が 1～3 等及び合格品に対して交付される。実際の交付総額は秋小麦が 7.2 億円(10a 当たり換算 20,343 円)、大豆が 2.4 億円(同 21,529 円)となる。なお、単収水準を割り返して求めておけば、秋小麦が 541kg(製品 512kg)、大豆が 274kg(製品も同じ)である。最後に、⑤地域振興作物は、産地づくり 2 期対策から措置された新需給システム定着交付金のメニューであり、一定の要件はあるものの、基本的には小麦・大豆に対する 10a 当たり 2,500 円の定額助成である。

以上のように、JA いわみざわにおける産地づくり交付金は、5 段階のユニークな設計になっている。実際の交付単価から秋小麦・大豆の助成水準を足し合わせてみると、秋小麦が 10a 当たり 50,547 円、大豆が 51,733 円となり、単年度の数値ではあるが 5 万円を上回る水準である。

第 3 表 JA いわみざわ管内における産地づくり交付金の交付実績（2008 年）

助成金の種類		交付対象		助成単価	
		面積 (ha)	数量 (t)	計画 (円/10aまたはkg)	決定
生産調整推進助成		7,310	—	16,500	16,054
担い手加算		7,015	—	7,000	6,810
基幹的担い手加算		4,135	—	5,000	4,864
重点作物 作付推進 加算	秋小麦	出荷加算	19,257	32	31
		品質加算	18,229	8	7
	大豆	出荷加算	3,053	64	62
		品質加算	3,051	16	15
地域振興作物	小麦	3,761	—	2,500	2,476
	大豆	1,099	—	2,500	2,476

資料：JAいわみざわ資料

注 1) 「重点作物作付推進加算」のうち春小麦は表示を省略した。

2) 「地域振興作物」は新需給システム定着交付金によるもの。

(2) 農業構造の変化

05 年センサスによる北村地区の農家戸数（販売農家）は 441 戸、総耕地面積は 6,273ha、戸当たり平均規模は 14.2ha である。このうち水田を保有している農家戸数は 434 戸、水田面積は 5,939ha であり（水田率 95%）、戸当たり平均水田規模は 13.7ha である。

2010 年センサスは利用可能な状況にないため、関係機関が保有している直近（09 年）の営農関連のデータとつなげて、農家戸数の動向を見たのが第 4 表である。

09 年の営農戸数（法人組織を含む）は 353 戸であり、戸当たり平均水田規模は 16.9ha である。農家減少は 2000 年代を通じて高い水準で推移しており、2000/05 年が年率 4.4%、2005/09 年も同 4.3%である。階層別の動向を見ると、2000 年以降は 10～20ha 層も減少に転じ、20ha 以上層の割合は 2000 年の 43 戸・8%から、09 年は 105 戸・30%に高まっている。09 年の数値で農地（水田）保有状況を見ると、20ha 以上層が保有する農地（水田）面積は 3,004ha であり、全体の 50%に達している。

20ha 以上層は先の産地づくり交付金が規定する「基幹的担い手」に相当するが、20ha 以上をひとつの到達点とした規模拡大の動きが、事例地域における農地流動化を牽引してきたと言えよう。

第4表 北村地区における農家戸数の動向

(単位：戸または経営体数、%、ha)

	合 計	農 家 減少率 (年率)	平 均 水 田 面 積	経営耕地面積規模別戸数					
				5ha 未満	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50ha 以上
1990年(販売農家)	751	1.9	8.4	90	437	214	4	6	—
1995年(販売農家)	649	2.7	9.6	63	304	257	15	8	2
2000年(販売農家)	567	2.5	10.9	48	210	266	31	10	2
2005年(販売農家)	441	4.4	13.7	29	110	218	64	18	2
2005年(経営体)	451	—	13.8	33	111	220	65	19	3
2009年(営農戸数)	353	4.3	16.9	21	58	169	77	23	5
2009年(水田面積)	5,977	—	—	33	479	2,460	1,804	828	372

資料：①農業センサス（1990～2005年）

②JAいわみざわ及びJAみねのぶ資料（2009年）

注1）農家減少率は期間減少率を年率換算で表記した。2005／2009年は経営体数／営農戸数により算出。

なお、1985年の販売農家数は832戸である（1990年センサス掲載値）。

2）資料の制約により、2009年は水田のみの集計値である。

次に、北村地区における農地流動化の状況について、農地保有合理化事業の動向を中心に確認することとしたい。農業委員会資料に基づいて、93年以降の買入実績について示すと第5表のようになる。売買全体の数値は農業委員会が年度単位で集計しているのが07年以降になるので併載することができないが、07年は288.9ha、08年は219.4haである（農地法3条、公社売渡、交換、買収を除く）。この限りで、合理化事業の介入率は07年が91%、08年が75%となる。08年はやや低い、無利子資金（L資金）を利用した「即買い」のウェイトがやや高まっているとみられる。

北村地区における合理化事業の利用は88年から開始され、90年代前半までは利用権設定事業と担い手タイプ（5年保有）の併用であったが、UR対策期になると経転タイプが主流となり、97年には186ha（8.4億円）という鋭いピークも形成された。しかし、それを上回るピークが2000年代以降に形成されている。03年以降は年間200haを超える実績で推移し（直近の08年を除く）、その主流は長期タイプ（10年保有）である。表示した期間のピークは06年の281ha（8.9億円）である。

直近の保有量はおよそ1,500ha（50億円）であり、北村全体の農地面積の実に23%を占めている。また、保有量の83%が長期タイプである。表示はしていないが、事業1件当たりの買入面積は担い手タイプが2.9ha、長期タイプが5.9haであり、長期タイプの方がほぼ2倍大きい。

地価水準は米価が急落した90年代後半期に大幅な下落を示し、2000年代に入ってから緩やかな下落傾向が続いたが、直近の3年間は10a当たり32万円前後となっている。農業委員会ではこの辺りを「下げ止まり」と見ている。

第5表 北村における農地保有合理化事業の実績

年 度	買 入 面 積 (ha)	事業タイプ別内訳 (ha)				買 入 金 額 (百万円)	反 当 地 価 (千円)	対前年 騰落率 (%)
		利用権 設 定	担い手 タイプ	経 転 タイプ	長 期 タイプ			
1993	99.5	39.5	60.0	—	—	480.8	483	—
1994	83.6	22.3	61.3	—	—	399.3	478	△ 1.0
1995	56.8	7.1	10.2	39.5	—	270.3	476	△ 0.4
1996	104.1	2.4	20.0	81.7	—	494.9	475	△ 0.2
1997	185.9	9.7	4.0	159.7	12.5	840.3	452	△ 4.8
1998	94.2	10.1	6.0	40.9	37.2	381.2	405	△ 10.4
1999	64.0	1.4	—	8.5	54.1	255.0	398	△ 1.7
2000	106.5	8.4	6.0	5.0	87.2	379.3	356	△ 10.6
2001	124.7	15.0	25.3	—	84.4	444.7	357	0.3
2002	174.6	—	87.8	—	86.8	617.0	353	△ 1.1
2003	216.7	—	53.2	—	163.5	750.5	346	△ 2.0
2004	221.8	—	54.8	—	167.0	762.5	344	△ 0.6
2005	229.1	—	47.0	—	182.1	760.7	332	△ 3.5
2006	281.4	—	53.7	—	227.7	893.3	317	△ 4.5
2007	261.9	—	81.7	—	180.1	835.9	319	0.6
2008	164.6	—	87.3	—	77.3	530.4	322	0.9
保有量	1,504.8	—	263.1	—	1,241.7	5,048.9	—	—

資料) 岩見沢市農業委員会(北村分室)及び北海道農業開発公社資料

注1) 保有量は2009年6月1日現在の数値である。表示していないが、総件数は301件であり、

内訳は担い手タイプ90件、長期タイプ201件である。

2) 反当地価は買入金額を買入面積で割り返して求めた。

3) 北村全体の農地面積は6,656.2ha(田6,351.8ha, 畑304.4ha)である(農委調べ)。

関連して賃貸借について見ておくと、第6表のように整理される。ここでは 03 年から 09 年までのストック値を示している。

第6表 北村地区における賃貸借(ストック値)の動向

調査年月	件 数 (件)	面 積 (ha)	契約期間別の件数(件)					
			1年	2年	3年	5年	8年	10年
2003年8月	75	155.0	4	—	31	7	1	32
2005年8月	94	317.6	2	3	18	42	—	29
2007年1月	89	321.2	2	1	14	35	—	37
2008年1月	62	233.2	—	1	3	33	—	25
2009年1月	50	187.3	—	—	—	22	—	28

資料: 岩見沢市農業委員会(北村分室)調べ

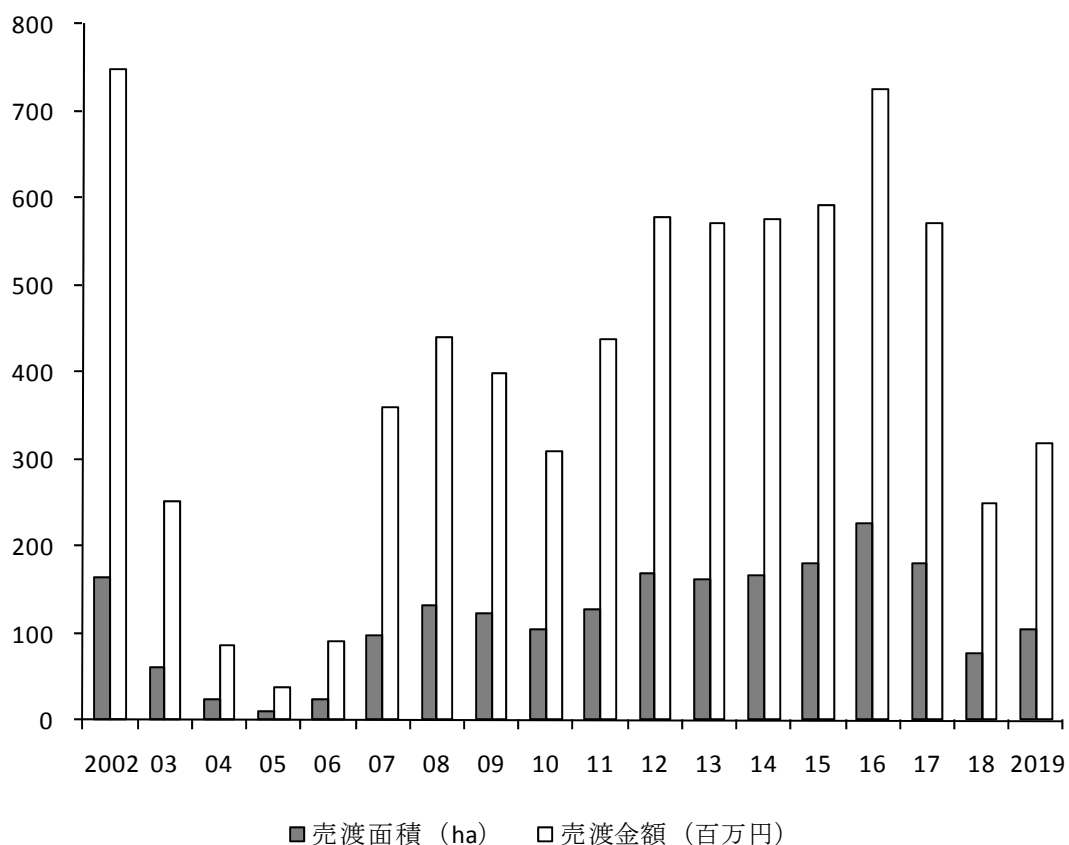
注. 合理化事業による一時貸付は含んでいない。

賃貸借は 04 年からの米政策改革期に入ると急増し、07 年(1 月)時点で 321ha にまで拡大するが、以降は減少に転じている。09 年(1 月)時点では 187ha であるが、北村全体の農地面積からすれば借地率は 3%に過ぎない。契約期間別に見ると、賃貸借が急増した時

期は5年以下の短期契約が主流であったが、その件数はピーク時の65件（05年）から直近は22件とほぼ3分の1になっている。賃貸借から売買に移行したケースも少なくないと思われる。

農地流動化をめぐる今後の課題とも関連して、合理化事業の売渡の動向を見ておくこととしたい。第1図は、02年の売渡実績から2019年までの計画値（売渡予定）を示したものである。

ここでの計画値は09年の保有実績に基づいている。02年の売渡はUR対策期のピークに対応しており（主に経転タイプ）、165ha・7.5億円の実績がある。長期タイプの利用は97年から始まっており、07年からの売渡を急増させている。2011年までは金額にして3～4億円台で推移するが、2012年以降は一段と引き上がり、5～6億円台となる。予定されているピークは2016年の7.2億円である。少なくとも今後数年間は、毎年これだけの資金需要に応えなければならない。現在の主流はL資金を利用して、据置なし・20年償還が一般的である。買取後は即時に償還が始まるため、合理化事業を利用して規模拡大を行ってきた受け手農家も相応の地代負担力を備え、償還圧に耐え得る経営展開を図る必要がある。次節では典型農家の事例分析を通して、その内実を探ることとしたい。



第1図 北村地区における公社売渡の実績と計画

資料：岩見沢市農業委員会（北村分室）調べ（2009年度ベース）

3. 拡大農家の実態分析

これまで述べてきたように、2000 年以降の事例地域における構造変化は誠に大きいものがあり、まとめておけば、①農家戸数の大幅減少、②20ha 以上をひとつの到達点とした規模拡大、③UR 対策期のピークを上回る合理化事業の利用、④麦・大豆転作への傾斜、⑤転作利用の高度化と構造対策をリンクさせた産地づくり交付金の設計、といった諸点に要約することができよう。

このことを農家レベルで見ると、転作部門から最大限の収益を確保することが決定的に重要なものとなっている。以下では典型的な拡大農家の実態分析を行うが、それに先立って事例分析の前提となる転作対応の組織化と、新たな土地利用面の取り組み（乾田直播）を紹介しておくこととしたい。

（１） 転作をめぐる諸対応

この面での優れた先行研究として仁平[2]を挙げておきたい。仁平は、北村のある地区を事例に、地区（自治会）を単位とした転作の組織的対応の実態分析を行っている。事例地区では 98 年以降に麦・大豆転作が拡大したことに伴い、全戸参加の協議会組織（地区活性化協議会）が設立された。そこでの組織的活動は大きくふたつに分かれており、ひとつは地区単位の作物別部会組織による品質改善と栽培技術の向上、もうひとつは転作を中心として組織的な作業受託を行い、効率化・低コスト化を追求する活動である。前者では麦・大豆に関する技術講習を精力的に開催すると同時に、農家間の切磋琢磨を促す仕組みも導入され（農家ごとの単収水準を掲載したランキング表の作成と全戸配布）、地域全体として単収水準・上位等級比率の向上をもたらした。他方、地区内には米麦の秋作業共同を行うミニ・センター（共乾施設）が複数組織化されていたが（4 組織）、98 年には大豆作の拡大にいち早く対応するかたちで、麦・大豆兼用の乾燥施設を保有する受託組織（W 社、2000 年に法人化）が設立された。この組織を核として、既存のミニ・センターとも連携を図りながら、地区全体として麦・大豆転作を組織的な受託でカバーする体制を整えていったのである。

もうひとつは、転作を軸とした土地利用面の対応であり、現在は乾田直播を組み込んだ田畑輪換方式として実を結びつつある。岩見沢市における水稻直播の実績を示したのが第 7 表である。09 年における全道の直播面積は湛水・乾田を合わせて 614ha であり、空知地域は 391ha・64%を占めている。空知地域のなかでも妹背牛（北空知）、美唄（南空知）、岩見沢が「御三家」であり、この 3 市町で空知全体の 70%を占めている。湛水・乾田の方式別に見ると、全道では湛水直播の方が多く、直播合計の 68%を占めているのに対し、空知は 55%とやや上回る程度である。先の 3 市町の中でも妹背牛は湛水直播に特化しており、美唄は乾田直播が 81%を占めている。岩見沢は湛水直播が 36%、乾田直播が 64%であり（09 年）、3 市町の中では両方式が併存している点に特徴がある。また、従来の方式と比べても、岩見沢地域で実施されている乾田直播はカルパー粉衣を行わず催芽種子を用いる点、品種も通常の「ゆきまる」ではなく加工用途に限定した「大地の星」を用いている点

は大きく異なる。

転作利用を軸として直播栽培を組み込む場合は、代かきを行わない乾田直播にこそ利点がある。岩見沢地域では直播面積が急速に拡大してきたが、それをリードしているのは乾田直播である。09年には60名の生産者による研究会組織も立ち上げられ（JA いわみざわ 水稲直まき研究会）、栽培マニュアルも作成されている。取り組みの拡大を支えた条件はいくつかあるが、①地元普及センターによる徹底巡回などの指導体制、②乾田直播の専用品種としての「大地の星」の定着、③レーザーレベラーなどの技術的条件の整備、④土地基盤の整備である。

第7表 岩見沢地域における水稲直播面積の推移

		(単位：ha)		
		湛水直播	乾田直播	合 計
全 道	(2009年)	420	194	614
空 知	(2009年)	214	177	391
妹背牛	(2009年)	59	0	59
美 唄	(2009年)	22	87	108
	(2005年)	11	3	14
	(2006年)	8	3	11
岩見沢	(2007年)	11	11	22
	(2008年)	28	26	54
	(2009年)	39	69	108

資料：空知農業改良普及センター資料

特に最後の点について、近年ひろがりを見せている地下灌漑方式の与る力が大きい。国営事業では「コップス」「フォアス」、道営事業では「集中管理孔」と称される方式である。元々は暗渠管の通水清掃を行うことで耐用年数を延長させることが目的であったが（特に埋設暗渠の劣化が激しい事例地域のような泥炭水田地帯）、転じて乾田直播の成果を左右するデリケートな水管理（苗立確保）に応用されるようになった。

岩見沢地域で良く知られているのは北村豊里地区の取り組みである（農業農村工学会北海道支部[3]）。03年に5戸・196aから取り組みが開始され、09年は9戸・1,827aに拡大している。04年～10年にかけて経営体育成基盤整備事業（豊里北・南地区、698ha）が実施され、集中管理孔方式の整備が行われた。これにより06年から発芽成績が著しく改善し、安定した収量が得られるようになったという（JA いわみざわ[1]）。地元普及センターは、大豆（2年）－小麦（2年）－稲（2年）の6年6作を行う「空知型輪作」を提唱しており、そのキーテクノロジーとして乾田直播を位置づけている。

（2） 典型農家の事例分析

事例として取り上げるのは、46haの大規模水田農家である。有限会社形態の1戸1法人（95年設立）であるが、家族構成は4世代・9名であり、農業従事は経営主夫婦（40代）、

後継者夫婦（20代）の2世代に加えて、次女（20代）の5名である。家族労働力に恵まれており、雇用労働力の利用はほとんど無い。

09年の作付は第8表に示す通りとなっている。転作率が79%と高く、麦・大豆に加えてハクサイを栽培している。転作の60%が麦であり、大豆が36%である。稲作は移植（ななつぼし、おぼろづき）に加えて乾田直播を導入しており、品種は前述の「大地の星」である。稲作に占める乾田直播の割合は30%である。

直播は03年頃から取り組んでいるが、栽培している大豆（小粒種のスズマル）が連作とセンチュウ害に弱く、安定生産を行うためには稲作をクリーニング・クロップとして定期的に田畑輪換を実施する必要がある。復元田で代かきを行うのは困難であるため（圃場残渣物＝ゴミが大量に発生する）、無代かきで栽培する乾田直播に取り組んできた。本地分は07年に集中管理孔方式の整備が終了しているが、道のパワーアップ事業により暗渠整備だけであれば10a当たり2万円程度の農家負担で済むという。

第8表 事例農家の作付構成

（単位：a）

	2009年（実績）		2010年（計画）		増 減 （実数）
	実 数	構成比	実 数	構成比	
経営水田面積	4,618	100.0	4,618	100.0	—
水 稲	973	21.1	1,364	29.5	391
うち移植栽培	683	14.8	704	15.2	21
乾田直播	290	6.3	660	14.3	370
転作計	3,645	78.9	3,254	70.5	△ 391
小 麦	2,195	47.5	2,239	48.5	44
大 豆	1,298	28.1	955	20.7	△ 343
白菜（のべ）	205	—	125	—	△ 80
うち夏 白 菜	115	2.5	45	1.0	△ 70
麦跡白菜	90	—	80	—	△ 10
その他	37	0.8	15	0.3	△ 22

資料：実態調査

注1）この他に普通畑40a（水稻育苗ハウス用地）がある。

2）2010年の計画は2010年1月時点のもの。

作物の切り替えは「水稻－大豆－大豆－麦（間作）－<麦（ドリル播き）－麦跡白菜（一部）>－水稻」を基本に考えている。秋小麦の前作も間作技術を用いれば大豆で確保することが可能であり、09年に行った播種（22ha）のうちおよそ半分は間作である（現在の使用機械は09年に2戸共同で導入したブームタブラー付きビークル）。

聴き取りによれば、09年の単収水準は移植稲作が8俵（平年8.5～9俵）、直播が9俵（平年10俵）である。小麦は天候不順で穂発芽が多く364kg（08年産は628kg）、大豆は平年並の3.8俵である（品種が小粒種のスズマルである点に留意）。栽培面の取り組みでは農地・水・環境保全向上対策の2階部分として、米と大豆の全量で減農薬栽培（50%減）

に取り組んでいる。ただし、農地・水対策は地区を限定した取り組みであるため、通作地は2階部分の助成の対象にならないことが不満であるという。

事例農家の圃場は09年現在、本地も含めて4地区にまたがる5団地に分散している。団地ごとの取得経緯を概略的に示すと第9表のようになる。

事例農家はこれまでに3件の購入（取得）と1件の売却を行っている。元々の経営面積は9.4ha（現在の本地6.2ha＋売却した通作地3.2ha）であったが、94年に妻の実家（A地区）から7.9haを購入し、17.3haとなった。その後、02年に隣家から8.0ha（本地隣接2.1ha＋H地区所在の通作地5.9ha）を取得し、それと同時に通作地3.2haを売却することで経営面積は22.1haとなった。この時に初めて合理化事業（長期タイプ）を利用している（事業利用は農業委員の勧めによる）。

現在の規模まで拡大したのは07年である。最初に、A地区に所在する8.6ha（団地⑤）を購入することになったが、位置関係からするとA地区への移動途中にあるS地区の農地15.5ha（団地③）の購入も打診された。いずれも地区内ではあっせんが成立せず、担当の農業委員から持ち込まれたケースであるという。前者（8.6ha）は無利子資金（L資金）で対応し（据置なし・20年償還）、後者（15.5ha）は合理化事業（長期タイプ）を利用している。無利子資金を活用した「即買い」でも良かったが、産地づくり交付金から小作料助成を受けることができるのもメリットであったという（聴き取りによれば10a当たり9,000円×3年間）。このように見てくると、事例農家の農地取得は最初に親戚関係から始まり、次いで隣家、直近は農業委員のあっせんによる広域的な取得へと徐々に移り変わってきた。農地の需給関係の緩和に応じて、取得範囲も拡大してきたと言える。

第9表 事例農家の農地取得の経緯

団地番号	所在地区	面積（a）	取得経緯
①	T（本地）	621	・元々の本地
		213	・2002年購入（隣家、離農） ・反当36万円、合理化（10年） ・同時に、自作地（通い）322aを売却
②	H（通い）	590	
③	S（通い）	1,547	・2007年購入（離農、2軒分） ・反当27.5万円、合理化（10年）
④	A（通い）	787	・1994年購入（妻の実家、離農） ・反当48万円、年金資金
⑤	A（通い）	860	・2007年購入（離農） ・反当25万円、L資金（無利子資金）

資料：実態調査

注1）面積は水張ベース。なお、圃場整備に伴う若干の減歩（1～2a程度）がある。

2）最遠距離はA地区に所在する圃場の4kmである。

07 年は結果的に計 24.1ha もの農地を取得したが、この時に 22.1ha→46.2ha へと倍以上の拡大を行ったことになる。このような大胆な拡大は、前年の 06 年に後継者（夫婦）が本格的に就農を開始していたことも決め手となった。

同時に、16 年間所属していた地区の機械利用組織（前述の W 社）を脱退し、採算面も考慮して個人有に切り替えている。小麦収穫などの面で W 社の保有しているコンバインが刈取限界に達していることを考慮した判断でもあったという。現在の主要な個人有機械は、トラクタ 5 台（うちクローラー 1 台）、田植機 1 台（8 条植、中古）、汎用コンバイン 1 台（刈幅 2.5m、新品）、乾燥機 5 台（60 石×4 台、70 石×1 台）である。コンバインは 07 年の拡大に際して公社のリース事業を利用して導入したものであり（1,350 万円、半額補助）、乾燥機 1 台（70 石、汎用タイプ）の追加導入と倉庫（60 坪）の新築もこの時に併せて行っている。ただし、09 年はこのコンバイン 1 台で 22ha の麦を収穫していることになり、機械投資は抑制している面もある。

今後の意向について、まず 2010 年の作付計画について述べると、先の第 8 表に示す通りである。計画段階のものであるが、稲作を 3.9ha 拡大し、大豆転作をその分縮小する（3.4ha）。麦はすでに播種しており、2010 年は大豆を縮小するしかない。

稲作の拡大は「モデル事業」に刺激されてのことであるが、全体として見れば転作率は 79%から 71%に低下する程度に留まり、転作主体の経営であることには変わりがない。また、特徴的なことは、稲作の拡大が主として乾田直播の拡大によることである。移植稲作（成苗ポット式）を拡大するためには育苗ハウスの増棟が必要であり、そこまでの対応はさしあたり考えていない。また、あくまでも配分枠内での拡大を想定している。JA 管内全体では 200ha 程度の増反が可能ではないかとしているが、その調整は調査時点（1 月）より後の 2 月以降に行われ、最終的には自治会単位の調整プロセスで決定されるとみられる。

最後に、事例農家は上述した農地取得の経緯から計 23.5ha の公社貸付地を保有しており、経営面積の 51%を占めている。2012 年と 2017 年に売渡を控えているが、両者を合わせた売渡予定額はおよそ 7,500 万円であり、売渡時の助成措置（20%分）を差し引いても 6,000 万円になる。償還圧を考慮すると、合理化事業を利用してさらなる規模拡大を図ることも視野に入れているという。その場合、現在農業に従事している次女が結婚して夫婦で就農し、後継者夫婦と共に従事する「兄弟経営」を確立することが必要だとしている。現在の不況下で「兄弟経営」のようなスタイルを構想することは農家子弟の職業選択としても有望な方向だと言えよう。ただし、そのためには相応の経営基盤を整えることが必要である。

4. おわりに

北海道有数の大規模水田地帯である事例地域では、90 年代後半以降の米価低落・転作拡大の局面において、麦・大豆転作の拡大を積極的に進め、2000 年代以降の構造変化を受け止めつつ、転作部門からの収益確保に重点を置く大規模水田作経営を確立してきた。

転作拡大の初期には組織的対応を通じて生産性の向上と効率的な機械・施設の利用方式を構築し、近年では新技術（乾田直播）の導入を通じて土地利用面の課題も克服しつつあ

る。乾田直播は稠密な管理を前提とする日本的農法であるが、それに対応し得る担い手も層として形成されている。

以上の展開を支えてきた条件として、①産地づくり交付金（転作助成）、②農地保有合理化事業（拡大支援）、③土地改良事業（新技術導入の基盤整備）の3つがとりわけ重要であったことは言うまでもない。

政権交代に伴う農政改革が、10 数年をかけて積み重ねてきた上記の展開にどのような影響を及ぼすことになるのか、事実在即して検討することは今後に残された課題である。

【参考文献】

- [1] JA いわみざわ地域農業振興センター(2009)『水稻直まき栽培マニュアル』
- [2] 仁平恒夫(2005)「北海道水田作において高収益を上げる地域的営農体制の確立」『農業および園芸』80(9)
- [3] 仁平恒夫(2007)「業務用・加工用需要に対応した米産地づくりの現状と課題」『北海道農業研究センター農業経営研究』第 92 号
- [4] 農業農村工学会北海道支部(2009)『北海道における農地の整備と地域農業の展開』(第 32 回シンポジウム資料)
- [5] 北海道農業試験場(1999)『北の国の直播－乾田直播の技術開発と挑戦』

平成 22 年 11 月 30 日

印刷・発行

プロジェクト研究〔経営安定プロ〕研究資料 第 5 号

水田・畑作経営所得安定対策下における
集落営農組織等の動向と今後の課題（2）

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電 話 東京（03）6737-9000

FAX 東京（03）6737-9600

印刷・製本 （株）美巧社